

会 議 録

会議の名称		令和6年度第1回つくば市文化芸術審議会		
開催日時		令和6年(2024年)8月2日 開会 14:00 閉会 15:30		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟 会議室1		
事務局(担当課)		市民部文化芸術課		
出席者	委員 (計10名)	川村直子、野中勝利、田中佐代子、林みちこ、小澤慶介、 田中秀夫、宇津野茂樹、根津陽子、矢島祐介、山中周子		
	事務局 (計8名)	中川市民部次長、大木市民部統括監、 佐藤文化芸術課長補佐、山本同主任、吉野同主任、 川崎同主事		
公開・非公開の別		■公開 □非公開 □一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		(1)つくば市文化芸術推進基本計画(第1期)の最終評価について (2)つくば市文化芸術創造拠点整備について ①基本設計の報告 ②ワークショップの報告		
確定年月日		年 月 日		
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 内容 報告事項 (1)つくば市文化芸術推進基本計画(第1期)の最終評価について (2)つくば市文化芸術創造拠点整備について ①基本設計の報告 ②ワークショップの報告(令和6年(2024年)6月29日実施)</p> <p>3 閉会</p>			

<審議内容>

1 開会

<佐藤文化芸術課長補佐（以下、佐藤補佐）より開会を宣言>

2 議事

野中会長 : それでは会議次第に基づいて議事を進めて参りますがまず傍聴人についてですけれども希望者はおられないようなので、引き続き進めさせていただきます。

まず、本日の委員出席数ですが、委員 10 名中 9 名の出席ということで過半数を満たしておりますので、条例第 13 条第 3 項の規定によりまして本日の会議が成立していることを報告いたします。

本日は報告事項が 2 点です。1 番目が「つくば市文化芸術推進基本計画(第 1 期)」の最終評価について、2 点目がつくば市文化芸術創造拠点整備について、基本設計の報告とワークショップの報告の 2 点がございます。

はじめに、報告事項 1 「つくば市文化芸術推進基本計画(第 1 期)」の最終評価について、事務局から説明を受けてから委員の皆様にご意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

<資料No.1 について事務局より説明>

田中佐代子委員 : 第 1 期計画の振り返りで、①文化芸術を創造するまち「つくば」において、主要施策として在住の芸術家への支援と指導者の育成について記載してありますが、この指導者というのはどういった方を想定していましたか。

佐藤補佐 : 必ずしもプロと同等の指導者だけではなく、学校や幼稚園の先生とかそういう研修とかも含めておりました。

田中佐代子委員 : 併せて、この市内在住のアーティストというのをどれくらい把握されているのか、何かリストなどがあるのかという点が気になりました。

佐藤補佐 : やはり把握しきれてない部分が非常に大きく、私たちの課題の1つだと考えております。

そのため、今後採用予定のアートコーディネーターにも手伝っていただきながら進めていければと考えております。

川村委員 : 第1期計画の振り返りで、①文化芸術を創造するまち「つくば」において、主要施策として(仮称)つくば文化芸術賞の設置というものがありますが、これは設置したのかどうかわからないので教えてください。

佐藤補佐 : こちらは設置しておりません。

川村委員 : 今後、第2期計画でこの賞を設置する予定はありますか。

佐藤補佐 : 第2期計画では、アーティスト支援や育成の事業などに力を入れていきたいと考えていることから、賞の設置は見送っており、第1期を踏まえた課題や第2期にも記載しておりません。

川村委員 : また、スタートアップパークでは文化芸術分野を含めスタートアップ支援ができたということで、どのような事業者がいらっしゃるのか教えていただきたいです。

佐藤補佐 : 主な事業に記載があるとおり、担当課からはつくば電気通信株式会社やデジタルハリウッド株式会社などと連

携をしていたと報告がありました。スタートアップとして文化芸術にも関わっている業者です。

野中会長 : 第1期の振り返りをし、総合評価をこういう形で確認をしたということで、皆様よろしいでしょうか。

田中秀夫委員 : 第1期を第2期に引き継いでいくという形になっていますが、評価の部分が気になっていて、令和4年度の単年度ではA評価であっても、期間全体としての評価ではB評価になるというのは、新型コロナウイルス感染症の影響なのでしょうか。

佐藤補佐 : はい。令和5年度の単年度の評価を担当課に依頼したときには、今回は新型コロナウイルス感染症も第5類に移行したことで、そちらについては触れない形で評価をしていただきました。

しかし、計画期間中全体の評価については、中間で同感染症の拡大期間が入っておりますので、その影響からB評価とする担当課、主管課が多かったと考えられます。

田中秀夫委員 : 私もその時期のことはよく覚えています。そのため、できなかった部分は評価できないという判断でここまで進めてきたわけですが、その部分は第2期にどう反映されていくのでしょうか。

佐藤補佐 : 国の計画でも、つくば市の計画でも、前回の第1期計画については道半ばであり、課題が多く残った形になります。

そのため、その課題を合わせたものが第2期計画となっておりますので、第1期で残った課題に関しても、第

2期で解決の手だてを考えていくことになります。

野中会長 : ほか、よろしいでしょうか。

ほかに御意見がないようでしたら次の報告事項に移りたいと思います。

続きまして報告事項2、つくば市文化芸術創造拠点整備について事務局から御説明をお願いいたします。

<資料No.2について事務局より説明>

矢島委員 : 工事とは関係ないのですが、施設の名称はいつ頃にとどのような形で決める予定でしょうか。

佐藤補佐 : 今年度中に、始めようと思っております。

決め方についても、公募にするのか、内部で考えるのかというのにも検討しているところです。

公募にもメリット・デメリットがございますので、他の事例を参考にしながらと考えております。

野中会長 : どのように決めたらいいか、案はございますか。

矢島委員 : 公募すると盛り上がらなかったときに無難なところに落ち着きすぎることがよくあるため、それは避けたいと思います。

あとは、ここで何をするのかというのは、施設外観イメージがでてきて、想像できるようにはなってきましたが、コンセプトや方向性を提示して、その上で名前を考えるのはどうでしょうか。ロゴや全体的なデザインなど、今後決めていくものがさらに出てくると思うので、コンセプトを先に決めるほうがよいのではないかと思います。

佐藤補佐 : ありがとうございます。

野中会長 : 文化芸術創造拠点の基本計画の中に大きな方針とかコンセプトとかあるので、おそらくそれがベースになるのかなと思います。

そういったものを条件として提示して公募するならそういうことを前提として、どういうネーミングがいいでしょうかと募ることになると思いますが、矢島委員おっしゃっていましたが、無難なところに落ち着く方がいいのか、少し奇をてらった方がいいのかというのは、悩ましいですね。

おそらく多数決的に行くと無難な方向になると思いますが、そういった戦略などもまた機会があればこの審議会の中でも御意見いただければとは思っています。

根津委員 : 今の話の流れなのですが、例えば、コリドイオはどういった流れで名前を決めたのか教えていただきたいです。気が付いたらそういった名前になっていたような感覚だったため、今後の参考として伺えますか。

大木統括監 : コリドイオは公募で決まったものです。

小澤委員 : 6月29日(土)に開催されたワークショップですが、運営のことを検討するという割には参加者がちょっと少ないのではないかなと思いました。

その辺りについては事務局としては、どう思っているのかということ、併せて、これからワークショップを何回かやっていくというようなこともおっしゃっていましたが、そのマイルストーンをどうやって打っていくのかというその計画やビジョンについて、お聞きできればと思います。

山本主任 : まず、1つ目のワークショップの参加人数の件につきましては、広報つくば、市や文化芸術課が所有する SNS など既存の媒体を通じて、1ヶ月間程度の期間、参加者の募集をいたしました。それまでのワークショップや説明会の参加者数と比較しましても、御参加いただいた人数が少ないということはこちらも受けとめておりますので、締め切り間近になったときにリマインダー的に再度 SNS 等で募集をかける、過去に参加された方には個別に通知を行うなど、繋がりを広げていくようなアプローチを次回以降は反省を踏まえて実施していこうと思っております。

また、今後のワークショップなどの開催方法については、例えば、現在は実施設計を行っているところですが、説明会のような形で、何かしら大きな事が決まったときにその都度お示しする必要はあると思っております。ワークショップとしては、今回の参加者募集の話とも繋がってきますが、ある程度のスケジュールや定期開催するということを決めて、テーマを変えながら行っていくことも必要かもしれません。そういったところも含めて、開催方法、現状検討中でございます。

佐藤補佐 : もう1点、前回、3月に実施したときには20名ほどの参加いただきましたが、今回は9名ということで、やはり少ないなという印象がありました。

地元の方が1、2名参加予定だったのですが、当日いらっしゃらなくて1名のみだったので、地元の方にたくさん参加していただきたいなと思いました。区会回覧な

どを強化しまして、できるだけ地元の方に多く参加して
いただきたいなどは考えています。

矢島委員 : それに関連して、地元というのはどの程度のエリアを
想定しているのでしょうか。旧田水山小学校の学区でし
ょうか。

また、秀峰筑波義務教育学校などへの配布は検討して
いないのでしょうか。今はスクリレというアプリで手紙
が来て保護者が確認するので、子どもへの募集ではなく
ても有用ではないかと思えます。

佐藤補佐 : 地元の方への説明会を実施するときは、これまでも区
会回覧を実施しており、筑波地区、大穂地区まで含めて、
配布をしております。

スクリレでの配布も検討したいところですが、内容に
よっては担当課に配布できないと判断されることもある
ので、相談していきたいと思えます。

川村委員 : 今後コーディネーターが採用されたときに、外の組織
などとの関係を作っていくのにも使えると思うので、芸術
文化に関係する団体や会社に直接そのメールとかで案内
を出してしまうというのはどうでしょうか。

宇津野委員 : そういう案内を直接出すっていうのも手かなと思いま
す。筑波大芸術専門学群の先生や学生さんにも興味を持
ってもらいたいですね。

小澤委員 : 芸術専門学群の芸術支援領域の学生が昨年アークス
(もりや学びの里)にも実習に来まして、熱心に外国の
アーティストと地元の人たちがどうやって交わっている
のかなどをちゃんとレポートに書いて提出してくれまし

た。そのことから、関係性が今年も続いているのですが、すごく熱心な学生たちなので、積極的に働きかけていくとよいのではないかと思います、

野中会長 : 貴重な御意見いただきましたので、そういったことを含めて、スケジューリングについて、毎回同じ方、幅広くというよりは、少しターゲットを絞るか、あるいはその時々テーマをうまく設定して、ターゲット層が参加してみようと思うような感じに検討いただければいいかなと思いました。

そうしていかないと、継続していく中で参加者が減っていくというのもよくあるパターンなので、目先を少しずつ変えながら、新しい関わりを持つ方を増やしていく方法が取られると良いと思いますし、ワークショップでアイデアをもらうだけとよりは、そのときに1つでも2つでも、何かを決めるというような形だと参加した方も参加した成功体験を持てるかなと思いました。

他いかがでしょうか。

宇津野委員 : アートコーディネーターの選任が今後の文化芸術活動の一番のポイントになってくるのではないかと私は思っています。これから実施設計を進めていくに当たって、アートコーディネーターの選任がどのくらいの時期になるかわからないですが、その方の意見っていうのは実施設計に反映されないのでしょうか。

もう1点、先ほどからワークショップについて色々な御意見が出ていて、その中で子ども食堂の話や庁内の他の課、地元の方をどう巻き込むかという点について考え

ていく必要があるというのはもっともな御意見だと思います。ただ、そういった方々の意見を今後の実施設計でどこまで取り入れられるのでしょうか。

この2点、お伺いさせていただきます。

佐藤補佐 : まず、コーディネーターに関しましては、10月採用を目標に公募をしたのですが、応募された方の要件が満たなかったこともあり、今回は見送らせていただきました。今後は4月採用に向けて要件を再検討するため、また動き始めたところです。

当初、10月採用で進めた理由としましては、御意見いただいたとおり、実施設計にコーディネーターとしての御意見をいただきたいという理由がありました。ただし、今回は採用することができなかつたため、実施設計に対する意見をもらえなくなってしまったのですが、こちらでこれまでもアーティストや筑波大の先生方、学生へのヒアリングなどを実施してきましたので、それらをいかしていければと考えています。

野中委員 : 質問の後半であった地元の方との関係はどうでしょうか。例えば、現在の設計図だと1階に地域利用スペースというのを設けているようですが、1階の多目的室も含め、地元の方々のニーズを直接的にくみ取るような、ことをワークショップのテーマとして設定するというのはどうでしょうか。

佐藤補佐 : こちらの施設の検討当初から旧田水山小学校学区の区長の方々からは直接御意見をもらっておりました。

その中で地域の方が使える場所が欲しいということ

で、地域利用スペースを設定しました。

あとは防災関係についても、区長はじめ地元説明会にいらっしゃった方から御意見をいただいております、その地域利用スペースに防災設備を投入しまして、避難所として使えるような形をとっております。

他にも、地元の方向けのアンケートも実施しましたが、おっしゃるとおり、地域の方への働きかけも今後重要な要素になってくると思いますので、ワークショップの参加者の募集と合わせて地域利用の仕方についても詰めていければと考えております。

川村委員 : 私は議会の中で、特に学校施設について長寿命化計画として、屋根や壁、窓など断熱をしっかりとすることを提案しているのですが、こちらの施設はどうでしょうか。防災設備という話もありましたので、もし入ってなかったら入れて欲しいなと思いました。

また、防災倉庫の中身の話ですが、プライバシーを保つための室内で建てるテントみたいなものがつくば市ではまだあんまり防災備品として導入されていないように見受けているのですが、ここではいかがでしょうか。

佐藤補佐 : まず、この建物の基本計画の方に概算は載っていますが、長寿命化は除いた額となっています。現在は長寿命化ということで、屋根の防水や塗装、配管などをすべてやり直すような予定になっており、現時点で基本計画時の概算金額よりは大幅上がる予想です。そのため、断熱に関しては、今回はちょっと難しいと考えております。

防災というお話もありましたが、防災のための設備は

投入しますが、防災専門の施設ではないことと学校施設ではなくなることから、壁などを含めた断熱というのは難しいと考えおります。

また、防災倉庫の中身については、危機管理課の所管になると思うので、こちらで確認してみます。

川村委員 : 色々全部工事するとすごい金額になると思いますが、天井だけ、窓だけなど、考えられる部分で検討していただきたいと思います。

野中会長 : その他いかがでしょうか。

この建物の設計も、実施設計に当たってまだ多少修正もあり得ることなので、外構なども御意見あればと思いますがいかがでしょうか。

小澤委員 : 先ほど宇津野委員もおっしゃったとおり、一度、芸術文化に関わる人、キュレーターや芸術家、建築家と一緒に細かいところを見る機会を設けた方がよいと思います。

野中会長 : この基本設計になる前に何度かそういう機会を設けて、エレベーターの大きさを変えたり、部屋の位置を変えたりされていきましたよね。また機会を設けて、実施設計の段階でも、そういったことがあった方が、いいのではないかという御意見だと思います。

小澤委員 : 芸術文化ってとても広い言葉だと思うのですが、その中でも、音楽、メディアアート、ゲーム、現代美術もそうでしょうし、陶芸、伝統芸能、そういった他この施設に関わる関わりそうな専門家達と回るということです。

佐藤補佐 : ぜひ実現したいと思っているのですが、その節は、筑波大の先生方にも御協力いただければと思いますので、

どうぞよろしく願ひいたします。

野中会長 : 筑波大関係だと芸能関係はあまりないかもしれないですが、市内の中でもいろんな方が活動されていると思うので、そういった方々に「この部屋をもし使うとすればどういうふうにしたらいいのか」をヒアリングする機会を再度設けて、ぜひここができた暁には利用していただきねというようなアナウンスも含めてそういう機会があると、施設がオープンしたときに、身近に感じたり、利用していただいたりするきっかけにもなるのかなと思います。

山中委員 : ワークショップの際に自由に御意見を伺う場面があると思いますが、聞き方として何かやっぱ文化芸術に特化した施設を作りたいという前提で意見を求められた方がいいのかなと考えています。例えば、そもそも子ども食堂があつていいのかとか、子ども食堂の中で盛り付けなどのワークショップや、工作のワークショップにそのまま一緒に参加できるようにするのはどうかとか、作ること、表現することに関した場所であることを踏まえた意見をもらっていくような意識で、これからヒアリングしていただいた方がよいのではないか思いました。

山本主任 : そうですね。今回に関して確かに参加の感想のみを求めたような形になってしまったので、今後はこの建物を作っていくコンセプトの部分に関わるような内容を設定して回答をお願いしようと思います。

田中秀夫委員 : この施設の運営についてはどの程度決まっているのでしょうか。今回のワークショップの結果を見ても、あくま

でこのワークショップに参加した方の希望だというのはわかりますが、これを踏まえて検討するには開館時間などあまりにも現実的ではないように思います。それもあって、市が直営するとして5人くらいは配置されることを想定しても、さすがにちょっと見えてこない部分が大きいです。

そのため、あれやりたい、これやりたいと市民から希望がたくさん出てくるのはよいことですが、あらかじめもう少し詰めて、実際にできる範囲の限界をある程度決めて、その中で、どこまでできるのかというようなことを検討してもらわないと職員の負担だけでなく、金銭的な負担も際限なくなってしまうと思います。

このような運営面で何か決まっていることはあるのでしょうか。

佐藤補佐 : 私たちがコンセプトとした内容などをしっかりと反映できるように、まずは市が直営するというのがまずスタート段階で決定していることです。

そのほかに、開館時間とかはこの後ヒアリングとかもしながら、できることを詰めていくという形で検討していく予定です。

野中会長 : できるだけ要望を受け入れられるような体制を整えたいと思う一方で、行政側の管理の限界はあるのと思いますので、並行して検討していただきたいと思います。

また、アートコーディネーターが常駐される可能性もありますが、文化芸術課の1人でも2人でも席を施設の方に持ってきてもらうようなこともあってもいいのかも

しれません。

他いかがでしょう。

矢島委員 : 今からあと2年程度でオープンになる計画かと思いますが、その2年の間に市民と一緒に参加してこの場所を作っているという雰囲気を作っていくことがとても重要な気がしています。市民目線だと、行政の施設は突然与えられるものであることが多くて、知らないところで議論されて、余っているスペースや余っている施設があるからそこを活用するために与えられた計画が突然降ってくるというような感覚が私自身はあって、この施設に関しては、そういう形はできれば避けて欲しいと思っています。もちろん市民全員というのは無理ですが、関係するような方々に参加していただいて、行政と市民と一緒に作った施設という雰囲気を作っていくことが大変だろうけど重要だと感じているので、その辺りを頑張っていたら嬉しいです。

小澤委員 : これは提案なのですが、ワークショップは必ずしも旧田水山小学校でやらなくてもいいかと思います。

人が多い駅前やって、田水山でやってということを繰り返す中で、南と北で連携を作っていくような可能性もあると思います。あとは、学校でもいいと思います。子どもも大人もいていいし、普段の学校は子どもがいない大人たちって来ないですから、区長さんや地域の方かが来て、これをきっかけにコミュニティとができると思うので、色々な場所でやってみるといのは面白いと思います。

そういった点では、このワークショップをデザインする人も大事ですし、マイルストーンをきちんと事務局と一緒に打っていく流れをデザインしていく人も必要だと思います。

根津委員 : ワークショップの話ですが、3月に開催したときは廃校になる前、旧田水山小学校に当時通っていた今の高校生も参加していて、いい感じだなと思っていたのですが、今回はその高校生たちも来なかったですね。そこが寂しいなと思ったので、旧田水山小学校に関わりがあった方たちにぜひもっと声かけていただきたいなと思っています。

それから、文化芸術創造拠点を作るよというだけで、だからワークショップに来てねって言うのだと何をやっているかわからない。何をやるかわからないところには行きづらいので、詳細を掲載して告知したほうがよいと思います。今回はここの部屋のことを考えようとか本当に細かいことでもいいと思うので、そういう具体的なことを話して行って、ここの部屋のここに私の意見が反映されているのよ、という身近さを感じられる人を増やしていけるような、ワークショップシリーズの設計をしてもらえたらいいのかなと思います。

それともう1つ、断熱が予算の関係でできないとおっしゃっていましたが、コリドイオの音楽室は防音がしてあるという触れ込みだったはずなのに、それが甘くて、生ドラム禁止というように聞いています。

言い方が難しいですが、半端なお金の使い方はやめて

欲しいなと思います。防音って言うのであればちゃんと防音して欲しいし、断熱するならちゃんと断熱して欲しいです。予算との兼ね合いもちろんあると思いますが、半端にすると、また改修とかしなきゃいけないと思うので、それはできれば避けて欲しいと思います。

佐藤補佐 : 防音のスタジオを2つ用意していますが、1つはもともと音楽室だった場所です。一番景色がいい部屋でもあり、窓を生かした設計を検討しています。そのため、完全防音ではなく、アコースティックを中心とした利用を想定しており、そういった条件は事前にわかるようにして利用を促す予定です。

野中会長 : ここで私からも御意見させていただきますと、先ほどの話で、みんなで施設を作り上げていくというのは、計画のプロセスの中の参加というだけではなく、工事中での参加、例えばタイルを1人1枚持って、この外壁のこの部分は自分が作ったみたいな体験を改修工事の途中で検討してもらえればいいかなと思います。植栽などもそうですね。そういう機会があると、実際に足を運んでもらうきっかけになると思います。

また、内装や備品、設備などのデザインは、これ既製品がそのまま並ぶようなものではなく、それなりにデザインされたような手すりや街灯などがあつたらいいなと思います。予算の関係でどこまで手がつけられるかわからないですが、そういったところにもデザインの検討予知がありますので、ぜひこういった施設にはお願いしたいなと思っております。

川村委員 : 前半で話していた文化芸術推進基本計画の評価に関する話なのですが、児童生徒の文化芸術体験活動の推進という項目があって、審議会が始まる前に少し根津委員さんと話しておりました。

今年度、教育局の予算で文化芸術に関する新しい予算がついたかと思いますが、それはこれから文化芸術創造拠点が作られるということと関連はあるのでしょうか。もし話されているようなことがあれば、お聞きできればと思います。

佐藤補佐 : 教育局から、令和6年度からその新たな予算がついて始まるというのは聞いていまして、こちらの文化芸術推進基本計画にはそれが反映されています。ただし、今年度からまだ始まったばかりで、その進捗を確認しながらやっていくと聞いています。

文化芸術創造拠点との関連は、現時点ではございませんが、文化芸術創造拠点基本計画においても学校との関連というのはもちろん入っておりますので、今後、そういった繋がりは深くなっていく可能性はございます。

野中委員 : 他、よろしいでしょうか。

それでは、大変長い時間になりましたが、貴重な御意見をたくさんいただきましてありがとうございます。

それでは本日の報告事項は以上となります。

委員の皆様ありがとうございます。

以上で議事を終了したいと思います。進行を事務局の方にお返しいたします。

佐藤補佐 : 皆様、慎重なる御審議、誠にありがとうございます

た。

3 その他

<佐藤補佐から令和6年度つくば市文化芸術審議会の日程調整について>

<第2回審議会、第3回は開催日未定(11~12月頃と3月を予定)>

<後ほど、別途連絡をとり、日程連絡を実施>

4 閉会

<佐藤補佐より閉会の宣言>

令和6年度 第1回つくば市文化芸術審議会 次第

日時 令和6年(2024年)8月2日(金)
14時00分から15時00分まで(予定)
場所 つくば市役所
コミュニティ棟1階(会議室1)

1 開会

2 内容

報告事項

- (1) つくば市文化芸術推進基本計画(第1期)の最終評価について(資料1)
- (2) つくば市文化芸術創造拠点整備について
 - ①基本設計の報告(資料2)
 - ②ワークショップの報告(令和6年(2024年)6月29日実施)(資料3)

3 閉会

配布資料

次第(裏面・委員名簿)

資料1 つくば市文化芸術推進基本計画 最終評価

資料2 つくば市文化芸術創造拠点基本設計報告書(案)

資料3 つくば市文化芸術創造拠点に関するワークショップ実施報告

つくば市文化芸術推進基本計画(第2期) 令和6年(2024年)3月策定

令和5年度つくば市文化芸術審議会委員名簿

委嘱期間：令和5年(2023年)11月1日～令和7年(2025年)10月31日

(敬称略)

氏名	選任区分
かわむら なおこ 川村 直子	市議会議員
のなか かつとし 野中 勝利	学識経験者（筑波大学）
たなか さよこ 田中 佐代子	学識経験者（筑波大学）
はやし みちこ 林 みちこ	学識経験者（筑波大学）
おざわ けいすけ 小澤 慶介	学識経験者（アーカスプロジェクト）
たなか ひでお 田中 秀夫	学識経験者（つくば市文化協会）
うつの しげき 宇津野 茂樹	学識経験者（(公財)つくば文化振興財団）
ねつ ようこ 根津 陽子	市民
やじま ゆうすけ 矢島 祐介	市民
やまなか のりこ 山中 周子	市民

基本理念	基本的方向	基本施策：成果指標	主要施策	主な事業	成果	課題	評価
アートで編む	① 文化芸術を創造するまち「つくば」	文化芸術に接する機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 鑑賞機会の充実 鑑賞者向けワークショップの充実 市民参加型事業の充実と多様化 市民主体の文化芸術活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 芸術文化公演事業 文化芸術関連ワークショップ 市民文化祭 つくば国際音楽祭 つくばで第九 つくばショートムービーコンペティション メディアアート・フェスティバル 等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末から令和3年度半ばにかけて新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業が実施できない時期が続いた。また、事業再開後も観客数は減少したが、SNSを通じたオンライン配信や代替事業などを実施し、一定の成果を残すことができた。令和4年度と令和5年度については、最低限の感染症対策をしながら予定どおりイベントを開催することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会情勢の変化に応じた、持続可能な文化芸術の推進が必要 子どもたちの作品発表の場や体験教室等の参加型イベントの増加が必要 	B
		すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒等の文化芸術体験活動の推進 児童、生徒等の文化芸術鑑賞活動の推進 世代に合わせた付加サービスの充実 文化芸術による障害者等の生活の質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 財団によるアウトリーチ事業 夏休みアート・デイキャンプ アート探検隊 芸術鑑賞会 豊かな心育成事業 劇団四季による無料招待公演 学生割引公演 ひとり親家庭の招待講演 チャレンジアートフェスティバル 等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な芸術活動により、児童生徒の豊かな情操が育まれた。 芸術鑑賞会では、学園単位で行われることで児童生徒の交流が図られた。 事業を通じて障害者(児)の芸術表現の意欲を高め、社会参加の促進および、市民に対する障害者理解の推進を図ることができた。 新型コロナウイルス感染症拡大による舞台発表の中止の表現手段の代替として、パフォーマンス映像作品の制作上映を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 世代に合わせた付加サービスの強化が必要 文化芸術による障害者等の生活の質の向上支援強化が必要 子育て世代が参加しやすい文化芸術公演の増加が必要 障害者等の文化芸術に触れる機会の拡大が必要 	B
		文化芸術に資する人材の育成と活用	<ul style="list-style-type: none"> つくば在住の芸術家への支援と指導者の育成 各種文化芸術を担う人材育成事業の推進 (仮称)つくば文化芸術賞の設置 文化芸術振興功労賞等の創設 文化芸術活動ボランティアの育成 	<ul style="list-style-type: none"> アーティスト支援事業(アトリーサー・ラボ 等の実施) 公演ボランティア(サポーター会員)等の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 市内アーティストの育成と支援を目的として、令和3年度より事業を開始することができた。 サポーター会員や公演ボランティアとして文化芸術に関わる市民の育成ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> つくば在住の芸術家への支援と指導者の育成の推進が必要 多様な文化芸術活動を担う人材育成事業の強化が必要 文化芸術活動ボランティアの育成が必要 文化芸術団体等への活動支援の強化が必要 	B
	② 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」	地域に根付いた伝統の継承・発展	<ul style="list-style-type: none"> 文化財等の保存と有効活用 郷土の伝統文化、芸能の保護・継承 文化資源活用事業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 各種文化財・埋蔵文化財の調査・保存 小田城跡保存 金田官衙遺跡保存 文化財維持管理 巡回企画展・文化財イベントの開催 学校での伝統文化教育 文化財サポーターの育成 民有文化財の補助 さくら民家園の活用 まつりつくばの開催 等 	<ul style="list-style-type: none"> 各種文化財調査事業や土地買収、維持管理業務により、文化財の保存ができたほか、各種調査で得られた成果が市の歴史を知る資料となった。保存された文化財や調査で得られた資料は、展示や講座、イベントで活用し、市民が歴史に触れる機会が提供できた。また、平沢官衙遺跡では経年劣化等への対処となる再整備工事に着手できた。 さくら民家園について、一般開放、見学自由とし、来園者につくば地方の伝統的な農家住宅のたたずまいや構造を学ぶ機会と憩いの場を提供できた。 まつりつくばについて、令和2年度と4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となった。令和3年度はスマホスタンプラリー等の代替イベントを開催した。スマホスタンプラリーでは、市内の参加店舗を巡っていただくことで経済活動を推進するとともに、市内物産品を賞品とすることで物産品のPRを行うことができた。令和5年度は、4年ぶりの開催となったこともあり、公務員宿舎の再開発やつくば中央警察署の移転など周辺の実環境の変化に対応し、住民生活に配慮した上で開催することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化資源活用事業の強化が必要 開発に伴う埋蔵文化財調査の必要件数の増加と未調査案件の蓄積が進んでしまっており、事業の効率化や人員増等の対応策が必要である。活用では、展示施設利用者数の新型コロナウイルス感染症の影響からの回復が十分ではなく、改めて周知や催事等の充実を図る必要がある。また、令和5年度から4年計画で着手した平沢官衙遺跡再整備工事を円滑に進めることも、今後の大きな課題となる。 さくら民家園の母屋の茅葺屋根は、破損したぐしを幌で被覆しているほか、全体的に茅材の損耗が進行しており、葺き替えの時期を迎えている。計画的に修繕工事を行う必要がある。 つくば駅周辺においては、マンションなどの建設が進み、近隣住民への影響が大きくなったこと、調整が必要な利害関係者が増えたことで、現状の内容・規模を維持することが困難になっている。 	B
		多文化共生による文化芸術の振興	<ul style="list-style-type: none"> 在住外国人や姉妹都市を通しての異文化理解と多文化共生社会の促進 多言語による情報提供 国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の確立 つくばの多様な魅力の世界への発信 アーティスト・イン・レジデンスの促進 	<ul style="list-style-type: none"> 国際理解講座、世界お茶のみ話、国際交流フェア 等の開催 多言語による外国語広報紙発行 姉妹都市・友好都市等との連携(グルノーブル屋外映画祭への出品、音楽家派遣、来市に対しての日本文化体験、工芸品の出展等) 文化芸術アーカイブ アートチャンネルやInstagramの運用 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて事業をオンラインで実施するなど、手法を工夫しながら異文化理解に資する事業が実施できた。また、感染症収束後は、対面での事業実施を再開したに加え、講演会の動画配信は継続して行うなど、オンラインの有効活用を継続できている 外国語広報紙について、新型コロナウイルス感染症拡大中は外国人人口が減少していたが、設置場所の新規開拓により発行部数は微増傾向を続けた。感染症収束後は外国人人口は増加しており、発行部数も増加している。 姉妹都市・友好都市等との連携により、様々な機会世界に向けてつくば市の文化芸術をPRすることができた(動画やSNSでの発信、PR冊子の作成など)。 文化芸術アーカイブを通して、各種事業や市内の文化芸術活動を紹介することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 異文化理解と多文化共生社会を促進する事業の強化が必要 国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の推進が必要 アーティスト・イン・レジデンスの実施が必要 市役所内の連携強化が必要 外国語広報紙等の周知活動の強化が必要 姉妹都市等海外都市との連携を活用し、世界に向けたつくばの魅力発信が必要 	B

基本理念	基本的方向	基本施策:成果指標	主要施策	主な事業	成果	課題	評価
アートで編む	③ ④ ⑤ 新しい文化を創出するまち「つくば」	科学と融合した文化芸術の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな文化芸術の推進 ・新たな文化芸術関連ワークショップの充実 ・つくば発の、新たな文化芸術を創造する芸術家への支援強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイエンス・ハッカソンでのコーディネート ・メディアアート・フェスティバルの開催 ・ショートムービー・コンペティションの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●サイエンス・ハッカソンの作品展示を通じて、G20大臣会合の機運醸成に貢献した。 ●また、筑波研究学園都市の創造性や多様性、文化的成熟度といった魅力の新たな発信方法として確立できた。 ●事業を継続して実施することで、認知度が高まり、来場者数につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア芸術など、新たな文化芸術のワークショップの増加が必要。 ・つくば発の新たな芸術を創造する芸術家への支援が必要。 ・市の文化振興事業への協力に対して、研究者・研究機関への理解浸透の努力が必要。 ●アーティスト側の意図を正確に把握することについて、改善の余地がある。 	B
		文化芸術によるイノベーションの創出	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業との連携による文化芸術の発展 ・クリエイティブ産業による人材育成及び地域の活性化 ・食や生活文化など文化芸術を利用した産業・観光の推進 ・スポーツ文化による地域の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ事業アクセラレーションプログラムの実施 ・周遊観光推進事業(旧フットバスの発行) ・つくばコレクションの認定 ・「つくば市、(株)つくば電気通信及びデジタルハリウッド(株)によるIT・クリエイティブ産業の活性化に関する連携協定」に基づくIT・クリエイティブ産業の人材育成、クリエイティブ産業の製品・サービスの社会実装支援 ・スポーツ教室やつくばマラソン等スポーツ大会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセラレーションプログラムの実施によりスタートアップの事業拡大につながった。 ●クリエイティブ人材の「メーカー」と研究者の出会いの場が構築できた。 ●新たなエンターテインメントを小学生親子が体験できる機会を創出できた。 ●つくばスタートアップパークでは文化芸術分野を含めてスタートアップ支援ができています。 ●収入観光推進事業について、観光客入込数は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたものの、地図更新を定期的に行い、需要に応じて配架場所を増やすなど工夫をすることで、配布枚数が増え、PR、誘客を図ることができた。 ●市内物産品等をつくばコレクションとして認定することにより、物産品等の販路拡大につなげることができた。 ●令和2年度から令和3年度にかけて新型コロナウイルス感染症の影響により、開催できない事業もあったが、感染症対策を講じることで開催できた教室もあった。つくばマラソンについては、オンラインにて開催することができた。開催方法によらず、スポーツの楽しみや健康の増進等の場を提供することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業との連携強化が必要 ・クリエイティブ産業による人材育成と地域活性化が必要 ・食や生活文化など文化芸術を利用した産業・観光の推進強化が必要 ・観光事業との連携強化が必要 ・新たなコンテンツを開発することにより、周遊観光事業の推進など、文化芸術を活用した地域の活性化の促進が必要 	B
	④ 自然が感性を培うまち「つくば」	自然との共生による文化芸術の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境との共生を図る事業の充実 ・自然と共存する都市景観の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく行為の届出の審査 ・発電設備の適正な設置や管理の誘導 ・つくば市屋外広告物条例に基づく許可 ・アートセッションの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観法に基づく届出対象行為について、景観形成基準に基づき規制誘導することにより、良好な景観の維持・形成を図った。 ●一定規模以上の発電設備の設置について、ガイドライン及び要綱に基づき誘導することにより、適正な設置、管理を図った。 ●つくば市屋外広告物条例の適正な運用や市ホームページ等での周知活動により、無秩序な広告物の掲出を防止し、街並み景観、道路沿道景観、都市景観等の維持保全が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境と共生・共生する文化芸術活動の推進が必要 ・筑波山を筆頭とするつくばの自然との共生を図る文化芸術事業の拡充が必要 ・環境保全に対する市民意識の向上が必要 	A
	⑤ 文化芸術を実践するまち「つくば」	プラットフォームの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な文化芸術活動を相互に結ぶコーディネート機能の形成 ・文化芸術創造拠点の形成 ・つくば発の文化芸術のアーカイブの構築 ・市、教育委員会(学校含む)、つくば文化振興財団、市民、文化芸術団体、大学、研究機関、企業等とのネットワークの構築 ・文化芸術活動を行う個人、団体への新たな支援制度の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術創造拠点の形成(旧田水山小学校) ・筑波大学と財団との連携事業(アート・マルシェ、小学校でアウトリーチの実施) ・文化芸術活動支援 ・ノバホール・つくばカピオのアーカイブ運用 ・つくばアートチャンネルアーカイブの運用 	<ul style="list-style-type: none"> ●文化芸術創造拠点の形成に向け、準備を進めることができた。 ●筑波大学や筑波学院大学(現:日本国際学園大学)等と連携した事業を多数実施することができた。 ●アーカイブを活用した事業や情報発信を推進することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な資源を活用し、相互に結ぶコーディネート機能の構築が必要。 ・文化芸術創造拠点基本計画に基づいたプラットフォームの形成が必要 ・様々な主体を相互に結び付けるソフト面でのプラットフォーム形成の実現が必要(様々な主体:市、教育委員会(学校含む)、公益財団法人つくば文化振興財団、市民、文化芸術団体、大学、研究機関、企業等) ・文化芸術分野の専門職員の配置が必要 	A
		文化施設の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば市の文化施設の整備と活用 ・県の文化施設、大学関連施設及び市内の民間施設等との連携強化 ・公共空間の活用によるにぎわい創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館の活用 ・茨城県近代美術館やつくば美術館との連携 ・公園やペDESTリアンデッキ・広場の活用(つくばペデカフェプロジェクト 等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●中央図書館では、令和元年度末から令和3年度半ばにかけて新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりイベント等が実施できない時期が続いた。その中で実施方法を工夫し、感染症対策を図りつつイベントを実施し、一定の成果を残すことができた。令和5年度には令和2年度から中止していたライブラリーピクニックを開催した。 ●つくば文化会館アルスは老朽化が進んでいることにより、突発的な故障等が各所であるが、修繕による対応を行っている。令和2年度に新型コロナウイルス対策に充てるため予算を縮減し、翌年度以降に一部の事業を先送りしたが、その他の事業については計画どおりに執行し、一定の成果を残すことができた。令和5年度には屋上の改修を行った。また、視聴覚コーナーを改修し閲覧席を増設した。 ●ペデカフェプロジェクトにおいて、地域の団体等と連携したイベント等を行うことにより、街のにぎわいを創出した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けているが、いくつかの事業は感染対策をした上で実施。令和5年度のイベント実施回数は、H30年度以降最多となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化施設の整備や活用の推進が必要 ・文化芸術施設の老朽化に伴う計画的な改修、修繕が必要 	A
		文化芸術情報の収集と提供	<ul style="list-style-type: none"> ・つくば市内の文化芸術活動情報の収集 ・ケーブルテレビ、地域情報誌等の有効活用 ・市の広報媒体の有効活用 ・ソーシャルネットワークサービスの有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙(かわら版含む)の発行 ・市公式HP・SNSの運用 ・ACCS・常陽リビング・新聞広告等の活用 ・つくばアートチャンネルの運用 ・情報誌「芸文筑波」の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙の全戸配布、HP・SNSによる情報発信により、幅広い年齢層の市民に分かりやすく丁寧な文化芸術情報等の発信を行った。 ●つくばアートチャンネルの運用開始により、HPだけでなく、文化芸術に特化した情報発信が可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内外へ向けた、文化芸術活動に関する情報提供の拡充が必要。 ・わかりやすい情報発信の工夫が必要 ・文化芸術に関する広報の認知度向上が必要 	B



つくば市

文化芸術推進

基本計画（第2期）

令和6年(2024年)3月

〔対象期間〕

令和6年度(2024年度)から

令和10年度(2028年度)まで



これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs

はじめに

文化芸術は人の魂を映す鏡であり、私たちの人間性の深い部分に根付いています。私たち一人一人の内なる世界を豊かに描き出し、想像力や創造力を具体的な形に変えていきます。このようにして生み出される作品は、作り手や観る人たちの間で感情を喚起し、人と人とのつながりを深め、互いの理解と尊重へとつながります。



この表現の価値はトップアーティストに限らず、アートに携わるすべての人によって創り出されるものです。アートが生み出す豊かな表現で彩られた都市は、多様性が増し、共生の力を育んでいきます。文化芸術の普遍的な価値を通じて、多様性を受け入れ、違いを尊重しながら、人類共通の美しさを見出し、共感を深めることも可能になります。

このような思いを背景に、つくば市では、文化芸術によるまちづくりを実践していくために、平成31年に「つくば市文化芸術推進基本計画」を策定しました。この第1期計画の振り返りを行い、新たに策定したのが本計画です。

新たな計画では、基本理念を第1期から引き続き、「アートで編む」とし、文化芸術が市民にとってより身近なものとなるよう様々な施策を実践していきます。

それらの施策の中心となっているのは、令和8年度の供用開始を目標に旧田水山小学校を利活用して整備を進めている「つくば市文化芸術創造拠点」です。

この施設では「出会う・つながる・創造する」をコンセプトに、展示や創作の設備を整えるほか、分野を超えたネットワークを構築し、アートを通じた新たな価値を創造する拠点となることを目指しています。

市の様々な主体や魅力という一本一本の糸を、紡ぎ、編み、豊かなまちをともに創っていきましょう。

令和6年（2024年）3月

つくば市長

A handwritten signature in black ink, written in a cursive style. The signature appears to be 'Yoshinori Kashiwa' (川崎 義典).

目次

1. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）について	1
1.1. 計画策定の目的	1
1.2. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）における対象の定義	2
1.3. 計画の位置付け	3
1.4. 計画期間	3
2. 文化芸術を取り巻く現状と課題	4
2.1. 文化芸術に関する社会状況の変化	4
2.2. これまでの取組と第1期計画の振り返り	9
2.3. 市民アンケート等からみる文化芸術を取り巻く現状	14
2.4. 文化芸術を推進する上での課題	16
3. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）の体系	19
3.1. 基本理念	19
3.2. 方針	20
4. 文化芸術の振興に向けた取組内容	21
4.1. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）施策の体系	21
4.2. 方針① 文化芸術に親しむまち	22
4.3. 方針② 多様性を尊重するまち	25
4.4. 方針③ 地域の風土を守り、いかすまち	27
4.5. 方針④ 創造的で活力あるまち	29
4.6. 方針⑤ 持続可能な文化コミュニティを実現するまち	31
4.7. つくば市内の文化芸術イベント・施設マップ	35
4.8. 基本目標と成果指標	36
4.9. 計画の実現に向けた連携・協働体制	37
5. 計画の進行管理・評価方法	39
5.1. 計画の進行管理	39
5.2. 評価・見直し方法	40
6. 資料編	41
6.1. つくば市文化芸術審議会	41
6.2. 文化芸術に関する市民意識調査報告書（概要版）	44
6.3. つくば市文化芸術基本条例	60

1. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）について

1.1. 計画策定の目的

平成29年（2017年）6月に国の文化芸術基本法が改正され、平成30年（2018年）3月に「文化芸術推進基本計画（第1期）」が閣議決定し、地方公共団体でも計画を策定していく努力目標が定められました。

それを受けて、つくば市は、世界に誇れる、個性あるつくばの文化芸術の創造を推進するために、「つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）」を平成31年（2019年）3月に策定しました。同計画では、本市に揃う1本1本のすばらしい糸を連携させ、「まち」という大きな布を織り上げるといふ思いから、「アートで編む」を基本理念に掲げて、5つの基本的方向と11からなる基本施策を設定しました。

しかし、同計画期間には、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大したことで、文化芸術イベントが中止や延期、規模縮小をやむなくされるなど、人々の行動自粛によって、文化芸術活動に関わる機会は減少しました。これにより市内の文化芸術活動は非常に甚大な影響を受けました。

新型コロナウイルス感染症の影響が収束しつつある中、国は令和5年（2023年）3月に「文化芸術推進基本計画（第2期）」を閣議決定しました。ここでは、第1期の4つの目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、今後5年間（令和5年度～令和9年度）において推進する7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示しています。

つくば市においても、「つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）」が令和4年（2022年）度に最終年度を迎えたことから、国の「文化芸術推進基本計画（第2期）」や、文化芸術を取り巻く環境の変化、令和4年（2022年）12月から令和5年（2023年）1月に実施した「文化芸術に関する市民意識調査」を踏まえて、令和6年（2024年）3月に「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」を策定することとしました。

1.2. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期） における対象の定義

1.2.1. 市が振興する文化芸術の定義

文化芸術基本法及び市の地域特性を踏まえ、本計画では以下の分野を「文化芸術」の対象範囲とします。

分野	内容
芸術	文学、音楽（クラシック、ポップスなど）、美術（絵画、彫刻など）、写真、演劇、舞踏、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ及びその他の電子機器等を利用した芸術（ゲーム、コンピュータグラフィックスなど）
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踏、その他の我が国及び地域古来の伝統的な芸能
芸能（伝統芸能を除く）	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、盆栽など、その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋、俳句、カラオケ、その他の国民的娯楽並びに出版物及びレコード等
文化財	有形・無形の文化財等並びに、その保存技術（史跡、地域の民俗芸能等）

※文化財については、主として「つくば市文化財保存活用計画」に基づき推進していきます。

1.2.2. 本計画とSDGs（持続可能な開発目標）の関係性

平成27年（2015年）9月に国連本部で開催された第70回国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダには、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development GOALS）として、世界で達成すべき17の目標と169のターゲットが掲げられています。

こうした中、市はSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて平成30年（2018年）2月に「持続可能都市ビジョン」を公表し、令和2年（2020年）3月に持続可能都市宣言を発表しました。本計画に基づき更なる文化芸術の振興を図ることは、SDGs（持続可能な開発目標）の以下の目標の達成に寄与します。

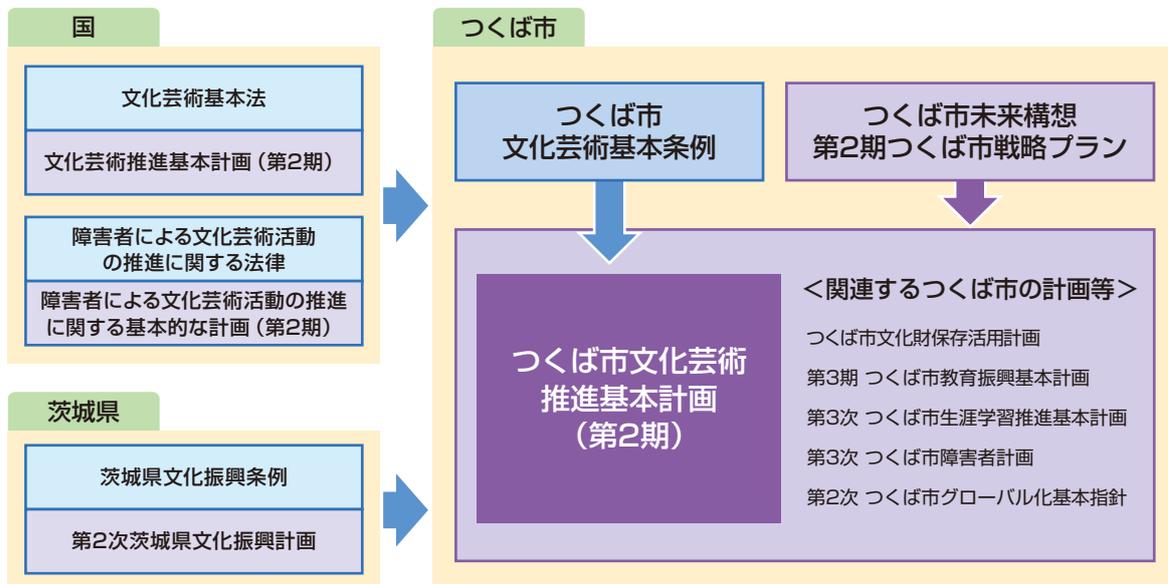
本計画と関係するSDGs（持続可能な開発目標）



1.3. 計画の位置付け

本計画は、「つくば市文化芸術基本条例」に即して定め、市の既存関連計画及び国や茨城県等の法令、条例等や計画との整合性に配慮しながら策定しています。

「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の位置付け



1.4. 計画期間

「つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）」は、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの5か年の計画として策定されました。

「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」は、令和5年度（2023年度）を策定期間としており、令和6年度（2024年度）から、令和10年度（2028年度）までの5か年の計画として算定します。

※策定期間とした令和5年度は、引き続き第1期計画に基づき進めていきます。

「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の計画期間



2. 文化芸術を取り巻く現状と課題

2.1. 文化芸術に関する社会状況の変化

2.1.1. 国の動向

(1) 文化芸術推進基本計画（第2期）

国は、平成30年（2018年）3月、文化芸術基本法に基づき「文化芸術推進基本計画（第1期）」を策定しました。計画期間中の文化芸術を取り巻く状況の変化や成果と課題を踏まえ、令和5年（2023年）3月に「文化芸術推進基本計画（第2期）」を閣議決定しました。

「文化芸術推進基本計画（第2期）」の中では、中長期目標と重点取組、計画推進のために必要な取組を定めています。

中長期目標が、新型コロナウイルス感染症の影響で達成に至っていないことを踏まえて、第1期の4つの目標を基本的に踏襲しています。

国の文化芸術推進基本計画（第2期）の概要

計画名	文化芸術推進基本計画（第2期）
策定年月	令和5年（2023年）年3月
計画期間	令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）
目的・趣旨	同計画内容では、第1期の4つの目標を「中長期目標」として基本的に踏襲した上で、今後5年間（令和5年度（2023年）～令和9年度（2027年））において推進する7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示しているとともに、第2期計画推進のために必要な取組を3つ定めている。

中長期目標

中長期目標1	文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供
中長期目標2	創造的で活力ある社会の形成
中長期目標3	心豊かで多様性のある社会の形成
中長期目標4	持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

重点取組

重点取組1	ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
重点取組2	文化資源の保存と活用の一層の促進
重点取組3	文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
重点取組4	多様性を尊重した文化芸術の振興
重点取組5	文化芸術のグローバル展開の加速
重点取組6	文化芸術を通じた地方創生の推進
重点取組7	デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

第2期計画推進のために必要な取組

必要な取組1	社会課題に適時的確に対応するための政策形成・評価と体制構築
必要な取組2	第2期計画の戦略的な広報・普及活動の展開
必要な取組3	国・地方公共団体等が一体となった文化芸術の振興

(2) 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）

国は、令和5年（2023年）3月に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響や東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、第1期における取組の成果や課題等を踏まえ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」を策定しました。第2期計画では、障害者文化芸術推進法に基づき基本的な視点を定めて具体的な施策に取り組むことや目指す姿（目標）を明記しました。

障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）の概要

計画名	障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）
策定年月	令和5年（2023年）3月
計画期間	令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）
目的・趣旨	<p>障害者文化芸術推進法は、障害者基本法及び文化芸術基本法の基本的な理念にのっとり、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に制定された。</p> <p>「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」は、同法に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定された。計画では、基本的な方針や、政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策、その他必要な事項が定められている。</p>

基本的な方針（視点）

- 基本的な方針1 障害者による文化芸術活動の幅広い促進
- 基本的な方針2 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化
- 基本的な方針3 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

第2期計画において目指す姿（目標）

- 目指す姿1 障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開
- 目指す姿2 文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実
- 目指す姿3 地域における障害者による文化芸術活動の推進体制の構築

2.1.2. 茨城県の動向

(1) 第2次茨城県文化振興計画

茨城県は、平成29年（2017年）3月に、「茨城県文化振興計画」を策定しました。

令和4年度（2022年度）からは、「第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」の文化振興行政に関する内容をもって「第2次茨城県文化振興計画」に代えることとし、具体的な施策の取組や進行管理を行うものとして、「アクションプラン」を策定しました。アクションプランでは、5つの基本的施策に基づき、具体的な取組を進めています。

第2次茨城県文化振興計画・アクションプランの概要

計画名	第2次茨城県文化振興計画・アクションプラン
策定年月	令和4年（2022年）3月
計画期間	令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）
目的・趣旨	本計画は、文化振興に関する総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱などを明示することにより、本県の文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「茨城県文化振興条例」に基づき策定された。

「第2次茨城県総合計画」の文化振興行政に関する内容

チャレンジⅢ：新しい人材育成 第2章 政策14 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城

施策（1）生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術

- ③子どもの豊かな感性や創造性を育むため、優れた芸術を鑑賞し親しむ機会の充実を図るとともに、学校等における文化芸術活動を推進します。
- ④将来の文化を担う人材の育成と伝統文化の継承のため、必要となる資金及び人材の確保などを支援するとともに、県民等の作品を発表する場の提供などに取り組みます。
- ⑤県民が優れた文化芸術に触れる機会を確保するため、県立美術館・歴史館等の環境整備に取り組みほか、文化情報の一元化などにより、効率的・効果的な情報提供を推進します。

※文化芸術に関する内容を抜粋しました。

5つの基本的施策と各種施策（アクションプラン）

基本的施策		各種施策
1	人材の育成等	(1) 文化の担い手の育成及び確保 (2) 次世代を担う子どもたちの育成 (3) 文化に関する教育の充実
2	文化の振興	(1) 芸術の振興 (2) 伝統文化の継承及び発展 (3) 生活文化等の振興 (4) 文化を活用した地域づくり (5) 文化交流の促進
3	文化的資産の活用等	(1) 文化的資産の活用 (2) 文化財の保存等 (3) 公共の建物等の建築に当たったの配慮
4	文化活動の充実	(1) 県民の文化活動の充実 (2) 高齢者、障害者等の文化活動の普及 (3) 青少年の文化活動の普及
5	文化活動の支援体制の充実等	(1) 文化情報の収集及び提供 (2) 推進体制の整備 (3) 文化施設の機能の充実 (4) 地域における文化活動の支援 (5) 財政上の措置 (6) 顕彰

2.2. これまでの取組と第1期計画の振り返り

2.2.1. これまでの取組

つくば市文化芸術基本条例

市は、平成16年（2004年）に「つくば市文化芸術基本条例」を策定しました。平成31年（2019年）に、文化芸術基本法第7条の2の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画を定める条例改正を行いました。

つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）の概要

計画名	つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）
策定年月	平成31年（2019年）年3月
計画期間	平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）
基本理念	<p style="text-align: center;">基本理念「アートで編む」</p> <p>文化芸術によって、1本1本のすばらしい糸を連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る</p>

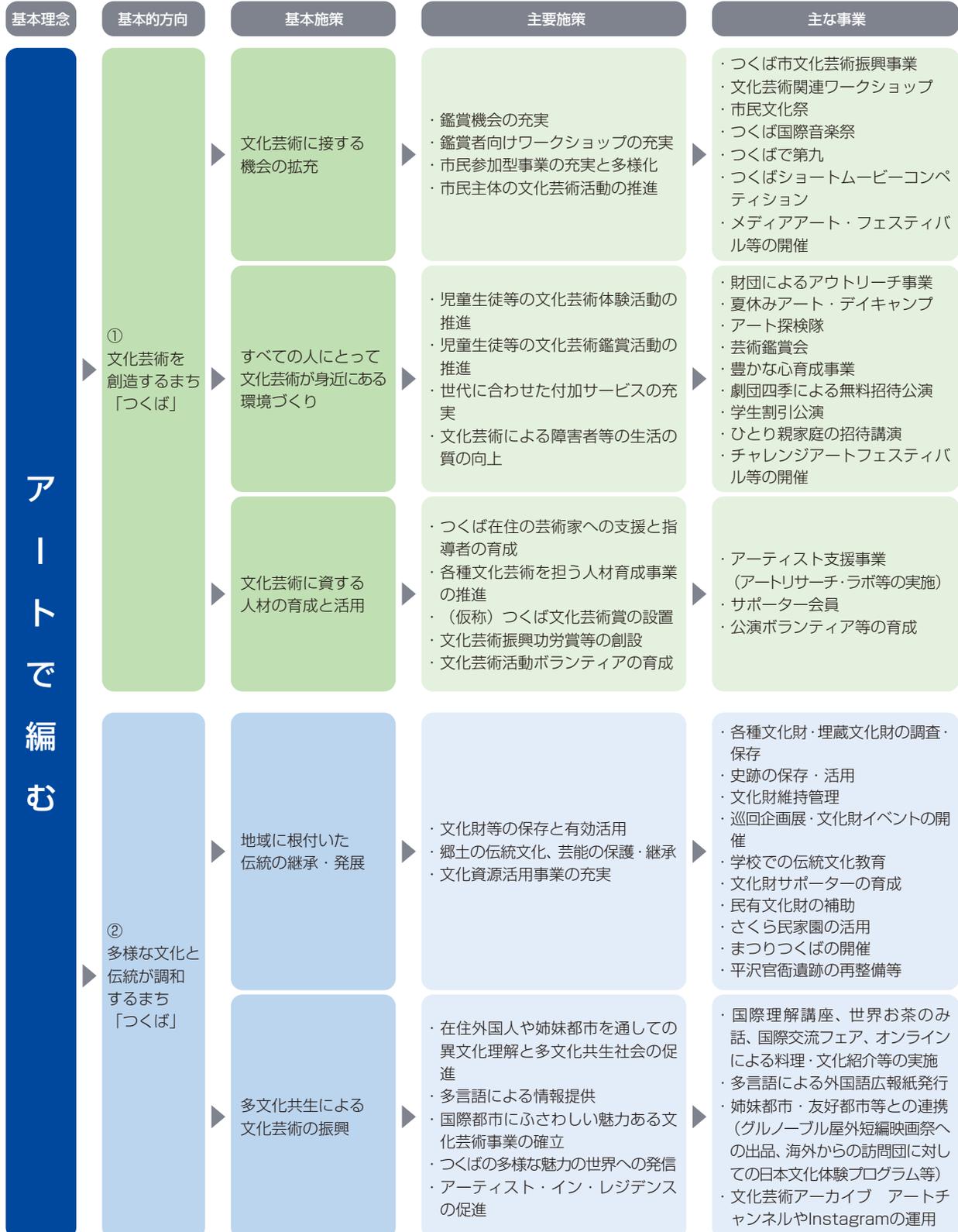
つくば市文化芸術推進基本計画（第1期） 基本的方向と基本施策

基本理念	基本的方向	基本施策
アートで編む	①文化芸術を創造するまち「つくば」	1 文化芸術に接する機会の拡充 2 すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり 3 文化芸術に資する人材の育成と活用
	②多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」	4 地域に根付いた伝統の継承・発展 5 多文化共生による文化芸術の振興
	③新しい文化を創出するまち「つくば」	6 科学と融合した文化芸術の振興 7 文化芸術によるイノベーションの創出
	④自然が感性を培うまち「つくば」	8 自然との共生による文化芸術の振興
	⑤文化芸術を実践するまち「つくば」	9 プラットフォームの形成 10 文化施設の整備と活用 11 文化芸術情報の収集と提供

2.2.2. 第1期計画の振り返り

つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）の計画期間当初及び末期には、基本的方向に掲げた目標の一定の進捗が見られたものの、計画期間の大半は新型コロナウイルス感

文化芸術を取り巻く現状と課題
これまでの取組と第1期計画の振り返り



染症拡大の影響を大きく受け、進捗が芳しくなく、評価することが適切ではないといった状況であり、課題が残りました。また、このような社会情勢の変化から新たな課題も生まれました。

以下では、施策の体系に沿って成果と課題を整理しました。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ SNSを通じたオンライン配信 ・ 代替事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会情勢の変化に応じた、持続可能な文化芸術の推進が必要 ・ 子ども達の作品発表の場や体験教室等の参加型イベントの増加が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な芸術活動を実施したことにより、児童生徒の豊かな情操を育成 ・ 児童生徒の交流を促進 ・ 障害者（児）の意欲向上と社会参加の促進 ・ 障害者理解の推進 ・ 代替事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世代に合わせた付加サービスの強化が必要 ・ 文化芸術による障害者等の生活の質の向上支援強化が必要 ・ 子育て世代が参加しやすい文化芸術公演の増加が必要 ・ 障害者等の文化芸術に触れる機会の拡大が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術に関わる市民の増加 （サポーター会員、公演ボランティア等） ・ 市内アーティスト育成支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ つくば在住の芸術家への支援と指導者の育成の推進が必要 ・ 多様な文化芸術活動を担う人材育成事業の強化が必要 ・ 文化芸術活動ボランティアの育成が必要 ・ 文化芸術団体等への活動支援の強化が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の保存 ・ 調査結果から得られた歴史資料を活用し、展示や講座、イベントを実施したことにより、市民が歴史に触れる機会を提供 ・ 市指定無形民俗文化財の活動へ補助金を交付 ・ さくら民家園を一般開放し、伝統的な農家住宅を知る機会、憩いの場を提供 ・ 代替イベントの開催により、市内の物産品をPRし、経済活動を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化資源活用事業の強化が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・ オンラインにより事業を実施 ・ 手法を工夫した異文化理解への事業実施 ・ 外国語広報紙の発行部数が増加 ・ 姉妹都市・友好都市等と連携して実施 ・ 文化芸術アーカイブ等から発信強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異文化理解と多文化共生社会を促進する事業の強化が必要 ・ 国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の推進が必要 ・ アーティスト・イン・レジデンスの実施が必要 ・ 市役所内の連携強化が必要 ・ 外国語広報紙等の周知活動の強化が必要 ・ 姉妹都市等海外都市との連携を活用し、世界に向けたつくばの魅力発信が必要



成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> サイエンス・ハッカソンによる作品展示により、G20担当大臣会合の機運醸成に貢献 つくばの魅力の新たな発信方法の確立 事業継続による認知度の向上を通じて、来場者が増加 	<ul style="list-style-type: none"> メディア芸術など、新たな文化芸術のワークショップの増加が必要 つくば発の新たな文化芸術を創造する芸術家への支援が必要 市の文化振興事業への協力に対して、研究者・研究機関等への理解浸透の努力が必要
<ul style="list-style-type: none"> スタートアップの事業の拡大 クリエイティブ人材と研究者の出会いの場を構築 新たなエンターテインメントの体験機会の創出 つくばコレクション認証による販路拡大 文化芸術分野を含めたスタートアップ支援 旧フットパスによる誘客実施 感染拡大の影響がある中でのスポーツ教室開催 オンラインによるつくばマラソンの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業との連携強化が必要 クリエイティブ産業による人材育成と地域活性化が必要 食や生活文化など文化芸術を利用した産業・観光の推進強化が必要 観光事業との連携強化が必要 新たなコンテンツを開発することにより、周遊観光事業の推進など、文化芸術を活用した地域の活性化の促進が必要
<ul style="list-style-type: none"> 自然を生かしたアートセッションの実施 つくば市屋外広告物条例の適正な運用による無秩序な広告物の掲出の防止及び街並み景観、道路沿道景観、都市景観等の維持保全 景観形成基準に基づく規制誘導による良好な景観の維持・形成 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境と共存・共生する文化芸術活動の推進が必要 筑波山を筆頭とするつくばの自然との共生を図る文化芸術事業の拡充が必要 環境保全に対する市民意識の向上が必要
<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術創造拠点の形成に向けた計画 市内の大学との連携事業の実施 アーカイブを活用した事業や情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な資源を活用し、相互に結ぶコーディネート機能の構築が必要 文化芸術創造拠点基本計画に基づいた形成が必要 市、教育委員会（学校含む）、公益財団法人つくば文化振興財団、市民、文化芸術団体、大学、研究機関、企業等、様々な主体を相互に結び付けるソフト面でのプラットフォーム形成の実現が必要 文化芸術活動を行う個人や団体への新たな支援制度の設置が必要 文化芸術分野の専門職員の配置が必要
<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策を講じてのイベントを実施 一部の事業を先送りしたが、多くの事業を実施 公共空間において地域団体等との連携イベントを実施し、街のにぎわいを創出 	<ul style="list-style-type: none"> 文化施設の整備や活用の推進が必要 文化芸術施設の老朽化に伴う計画的な改修、修繕が必要
<ul style="list-style-type: none"> 市広報紙、ホームページ、SNSによる文化芸術情報を発信し、幅広い年齢層に対して情報発信 文化芸術に特化した「つくばアートチャンネル」による情報発信を展開 	<ul style="list-style-type: none"> 市内外へ向けた、文化芸術活動に関する情報提供の拡充が必要 わかりやすい情報発信の工夫が必要 文化芸術に関する広報の認知度向上が必要

2.3 市民アンケート等からみる文化芸術を取り巻く現状

市は「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」を策定するにあたり、文化芸術の推進に関する方針を再考し、改定するために令和4年度（2022年度）「文化芸術に関する市民意識調査」（市民アンケート）を実施しました。（詳細は44ページ～59ページを参照）以下では、本アンケートから市内の文化芸術の現状を確認します。

2.3.1.市民の文化芸術との関わり方

(1) 過去1年間の文化芸術の鑑賞・体験の有無・頻度

- ・過去1年間（令和3年12月～令和4年11月）における文化芸術の鑑賞・体験の状況を見ると、「鑑賞・体験した」が7割弱となっています。（p47図表1）
- ・鑑賞・体験した市民の頻度をみると、「年に数回」が4割となった一方、「ほぼ毎日」が3割弱と二極化の傾向がみられます。（p47図表2）
- ・過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験しなかった理由をみると、「新型コロナウイルス感染症の影響で外出を自粛したから」が5割と最も多く、次いで「時間がないから」が4割弱となっています。（p52図表8）

(2) 「自宅等」での文化芸術の鑑賞・体験状況

- ・市民が過去1年間に「自宅等」で鑑賞・体験した文化芸術分野をみると、「メディア芸術」が約8割と最も多く、次いで「芸術」、「芸能（伝統芸能を除く）」となっています。（p48図表3）
- ・過去1年間に「自宅等」で文化芸術を鑑賞・体験した市民のオンラインによる鑑賞・体験状況（無料または有料は問わない）をみると、「鑑賞・体験した」が7割弱となっています。（p49図表5）
- ・オンラインにより鑑賞・体験した内容をみると、「コンサート等の音楽イベント」が約7割と最も多く、次いで「美術館・博物館等の企画」、「歴史的な建物や遺跡」となっています。（p50図表6）

(3) 「自宅等以外」での文化芸術の鑑賞・体験状況

- ・市民が過去1年間に「自宅等以外」で鑑賞・体験した文化芸術分野をみると、「芸術」が5割超と最も多く、次いで「メディア芸術」、「文化財」となっています。（p49図表4）
- ・過去1年間において自宅等以外で文化芸術を鑑賞・体験した市民の鑑賞・体験した施設をみると、「市内の映画館」が約3割と最も多く、次いで「東京都内の文化芸術施設」、「ノバホール」となっています。（p51図表7）

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大前と拡大後における文化芸術の鑑賞・体験頻度の変化をみると、「減少した」が6割弱と最も多く、次いで「変化していない」が3割超、「増加した」が約1割となっています。(p53図表9)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大前後で文化芸術の鑑賞・体験頻度が減少した理由をみると、「外出を自粛したから」が約9割と最も多く、次いで「文化芸術に係るイベントや催事が中止(延期)となったから」が約5割となっています。(p54図表10)

(5) 文化芸術に関する情報の入手方法

- ・ 文化芸術に関する情報の入手方法をみると、「つくば市の広報紙・ホームページ」が約6割と最も多く、次いで「地域情報誌(常陽リビングなど)」が4割弱、「チラシ、ポスター」と「SNS (Facebook、X (旧Twitter) など)」が3割超となっています。(p56図表12)

2.3.2. 市の文化芸術に関する取組への評価・期待

(1) つくば市の文化芸術に関する取組に対する現状の満足度

- ・ つくば市の文化芸術に関する取組に対する現状の満足度を「満足評価(「満足」と「どちらかといえば満足」の合計)」からみると、「つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が最も多く、次いで「科学と芸術を融合したつくば発の新たな文化芸術」、「文化芸術を担う個人や団体、大学、研究機関、企業とのネットワーク」、「鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会」となっています。(p55図表11)

(2) 今後のつくば市の文化芸術に期待すること

- ・ つくば市の文化芸術に今後期待することは、「優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供」が最も多く、次いで「プロのアーティストとの触れ合う機会の提供」、「周辺地区にある施設について、設備・運営の充実を図ることによる利活用の促進」となっています。(p57図表13)

(3) つくば市の文化芸術に関する取組における今後の重要度

- ・ つくば市の文化芸術に関する取組における今後の重要度を「重要評価(「重要」と「どちらかといえば重要」の合計)」をみると、「つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が9割と最も多く、次いで「文化財の保存・活用、伝統文化行事の支援など、地域に根付いた伝統の継承・発展」、「鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会」となっています。(p58図表14)

2.4. 文化芸術を推進する上での課題

つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）の振り返りや令和4年度に実施した市民意識調査の結果から、基本的方向ごとの課題を以下のA、B、Cに分類して整理しました。

- A：第1期主要施策からの課題 } 第1期からの振り返り P 10～P 13 参照
B：主要施策担当課からの課題 }
C：文化芸術に関する市民意識調査結果からの課題 P 44～P 59 参照

基本的方向① | 文化芸術を創造するまち「つくば」

市民が生活の一部として文化芸術に親しめるように、誰もが身近に文化芸術に触れることができ、また、自ら参加することができるような環境整備を進めてきました。

さらに、文化芸術の創造・発展・継承に向けて、各種団体や人材の育成支援などを展開することで「文化芸術を創造するまち「つくば」」を目指しました。

【課題】

A	<ul style="list-style-type: none">● 世代に合わせた付加サービスの強化が必要● 文化芸術による障害者等の生活の質の向上支援強化が必要● つくば在住の芸術家への支援と指導者の育成の推進が必要● 多様な文化芸術活動を担う人材育成事業の強化が必要● 文化芸術活動ボランティアの育成が必要
B	<ul style="list-style-type: none">● 社会情勢の変化に応じた、持続可能な文化芸術の推進が必要● 子ども達の作品発表の場や体験教室等の参加型イベントの増加が必要● 子育て世代が参加しやすい文化芸術公演の増加が必要● 障害者等の文化芸術に触れる機会の拡大が必要● 文化芸術団体等への活動支援の強化が必要
C	<ul style="list-style-type: none">● すべての人にとって文化芸術が身近となるような環境の整備が必要● 芸術家や指導者など文化芸術を担う人材の育成や活用が必要● 優れた文化芸術公演を鑑賞する機会の拡大が必要● プロのアーティストと触れ合う機会の拡大が必要● 鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会が必要

基本的方向② | 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」

市には、古くから続く集落や街並み、筑波研究学園都市の核となる研究学園地区、つくばセンター地区などがあり、それぞれに特色のある歴史や文化があります。また、留学生をはじめ海外からの研究者やその家族など多くの外国人が居住しています。これら個性の伸長と調和を図り、「多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」」を目指しました。

【課題】

A	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化資源活用事業の強化が必要 ● 異文化理解と多文化共生社会を促進する事業の強化が必要 ● 国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の推進が必要 ● アーティスト・イン・レジデンスの実施が必要
B	<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所内の連携の強化が必要 ● 外国語広報紙等の周知活動の強化が必要 ● 姉妹都市等との連携を活用し、世界に向けたつくばの魅力発信が必要
C	<ul style="list-style-type: none"> ● つくばの多様な魅力を発信する国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の増加が必要

※文化財については、主として「つくば市文化財保存活用計画」に基づき推進していきます。

基本的方向③ | 新しい文化を創出するまち「つくば」

市は、既存の資源にとらわれず、未来を模索する科学技術やスタートアップの創出及び成長支援に力を入れています。これらと文化芸術を調和させることで相乗効果をねらい、イノベーションを生み出す「新しい文化を創出するまち「つくば」」を目指しました。

【課題】

A	<ul style="list-style-type: none"> ● メディア芸術など、新たな文化芸術のワークショップの増加が必要 ● つくば発の新たな文化芸術を創造する芸術家への支援が必要 ● 民間企業との連携強化が必要 ● クリエイティブ産業による人材育成と地域活性化の推進が必要 ● 食や生活文化など文化芸術を利用した産業・観光の推進強化が必要
B	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の文化振興事業への協力に対して、研究者・研究機関等への理解浸透の努力が必要 ● 観光事業との連携強化が必要 ● 新たなコンテンツの開発による周遊観光事業の推進など、文化芸術を活用した地域の活性化が必要
C	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の文化芸術情報を収集し、多様なメディアを通じた情報提供が必要 ● 科学技術と芸術を融合したつくば発の新たな文化芸術の発信促進が必要

基本的方向④ | 自然が感性を培うまち「つくば」

筑波山は広域にわたる住民の郷土文化の形成に深く関わってきました。また、豊かで美しい自然は、人々の感性を育ててきました。各種の市民活動や市の施策展開において、自然との調和、共生の視点を踏まえて、貴重な環境資源を守り、「自然が感性を培うまち「つくば」」を目指しました。

【課題】

A	<ul style="list-style-type: none">● 自然環境と共存・共生する文化芸術活動の推進が必要
B	<ul style="list-style-type: none">● 筑波山を筆頭とするつくばの自然との共生を図る文化芸術事業の拡充が必要● 環境保全に対する市民意識の向上が必要
C	<ul style="list-style-type: none">● つくばの豊かで美しい自然と共存・共生した都市景観や文化芸術活動の機会の拡大が必要

基本的方向⑤ | 文化芸術を実践するまち「つくば」

つくば発の文化芸術について、文化芸術施策を展開するプラットフォームの形成や文化施設の整備と活用、文化芸術情報の収集と提供などにより「文化芸術を実践するまち「つくば」」を目指しました。

【課題】

A	<ul style="list-style-type: none">● 多様な資源を活用し、相互に結ぶコーディネート機能の構築が必要● 文化芸術創造拠点基本計画に基づいた形成が必要● 市、教育委員会（学校含む）、公益財団法人つくば文化振興財団、市民、文化芸術団体、大学、研究機関、企業等、様々な主体を相互に結び付けるソフト面でのプラットフォーム形成の実現が必要● 文化芸術活動を行う個人や企業を対象にした新たな支援制度の設置が必要● 文化施設の整備や活用の推進が必要● 市内外へ向けた、文化芸術活動に関する情報提供の拡充が必要
B	<ul style="list-style-type: none">● 文化芸術分野の専門職員の配置が必要● 文化芸術施設の老朽化に伴う計画的な改修、修繕が必要● わかりやすい情報発信の工夫が必要● 文化芸術に関する広報の認知度向上が必要
C	<ul style="list-style-type: none">● 周辺地区にある施設の設備や運営方法の検討が必要

3. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）の体系

3.1. 基本理念

・ アートで編む ・

文化芸術は、豊かな人間性や創造性を育む役割を担うとともに、人々の心のつながりを強め、多様性や活力を生み出す社会を形成する基盤となります。また、人々の日常に根差しており、生活を充実させることにも貢献しています。

私たちの生活は、令和2年（2020年）から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大により一変し、健康的な被害はもとより、行動様式の変容を迫られ、大きな困難や不安に直面しました。感染予防の観点から、人々の触れ合う機会や活動が奪われ、心理的な距離が生まれるなど、社会的なつながりが希薄化しました。文化芸術は、こうした大きな生活の変化の中で、人々に日々を生きる希望を与えるものとして、その価値が再認識されました。

近年の文化芸術は、観光などの産業やまちづくり、科学技術、国際交流、福祉など、異なる分野と結びつくことによって、様々な価値を創出し、地域の活性化や地域の経済的な成長にも貢献しています。

さらに、文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を有しているとされており、様々な背景を持つ人々が互いを尊重しながら安心して生活できる持続可能な社会を創ることも期待されています。そして、このような社会を実現することは、市民のウェルビーイング（※）の向上につながるものだと考えられます。

第1期計画では基本理念を「アートで編む」とし、市の様々な主体や魅力を文化芸術で結びつけ、新しい文化芸術を創造し、豊かなまちづくりを目指しました。この基本理念「アートで編む」は、中長期的な視点に立って設定したものであり、新型コロナウイルス感染症の影響により第1期計画に掲げた取組が道半ばである状況を踏まえて、第2期計画の基本理念も第1期計画と同様に「アートで編む」とします。

（※）「ウェルビーイング」とは、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを意味する包括的な概念

3.2. 方針

基本理念「アートで編む」の実現に向けて、第1期の課題から施策の体系を見直し、以下の5つの方針（基本的方向）を設定しました。

方針① 文化芸術に親しむまち

文化芸術が市民の生活の一部となるよう、誰もが身近に文化芸術に触れることができ、自ら参加して創作できる環境を整備します。あわせて、市の文化芸術の創造・発展・継承に向けて、それを担う各種団体や人材の育成を行います。

方針② 多様性を尊重するまち

留学生や、海外からの研究者、その家族など多くの外国人が居住しているほか、他市町村からの転入による人口増加の過程にあるつくば市では、年齢、性別、障害の有無、国籍や出身地の違いなどによる多様な個性が集まっています。これらの個性を伸ばし、互いに尊重しあえるよう、文化芸術を通じて支援します。

方針③ 地域の風土を守り、いかすまち

市内には、日本固有の伝統や文化に関わる資産や活動が根付いています。また、筑波山などの豊かで美しい自然は、市民の感性や郷土文化の形成に深く関わっています。さらに、古くから続く集落や街並み、研究機関が多く立地する研究学園地区、つくば駅周辺のつくばセンター地区など、市内には各地域に特色のある歴史や文化があります。貴重な環境資源や特色ある文化を守り、時に活用しながら、次世代へ継承していきます。

方針④ 創造的で活力あるまち

市は、未来を模索する科学技術やスタートアップの振興に力を入れています。これらと文化芸術を融合、調和させることで相乗効果をねらい、イノベーションを生み出し、地方創生や地域活性化を後押しします。

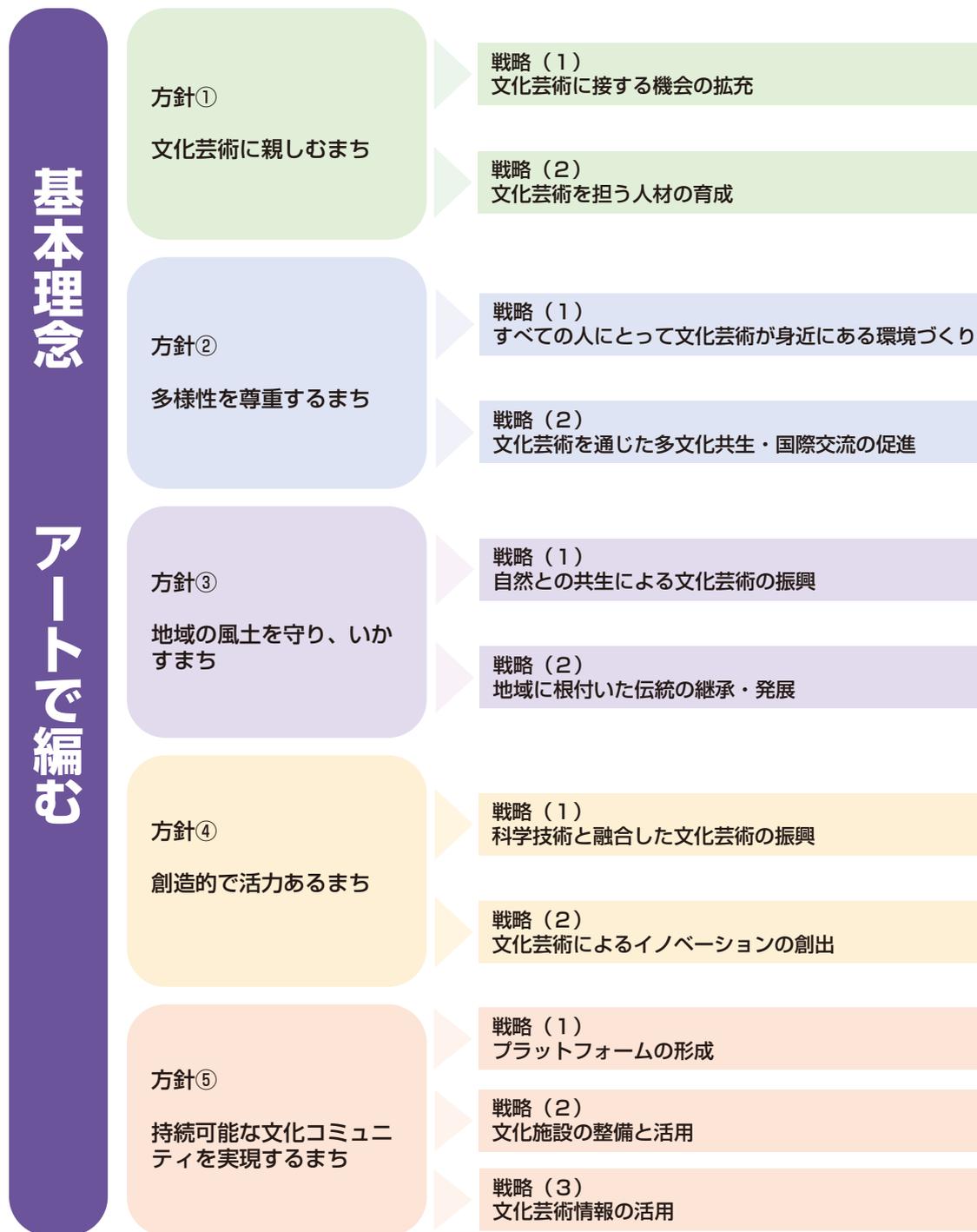
方針⑤ 持続可能な文化コミュニティを実現するまち

市の資源や個性をいかした魅力ある文化芸術を創造していくためのプラットフォームの形成や、文化施設の整備を行うこと、また、市内の文化芸術情報の収集や発信を効果的に行うことで、文化芸術の活動環境を整えます。「アートで編む」を実現・継続していくための文化コミュニティを形成します。

4. 文化芸術の振興に向けた取組内容

4.1. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期） 施策の体系

本基本理念に基づき、文化芸術推進の施策体系として5つの方針（基本的方向）、11の戦略（基本施策）を以下のとおり設定します。



4.2. 5つの方針(基本的方向)と11の戦略(基本施策) 方針① 文化芸術に親しむまち

戦略1 文化芸術に接する機会の拡充

文化芸術が市民の生活の一部となるよう、文化芸術に触れる機会の拡充を図るほか、自ら創作できる環境整備を進めます。

施策(1) 鑑賞・体験機会の拡充

主な取組例

- ・つくば市文化芸術振興事業
- ・家庭教育推進事業
- ・公立保育所、幼稚園での鑑賞・体験活動
- ・児童館、公設児童クラブでの鑑賞・体験活動
- ・子育て総合支援センターでの子育てイベント
- ・文化芸術イベントに関する後援名義の使用承認
- ・つくば市民文化祭
- ・市主催の各種講座・催事



お茶会体験(つくば市民文化祭)



市民合唱団による「つくばで第九」

施策(2) 表現・実践する機会の拡充

主な取組例

- ・つくば市文化芸術振興事業
- ・つくば市民文化祭
- ・つくば市小中学校芸術展
- ・ノバホール音楽会
- ・チャレンジアートフェスティバル
- ・つくば市文化協会での活動
- ・公立保育所、幼稚園での表現・実践活動



作品展(チャレンジアートフェスティバルinつくば)



ステージ発表(つくば市民文化祭)

施策（3）子どもたちが優れた文化芸術に触れることができる機会の拡充

主な取組例

- ・おはなし会や学校訪問ブックトーク等
- ・芸術文化鑑賞・体験事業 劇団四季「こころの劇場」
- ・小中学校、義務教育学校への芸術家派遣事業
- ・アウトリーチ事業 ・地域交流センター講座
- ・公立保育所や幼稚園の所外保育、園外保育での芸術鑑賞



小学校でのアウトリーチ事業



中央図書館職員による学校訪問ブックトーク

戦略2 文化芸術を担う人材の育成

市の文化芸術の創造・発展・継承に向けて、各種団体や人材の育成支援等を行います。

施策（1）市内で活動するアーティストへの支援と指導者の育成

主な取組例

- ・アーティスト向けワークショップ
- ・公益財団法人 つくば文化振興財団活動支援事業



アーティスト向けワークショップ（つくばアートラボ）



活動支援事業に採択された事業

施策（2）各種文化芸術を担う人材育成事業の推進

主な取組例

- ・ 児童生徒、学生向け文化芸術事業
- ・ つくば市小中学校芸術展
- ・ アウトリーチ事業
- ・ プロによる中高生への楽器演奏クリニック
- ・ 文化芸術に関する保育者研修



つくば市小中学校芸術展



プロによる中高生への楽器演奏クリニック

施策（3）文化芸術活動ボランティアの育成

主な取組例

- ・ 公演、イベントボランティア
- ・ 市民文化祭等での地域ボランティア
- ・ ボランティア登録



ボランティアによる石仏調査風景



市民文化祭での高校生による運営ボランティア

4.3. 方針② 多様性を尊重するまち

戦略1 すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり

年齢、性別、障害の有無、国籍や出身地の違い、さらには経済的な事情または居住する地域等にかかわらず等しく、すべての人が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造できる環境づくりを行います。

施策（1）年齢、性別、障害の有無や国籍にかかわらず活動できる環境づくり

主な取組例

- ・ チャレンジアートフェスティバル
- ・ 障害の有無にかかわらず一緒に参加できる公演、イベント
- ・ 多言語対応した広報活動



舞台発表（チャレンジアートフェスティバルinつくば）



難聴児学級でのアウトリーチ事業

施策（2）多様なニーズに合わせたサービスの充実

主な取組例

- ・ いきいきサロン事業
- ・ 親子向け公演、イベント
- ・ フリーコンサート（無料）
- ・ 高齢者文化芸術鑑賞助成事業（シニア割）



いきいきサロンでの絵手紙体験



親子向け公演

戦略2 文化芸術を通じた多文化共生・国際交流の促進

多言語での情報提供や、国籍を越えた文化交流の機会を創出することで、地域における異文化理解と多文化共生を促進します。また、つくばとのつながりを通じて、海外の人々が日本・つくばの文化芸術に触れる機会を創出します。

施策（1）多様な国籍の住民がともに文化芸術に親しみ、異文化理解を深める 機会の創出

主な取組例

- ・つくばフェスティバル（国際交流ステージ）
- ・世界お茶のみ話
- ・国際理解講座



つくばフェスティバルでのステージ発表



国際理解講座

施策（2）国際色豊かな魅力ある文化芸術事業の促進

主な取組例

- ・アーティスト・イン・レジデンス
- ・グルノーブル屋外短編映画祭への出品
- ・海外アーティストの公演事業
- ・姉妹都市等との交流



中央公園でのアーティスト・イン・レジデンス



日韓文化交流

4.4. 方針③ 地域の風土を守り、いかすまち

戦略1 自然との共生による文化芸術の振興

筑波山を筆頭とするつくばの豊かで美しい自然と共生する文化芸術の振興を図り、自然環境をいかした文化芸術事業の充実や都市景観の創出を実現します。

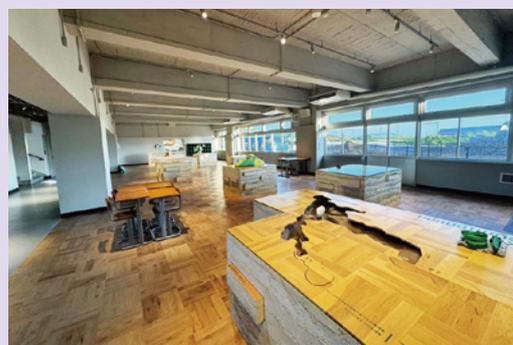
施策（1）自然環境との共生を図る事業の充実

主な取組例

- ・木育事業（木のおもちゃ広場事業）
- ・筑波山地域ジオパーク推進事業
- ・つくばジオミュージアム



木のおもちゃ広場



つくばジオミュージアム

施策（2）自然と共存する都市景観の創出

主な取組例

- ・緑の基本計画の改定
- ・里山林整備推進事業
- ・つくば市屋外広告物条例に基づく許可
- ・景観法に基づく届出の審査



研究学園駅周辺の開発（学園の杜公園）



国道408号線の街路樹

戦略2 地域に根付いた伝統の継承・発展

日本の伝統や文化はもちろんのこと、「つくば市文化財保存活用計画」に基づき、つくばに根付く歴史的、芸術的、学術的な魅力・価値を有する有形・無形の文化財等、地域の貴重な文化資源を保存するほか、時に活用しながら、次世代へ継承していきます。

施策（1）つくば市文化財保存活用計画の推進

主な取組例

- ・調査事業（文化財や歴史の再調査及び整理、データベース化等）
- ・保存事業（金田官衙遺跡保存活用計画策定の検討等）
- ・活用事業（平沢官衙遺跡再整備等）



古文書の調査



再整備前の平沢官衙遺跡

施策（2）日本の伝統文化・地域の文化資源の活用

主な取組例

- ・地域交流センター講座
- ・保育所や幼稚園等での日本の伝統文化と季節に関連した行事



幼稚園でののがまの油売り口上の実演



栗原の歴史と文化探訪（地域交流センター講座）

4.5. 方針④ 創造的で活力あるまち

戦略1 科学技術と融合した文化芸術の振興

市の強みである「科学技術」と文化芸術を融合させたメディア芸術を推進し、独自の文化芸術事業を確立します。

施策(1) デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

主な取組例

- ・つくばメディアアートフェスティバル
- ・つくばサイエンスハッカソン
- ・つくばショートムービーコンペティション



つくばメディアアートフェスティバル



つくばショートムービーコンペティション

戦略2 文化芸術によるイノベーションの創出

市内の様々な産業や分野と文化芸術を融合、調和させることで相乗効果をねらい、イノベーションを生み出すことで、地方創生や地域活性化を後押しします。

施策(1) 他分野連携による地域活性化

主な取組例

- ・つくば駅周辺を中心とする研究学園地区の公共空間の活用
- ・周辺市街地(R8)の地域づくりに関わる人たちとの連携
- ・アニメ等のコンテンツとの連携



R8 北条アースワーク展



つくばセンター広場を活用したイベントの開催

施策(2) 食や生活文化等、文化観光の推進

主な取組例

- ・つくばコレクション認定制度の運用
- ・観光PR用動画作成、写真撮影
- ・フットパス事業



つくばコレクション



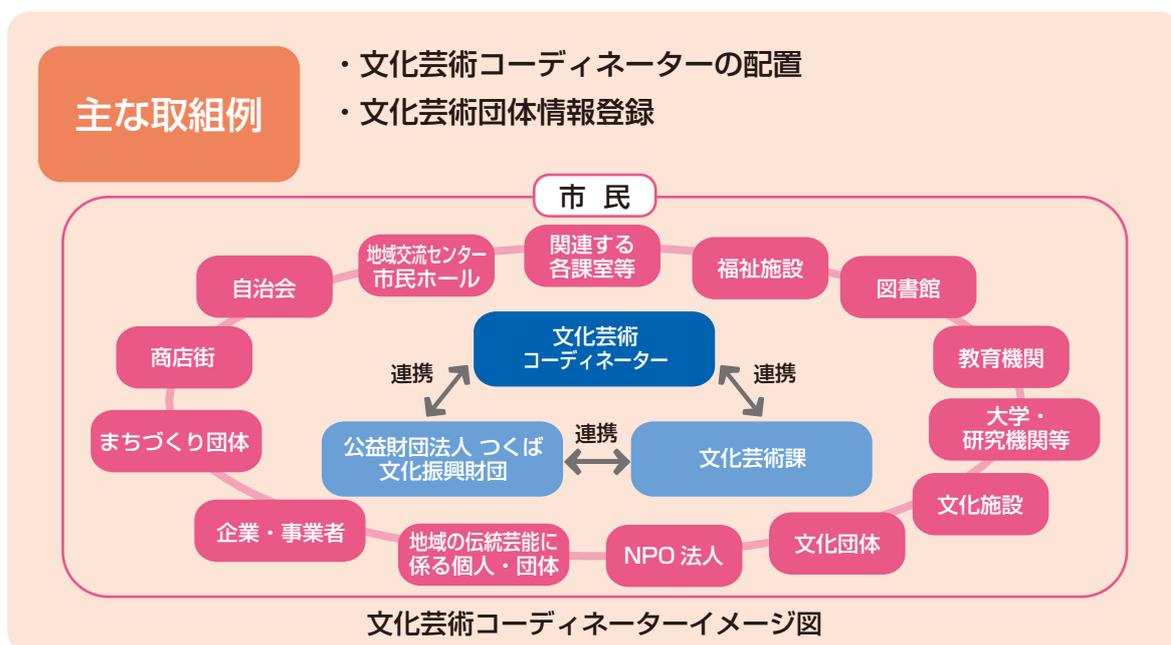
観光PR動画サムネイル

4.6. 方針⑤ 持続可能な文化コミュニティを実現するまち

戦略1 プラットフォームの形成

市の資源や個性をいかした魅力ある文化芸術を創造していくため、多様な要素が連携・協働して文化芸術を推進できるプラットフォームを形成します。

施策（1）多様な文化芸術活動を相互に結ぶコーディネート機能の形成



施策（2）文化芸術創造拠点の形成・整備

主な取組例

- ・旧田水山小学校を利活用した文化芸術創造拠点の整備
- ・文化芸術と地域コミュニティが結びついた施設の形成
- ・文化芸術創造拠点整備のための試行事業



旧田水山小学校外観



旧田水山小学校整備活用検討のための試行事業

施策（3）様々な主体とのネットワーク構築

主な取組例

- ・夏休みアートマルシェ
- ・つくばショートムービーコンペディション
- ・つくばSDGsパートナーズ
- ・つくばメディアアートフェスティバル



アートマルシェ作品制作の様子



アーティストによる研究所訪問（つくばサイエンスハッカソン2021）

施策（4）文化芸術活動を行う個人、団体への新たな支援制度の構築

主な取組例

- ・アイラブつくばまちづくり補助事業
- ・つくばアトラボ等継続した支援制度



アイラブつくばまちづくり補助金対象事業の様子（つくばねかるた会）



つくばアートリサーチラボ

戦略2 文化施設の整備と活用

文化芸術の創造の場とともに、保存・継承、交流拠点など幅広い役割を果たしている文化施設の整備と活用を進めます。

施策（1）市立文化施設の整備と活用

主な取組例

- ・ノバホール、つくばカピオ
- ・中央公園 市民ギャラリー
- ・研究学園駅前公園 古民家「スタイル館」
- ・地域交流センター、市民ホール



ノバホール



つくばカピオ

施策（2）市内文化施設や公共空間の活用

主な取組例

- ・茨城県つくば美術館
- ・つくば駅周辺を中心とする研究学園地区の公共空間
- ・公共空間を活用した美術作品展示支援



竹園公園での美術作品展示（土と火から生まれた動物たち）



筑波芸術アート&デザインストリートフラッグ

戦略3 文化芸術情報の活用

文化芸術に関する情報の収集と提供を実施することで、市民の活発な文化芸術活動を促すとともに、市の魅力をPRし、内外との交流につなげます。

施策(1) 文化芸術活動情報の収集・提供

主な取組例

- ・地域交流センター活動団体登録
＜情報収集・提供ツール＞
- ・市広報紙 ・市ホームページ
- ・つくばスマートシティアプリ「つくスマ」
- ・SNS (Facebook、X (旧twitter)、Instagram)



広報つくば



地域交流センター活動団体登録

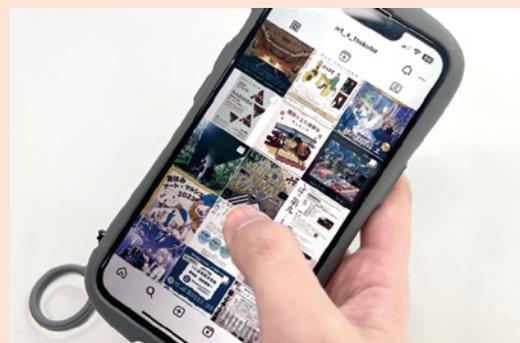
施策(2) つくば発の文化芸術アーカイブの拡充

主な取組例

- ・つくば市文化芸術アーカイブサイトInstagram「アートのクロスつくば」
- ・つくば市文化芸術アーカイブ「つくばアートチャンネル」
- ・つくば市公式YouTube「つくばアートチャンネル」



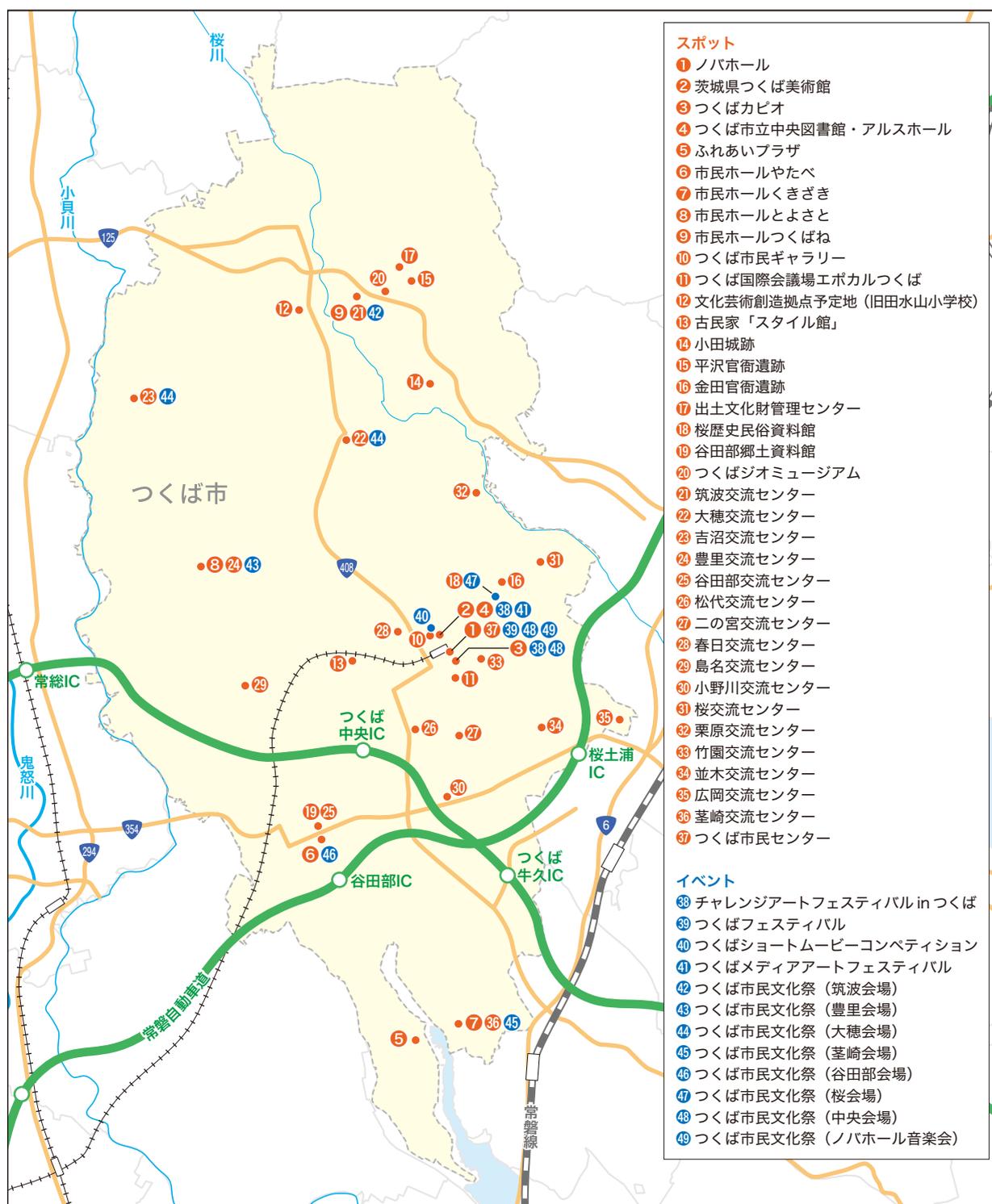
つくば市文化芸術アーカイブサイト「つくばアートチャンネル」



つくば市文化芸術アーカイブInstagram「アートのクロスつくば」

4.7. つくば市内の文化芸術イベント・施設マップ

市が主催する文化芸術イベントの開催場所や文化施設の立地は以下の図示のとおりです。詳細についてはつくばアートチャンネル (<http://www.tsukuba-artchannel.jp/>) をご覧ください。



4.8 基本目標と成果指標

市が目指す「アートで編む」の実現に向けて、次に掲げる評価指標を本計画における数値目標として定めます。同時に、施策全体の成果を判断する指標として活用し、本計画の取組を進めます。

なお、11の戦略（基本施策）は見直しの際に個別に評価するものとします。

つくば市市民意識アンケート調査

成果指標	現状	目標
文化芸術振興の現状についての満足度	(2022年度) 38.8%	(2028年度) 43.8%

文化芸術に関する市民意識調査

成果指標	現状	目標
つくば市の文化芸術の取組に対する現状の満足度	(2022年度)	(2028年度)
文化芸術に接する機会の拡充	52.3%	57.3%
文化芸術を担う人材の育成	45.1%	50.1%
すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり	43.6%	48.6%
文化芸術を通じた多文化共生・国際交流の促進	49.9%	54.9%
自然との共生による文化芸術の振興	56.9%	61.9%
地域に根付いた伝統の継承・発展	51.3%	56.3%
科学技術と融合した文化芸術の振興	53.2%	58.2%
文化芸術によるイノベーションの創出	48.9%	53.9%
プラットフォームの形成	52.4%	57.4%
文化施設の整備と活用	45.9%	50.9%
文化芸術情報の活用	43.9%	48.9%

4.9 計画の実現に向けた連携・協働体制

市と文化芸術活動を行う各主体が以下のような役割を個々に果たし、連携・協働しながら、市の文化芸術を推進していきます。

(1) 市の役割

市には、将来にわたって市民が文化芸術を創造し、享受し、発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めることが求められます。

そのため、本計画にのっとり、市の特性に応じた文化芸術に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するとともに、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動の促進及び支援を行います。

(2) 文化芸術活動を行う団体等の役割

文化芸術活動を行う団体等には、市の文化芸術をリードするとともに、次世代の芸術家を育てていく役割が求められます。日々の活動の成果を発表する場である演奏会、発表会、展示会などを関係機関等と連携・協力しながら実施するなど、市民が文化芸術に触れる機会を積極的に後押しすることが期待されます。

(3) 公益財団法人つくば文化振興財団の役割

公益財団法人つくば文化振興財団には、広く文化芸術の振興に資する諸事業を行い、公益法人として市の発展に貢献することが求められます。市や他の文化芸術団体等との連携強化を図りながら、より質の高いつくばらしい文化芸術事業を展開する役割が期待されます。

(4) 企業・事業者の役割

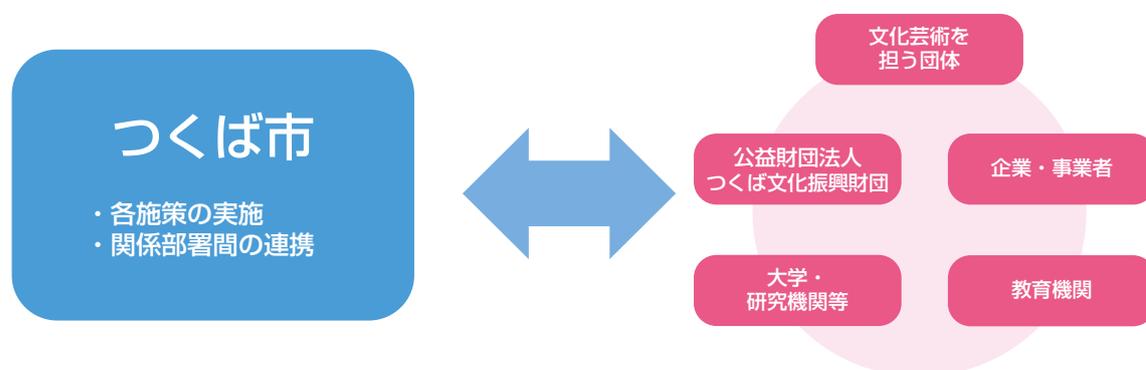
企業・事業者も文化芸術活動を担う地域の一員であり、日常的な経済活動や社会貢献活動を通じて文化芸術振興に貢献することが求められます。従業員の文化芸術活動参画を理解するとともに、民間ならではのノウハウや資源をいかした支援を展開する役割が期待されます。

(5) 教育機関の役割

市内の教育機関には、子どもたちの豊かな創造力や考える力、コミュニケーション能力などを養うことが求められます。幅広い分野にわたる優れた文化芸術作品を鑑賞・体験する機会を子どもたちに提供するとともに、子どもたちの主体的な文化芸術活動を支えることによって、将来の芸術家や観客を育成することが期待されます。

(6) 大学・研究機関等の役割

市の地域特性である市内に立地する大学・研究機関等は、その専門性をいかした文化芸術活動の振興支援を担う役割が求められます。関係機関と連携した事業展開を図るとともに、自らが主体となった特色のある文化芸術事業を実施することが期待されます。



5. 計画の進行管理・評価方法

5.1. 計画の進行管理

本計画の実効性を高めていくために、計画の進行管理を実施します。計画の進行管理は以下の体制で行います。

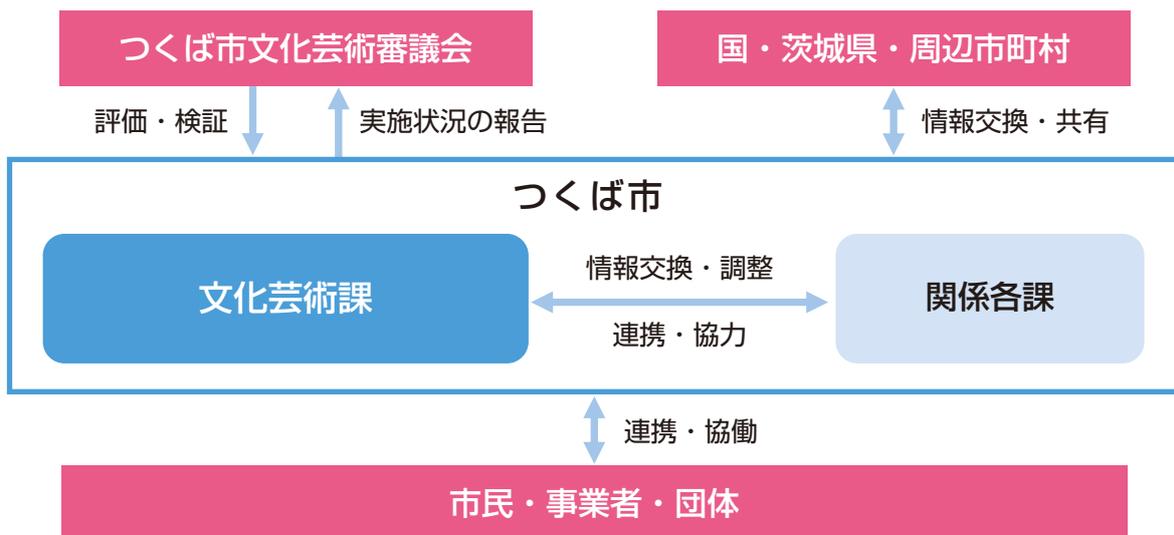
計画主管課である文化芸術課と関係各課が5つの方針（基本的方向）と11の戦略（基本施策）を連携・協力して進め、毎年実施状況を点検・評価します。

また、国や茨城県、周辺市町村の計画等について情報交換・共有しながら計画の改善を検討していきます。

その他、市民・事業者・団体とも連携・協働を図ることで文化芸術振興を進めます。

その後、学識経験者や各種団体等の構成員、市議会議員、市民委員から構成される「つくば市文化芸術審議会」が、つくば市から計画に掲げる施策の進捗状況等について報告を受けて、評価や検証を行います。

「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の進行管理体制



6. 資料編

6.1. つくば市文化芸術審議会

6.1.1. つくば市文化芸術審議会委員名簿（敬称略）

（令和5年11月1日～令和7年10月31日）

役職	氏名	所属等
会長	野 中 勝 利	筑波大学 芸術系教授（学識経験者）
副会長	宇津野 茂 樹	つくば文化振興財団 常務理事（学識経験者）
委員	川 村 直 子	つくば市議会（市議会議員）
委員	田 中 佐代子	筑波大学 芸術系教授（学識経験者）
委員	林 みちこ	筑波大学 芸術系准教授（学識経験者）
委員	小 澤 慶 介	もりや学びの里 アークスプロジェクト ディレクター（学識経験者）
委員	田 中 秀 夫	つくば市文化協会 会長（学識経験者）
委員	根 津 陽 子	市民委員
委員	矢 島 祐 介	市民委員
委員	山 中 周 子	市民委員

6.1.2. 前つくば市文化芸術審議会委員名簿（敬称略）

（令和3年9月29日～令和5年9月28日）

役職	氏名	所属等
会長	野中勝利	筑波大学 芸術系教授（学識経験者）
副会長	宇津野茂樹	つくば文化振興財団 常務理事（学識経験者）
委員	神谷大蔵	つくば市議会（市議会議員）
委員	小久保貴史	つくば市議会（市議会議員）
委員	鈴木富士雄	つくば市議会（市議会議員）
委員	小澤慶介	もりや学びの里 アーカスプロジェクト ディレクター（学識経験者）
委員	田中佐代子	筑波大学 芸術系教授（学識経験者）
委員	田中秀夫	つくば市文化協会 会長（学識経験者）
委員	根津陽子	市民委員
委員	矢島祐介	市民委員
委員	山中周子	市民委員

6.1.3.開催記録

開催年度	開催回	日時	主な審議内容
令和4年度	第1回	令和4年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術創造拠点の形成について」への答申書・意見書 ・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定について ・「つくば市文化芸術創造拠点基本計画」の策定について
	第2回	令和4年8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定について ・「つくば市文化芸術創造拠点基本計画」の策定について
	第3回	令和4年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定について ・「つくば市文化芸術創造拠点基本計画」の策定について
	第4回	令和4年12月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術創造拠点基本計画」の策定について
	第5回	令和5年3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定における市民意識調査について ・「つくば市文化芸術創造拠点基本計画」の策定におけるパブリックコメントの対応について
令和5年度	第1回	令和5年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定について ・「つくば市文化芸術創造拠点基本計画の策定について」への答申書について ・意見交換会の開催について ・公募型プロポーザルの実施について
	第2回	令和5年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定について ・旧田水山小学校の利活用に関する意見交換会について
	第3回	令和5年9月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定について
	第4回	令和5年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定について ・「つくば市文化芸術創造拠点」の基本設計に関する公募型プロポーザルの結果について
	第5回	令和6年3月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定におけるパブリックコメントの対応について

6.2. 文化芸術に関する市民意識調査報告書 (概要版)

6.2.1. 調査概要

(1) 目的

本調査は、「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」を策定するにあたり、文化芸術の推進に関する方針を再考し、改定するための基礎資料を得ることを目的として実施した。

(2) 期間

令和4年（2022年）12月5日～令和5年（2023年）1月6日

(3) 調査対象

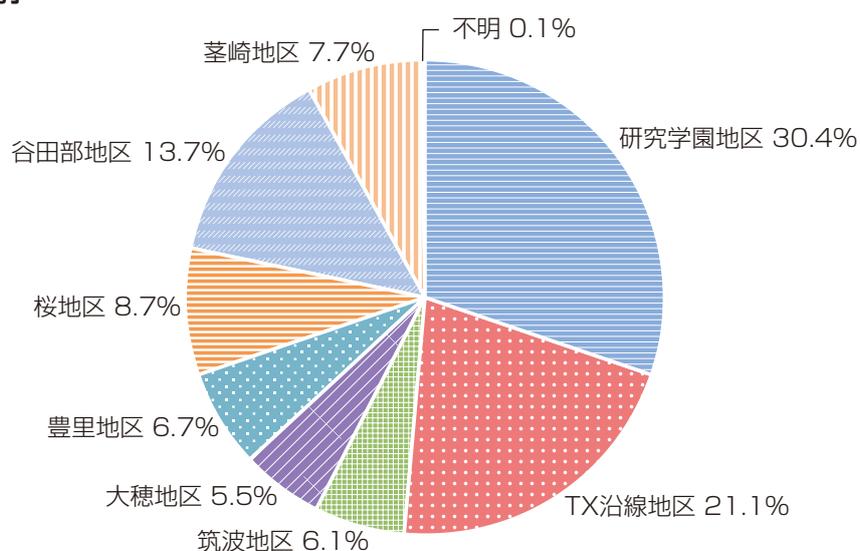
つくば市民3,000名

（つくば市住民基本台帳（令和4年（2022年）10月1日現在）から、18歳以上のつくば市民を無作為に抽出）

(4) 回答数

回答者数871名（回収率：29.0%）

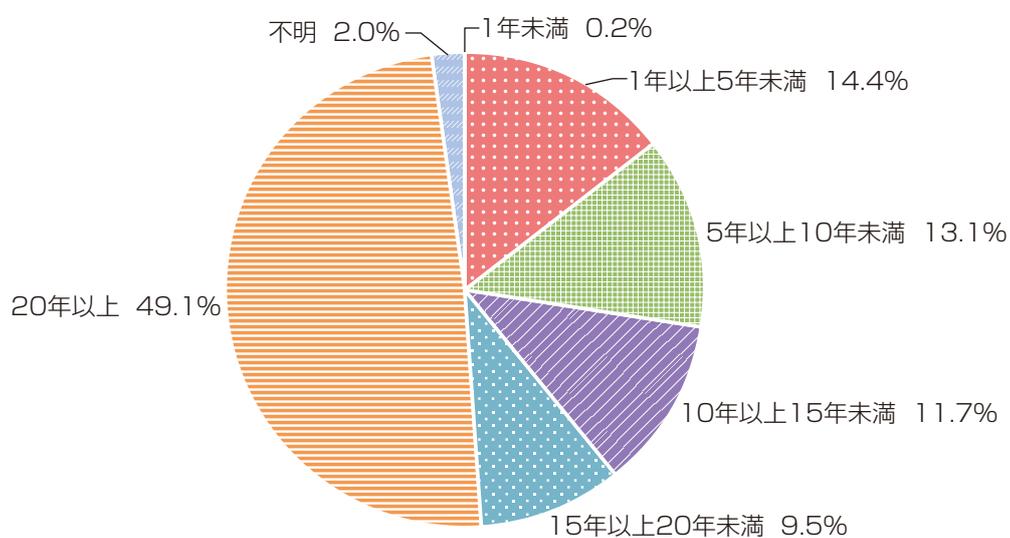
(3) 地区別



<居住地区の分類について>

- ・ 研究学園地区とTX沿線地区に分類した地域以外の地区については、合併前の旧町村単位で分類している。
- ・ 研究学園地区に分類した地域は次のとおり。
春日、東新井、二の宮、小野川、松代、観音台、東、稲荷前、高野台、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、大穂、花畑、牧園、若葉
- ・ TX沿線地区に分類した地域は次のとおり。
研究学園、学園南、学園の森、香取台、諏訪、陣場、みどりの中央、みどりの、みどりの南、みどりの東、上河原崎、高山、万博公園西、春風台

(3) 居住年数別



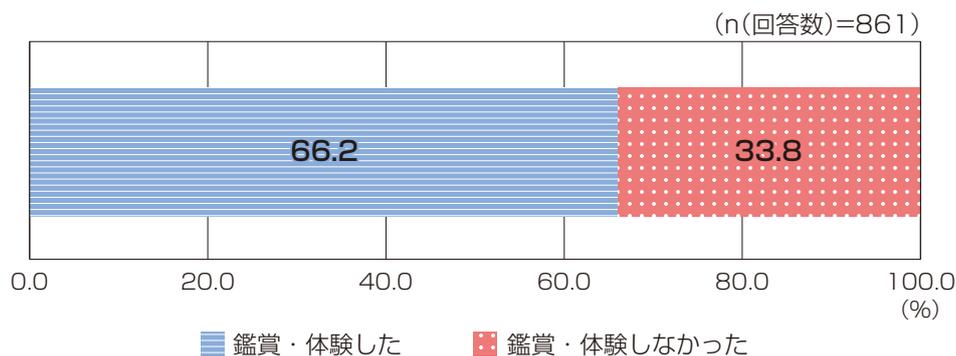
6.2.3. 調査結果

(1) 過去1年間の文化芸術の体験・鑑賞の有無

「鑑賞・体験した」が7割弱

過去1年間（令和3年12月～令和4年11月）における文化芸術の鑑賞・体験の状況を見ると、「鑑賞・体験した」が66.2%、「鑑賞・体験しなかった」が33.8%となっている。（図表1）

図表1 過去1年間における文化芸術を鑑賞・体験の有無

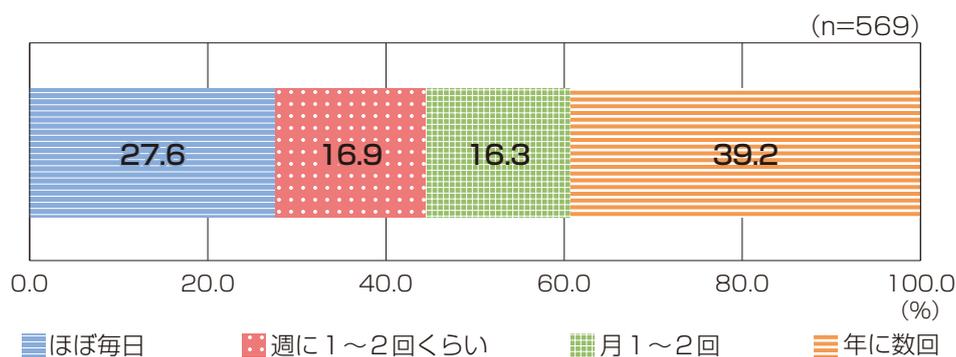


(2) 過去1年間に文化芸術を体験・鑑賞した頻度

「年に数回」が4割、「ほぼ毎日」が3割弱

過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した市民の鑑賞・体験した頻度をみると、「年に数回」が39.2%と最も多く、次いで「ほぼ毎日」が27.6%、「週に1～2回くらい」が16.9%、「月に1～2回」が16.3%となっている。（図表2）

図表2 過去1年間に文化芸術を体験・鑑賞した頻度



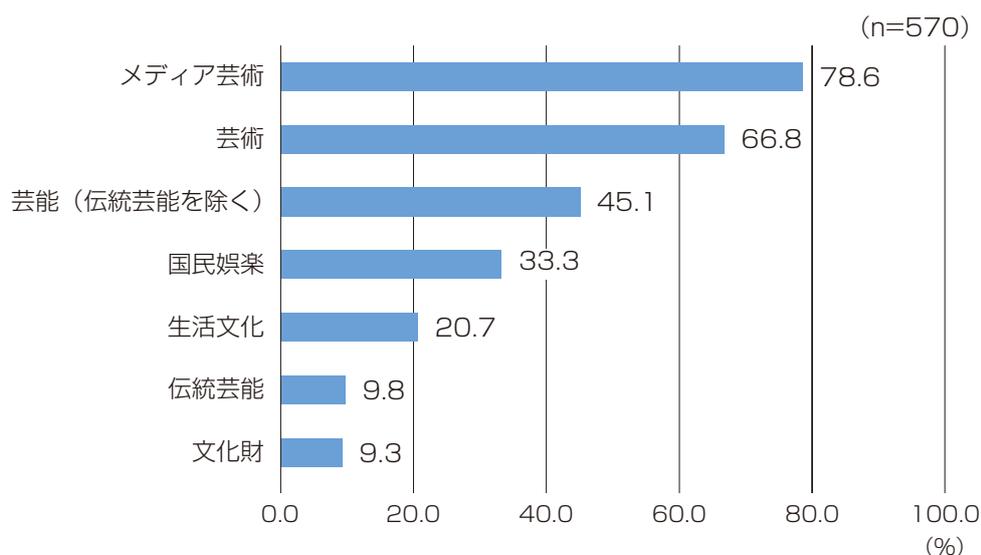
(3) 過去1年間に鑑賞・体験した文化芸術分野

ア) 鑑賞・体験場所：自宅等

～「メディア芸術」が8割弱、「芸術」が7割弱

過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した市民の「自宅等」(※1)で鑑賞・体験した文化芸術分野(※2)では、「メディア芸術」が78.6%と最も多く、次いで「芸術」が66.8%、「芸能(伝統芸能を除く)」が45.1%となっている。(図表3)

図表3 過去1年間に「自宅等」で鑑賞・体験した文化芸術分野



(※1) 自宅等(車や電車の中を含む)でテレビやインターネット等を通じて鑑賞すること。

(※2) 文化芸術の分野区分は以下のとおりである。

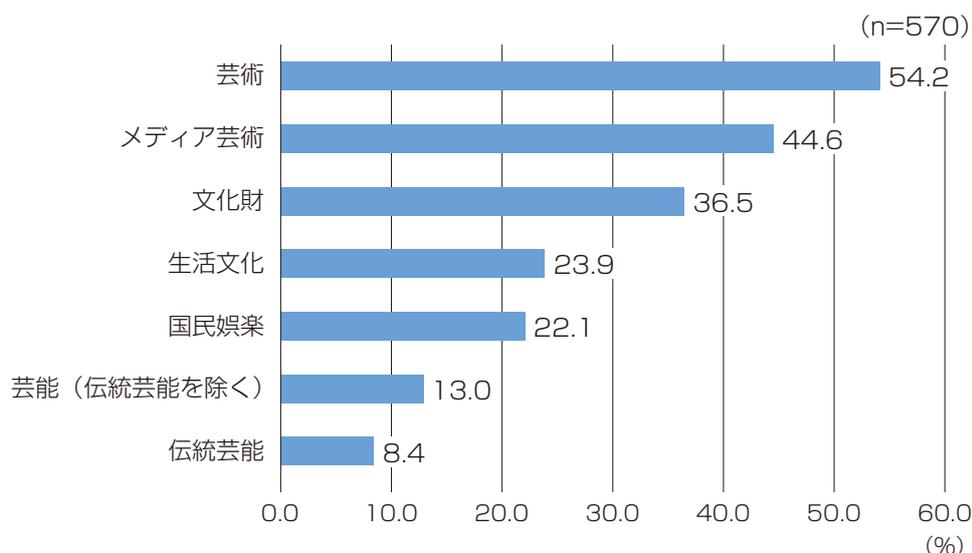
文化芸術分野	文化芸術内容
芸術	文学、音楽(クラシック、ポップスなど)、美術(絵画、彫刻など)、写真、演劇、舞踏、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ及びその他の電子機器等を利用した芸術(ゲーム、コンピュータグラフィックスなど)
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踏、その他の我が国及び地域古来の伝統的な芸能
芸能(伝統芸能を除く)	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、盆栽など、その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋、俳句、カラオケ、その他の国民的娯楽並びに出版物及びレコード等
文化財	有形・無形の文化財等並びに、その保存技術(史跡、地域の民俗芸能等)

イ) 鑑賞・体験場所：自宅等以外

～「芸術」が5割超と最も多く、「メディア芸術」が4割超

過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した市民の「自宅等以外」（※3）で鑑賞・体験した文化芸術分野をみると、「芸術」が54.2%と最も多く、次いで「メディア芸術」が44.6%、「文化財」が36.5%となっている。（図表4）

図表4 過去1年間に「自宅等以外」で鑑賞・体験した文化芸術分野



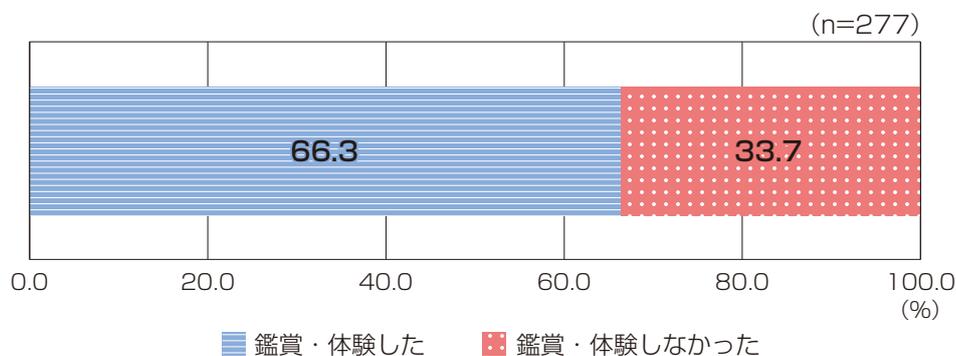
（※3）開催会場など現場で実際に鑑賞・体験すること。

(4) 過去1年間におけるオンラインによる鑑賞・体験の有無

「鑑賞・体験した」が7割弱

過去1年間に自宅等で文化芸術を鑑賞・体験した市民のオンラインによる鑑賞・体験状況（無料または有料は問わない）をみると、「鑑賞・体験した」が66.3%、「鑑賞・体験しなかった」が33.7%となっている。（図表5）

図表5 過去1年間におけるオンラインによる鑑賞・体験の有無

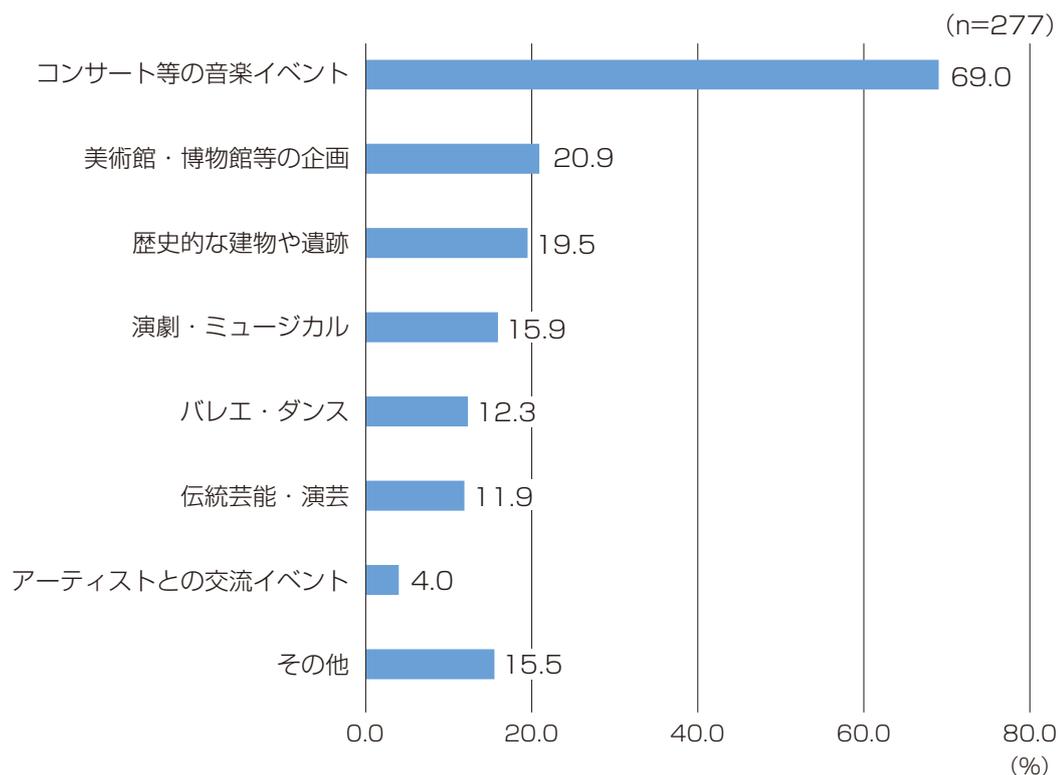


(5) 過去1年間にオンラインにより鑑賞・体験した文化芸術の内容

「コンサート等の音楽イベント」が7割

過去1年間に自宅等でオンラインにより文化芸術を鑑賞・体験した市民のその内容をみると、「コンサート等の音楽イベント」が69.0%と最も多く、次いで「美術館・博物館等の企画」が20.9%、「歴史的な建物や遺跡」が19.5%となっている。(図表6)

図表6 過去1年間にオンラインにより鑑賞・体験した文化芸術の内容

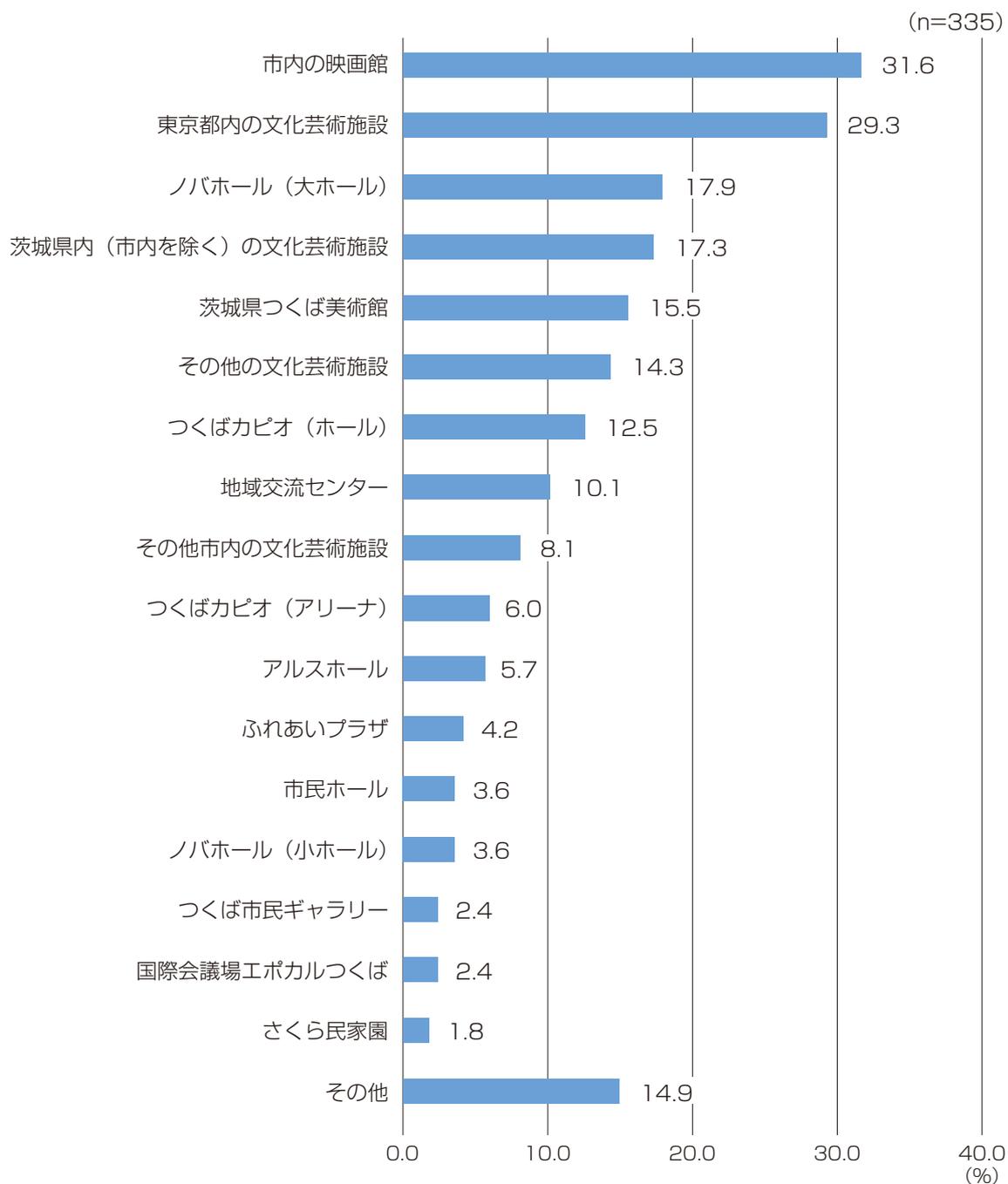


(6) 過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した施設

「市内の映画館」が3割超、「東京都内の文化芸術施設」が3割

過去1年間において自宅等以外で文化芸術を鑑賞・体験した市民の鑑賞・体験した施設をみると、「市内の映画館」が31.6%と最も多く、「東京都内の文化芸術施設」が29.3%、「ノバホール（大ホール）」が17.9%となっている。（図表7）

図表7 過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した施設

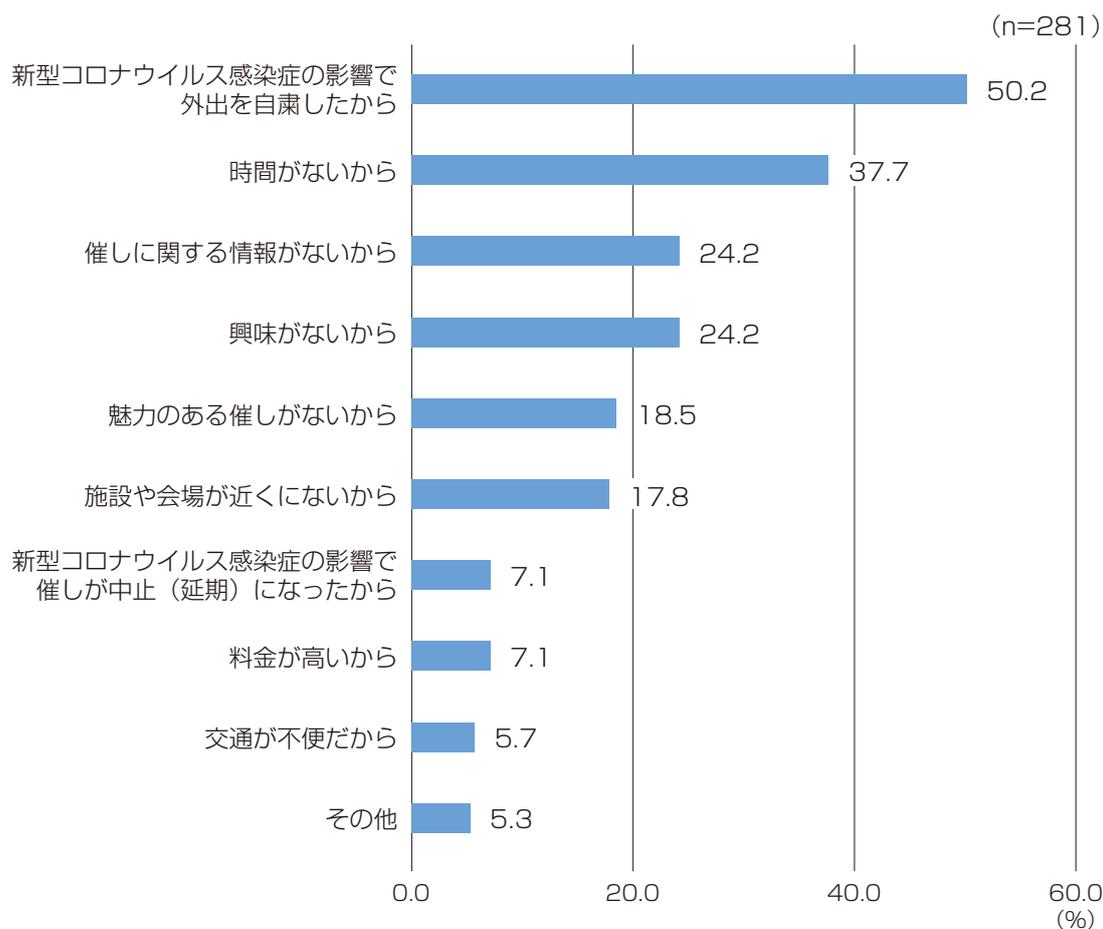


(7) 過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験しなかった理由

新型コロナウイルス感染症による外出自粛が5割と最多

過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験しなかった市民の理由をみると、「新型コロナウイルス感染症の影響で外出を自粛したから」が50.2%と最も多く、次いで「時間がないから」が37.7%、「催しに関する情報がないから」と「興味がないから」が24.2%となっている。(図表8)

図表8 過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験しなかった理由



(その他の主な回答)

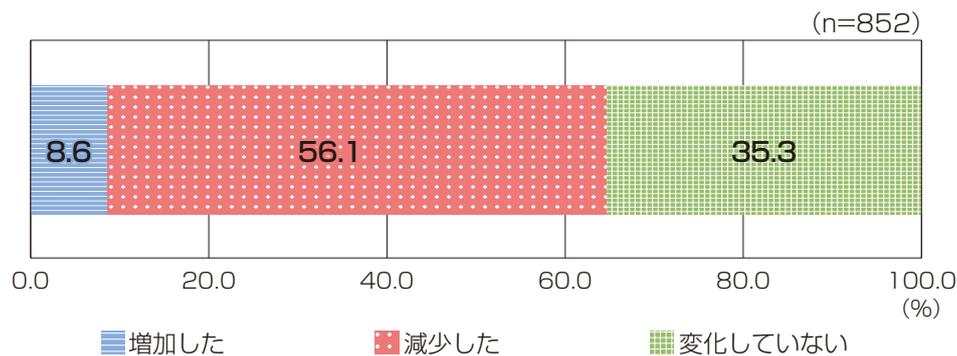
- ・病気で興味がなくなったから
- ・コロナワクチンによる体調不良のため
- ・一緒に行く人がいないから
- ・腰痛、膝痛で歩行が困難になったから
- ・育児中のため
- ・子どもが幼いため、鑑賞等まで手がでない
- ・興味はあるが、日常生活に追われ余裕がないため など

（8）新型コロナウイルス感染症による文化芸術の鑑賞・体験頻度の変化

「減少した」が9割弱

新型コロナウイルス感染症の拡大前と拡大後における文化芸術の鑑賞・体験頻度の変化をみると、「減少した」が56.1%と最も多く、次いで「変化していない」が35.3%、「増加した」が8.6%となっている。（図表9）

図表9 新型コロナウイルス感染症による文化芸術の鑑賞・体験頻度の変化

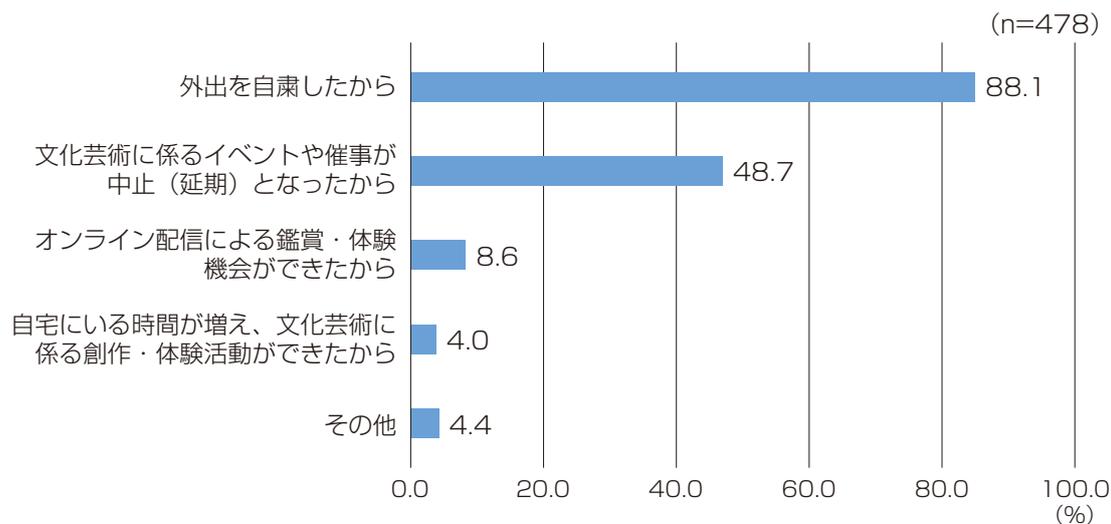


9) 新型コロナウイルス感染症により鑑賞・体験頻度が減少した理由

外出自粛が9割弱、イベントや催事の中止（延期）が5割弱

新型コロナウイルス感染症の拡大前後で文化芸術の鑑賞・体験頻度が減少した市民のその理由をみると、「外出を自粛したから」が88.1%と最も多く、次いで「文化芸術に係るイベントや催事が中止（延期）となったから」が48.7%、「オンライン配信による鑑賞・体験機会ができたから」が8.6%となっている。（図表10）

図表10 新型コロナウイルス感染症により文化芸術の鑑賞・体験頻度が変化した理由



（その他の主な回答）

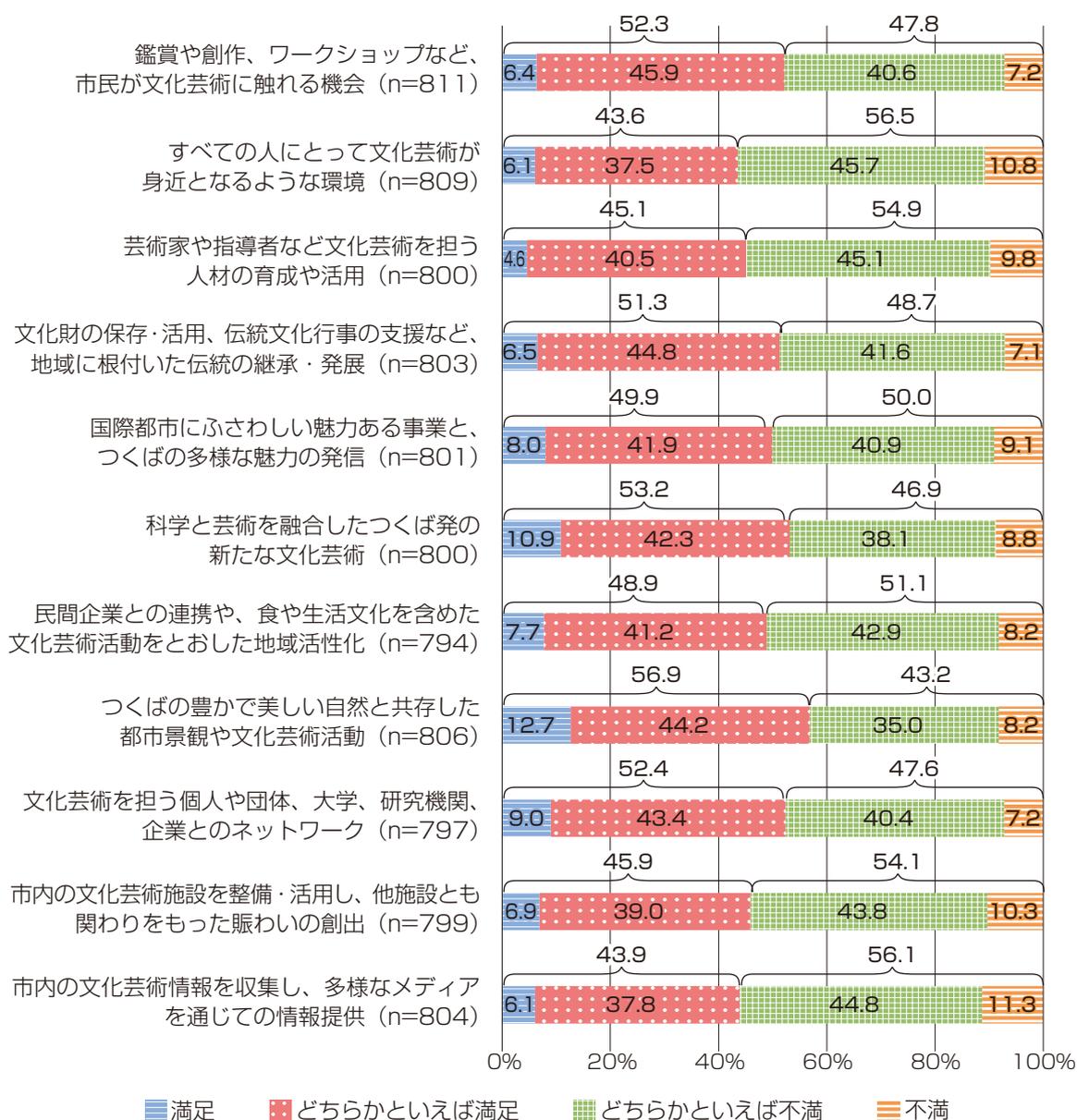
- ・興味がないから
- ・変化は感じなかったから
- ・子育て中だから
- ・在宅の仕事量が増え、多忙になったから
- ・そもそも頻度が少ないから
- ・催しや開催場所に予約や人数制限があり行けないから

(10) つくば市の文化芸術に関する取組に対する現状の満足度

「自然と共存した都市景観や文化芸術活動」や「科学と芸術を融合した文化芸術」、「文化芸術を担う個人・団体や大学・研究機関、企業のネットワーク」が上位

つくば市の文化芸術に関する取組に対する現状の満足度を「満足評価（「満足」と「どちらかといえば満足」の合計）」からみると、「つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が56.9%と最も多く、次いで「科学と芸術を融合したつくば発の新たな文化芸術」が53.2%、「文化芸術を担う個人や団体、大学、研究機関、企業とのネットワーク」が52.4%、「鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会」が52.3%となっている。（図表11）

図表11 つくば市の文化芸術に関する取組に対する現状の満足度

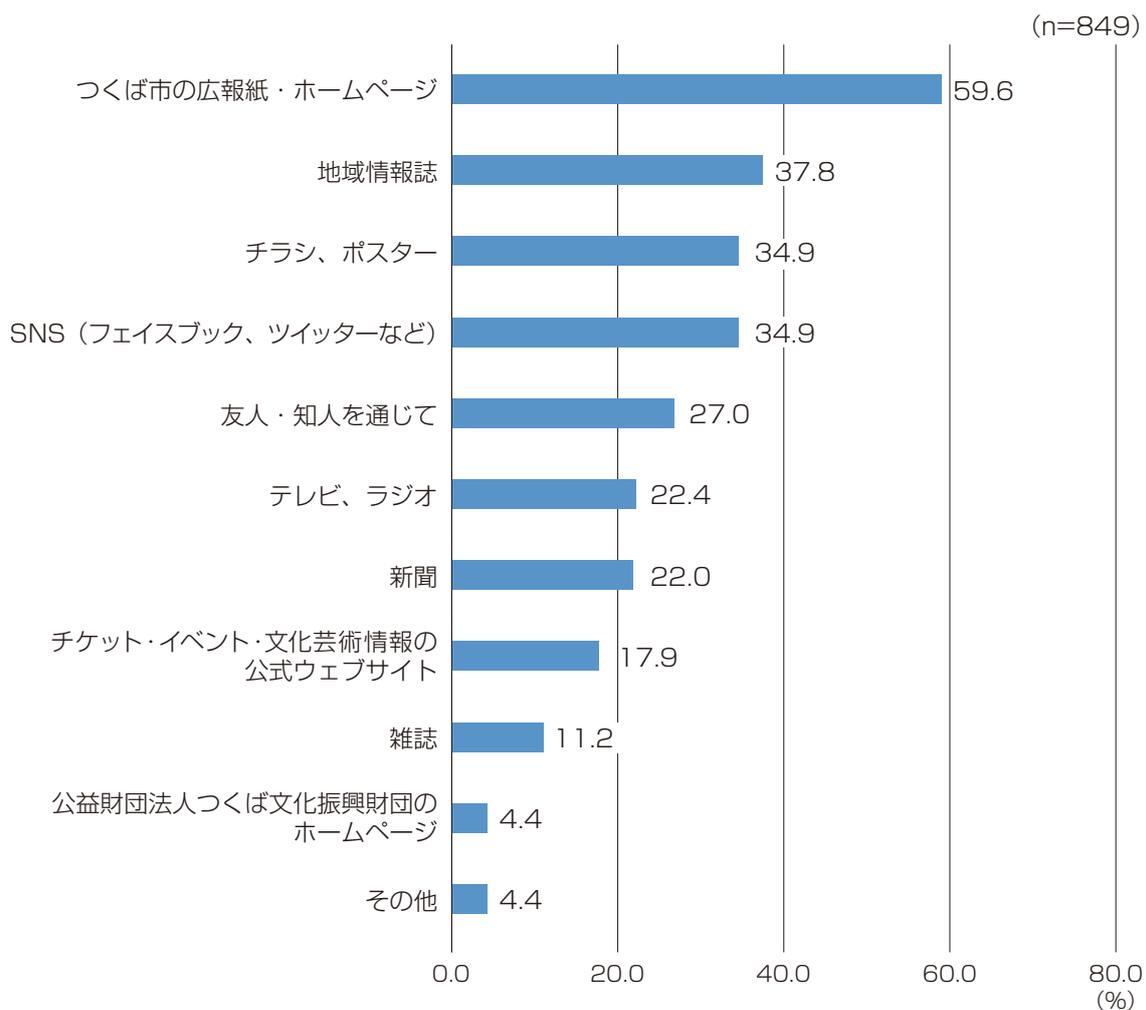


(11) 文化芸術に関する情報の入手方法

「つくば市の広報紙・ホームページ」が6割

文化芸術に関する情報の入手方法をみると、「つくば市の広報紙・ホームページ」が59.6%と最も多く、次いで「地域情報誌」が37.8%、「チラシ、ポスター」と「SNS（フェイスブック、ツイッターなど）」が34.9%となっている。（図表12）

図表12 文化芸術に関する情報の入手方法



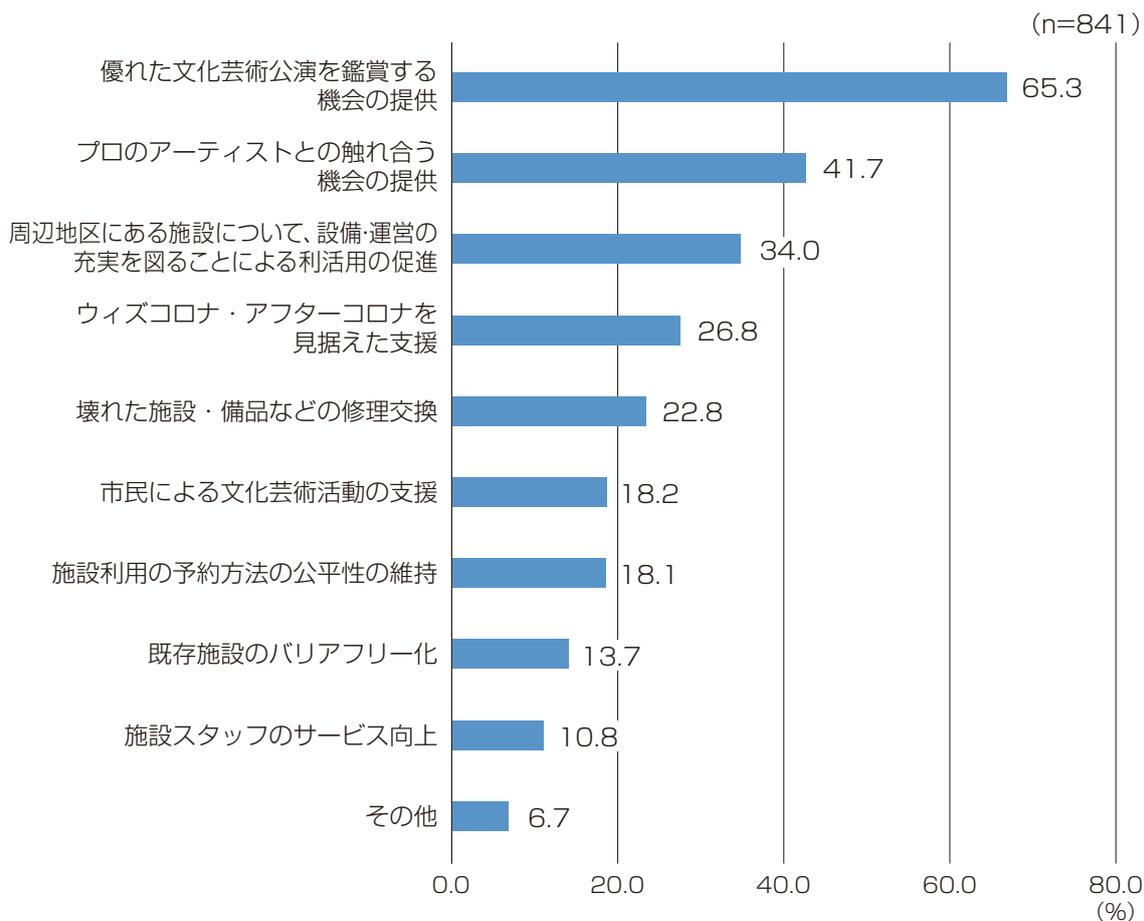
（その他の主な回答）

- ・ユーチューブ
- ・学校のたより（チラシ）
- ・家族
- ・インターネット
- ・ネットニュース など

（12）つくば市の文化芸術に今後期待すること 「優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供」が6割超

つくば市の文化芸術に今後期待することとしては、「優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供」が65.3%と最も多く、次いで「プロのアーティストとの触れ合う機会の提供」が41.7%、「周辺地区にある施設について、設備・運営の充実を図ることによる利活用の促進」が34.0%となっている。（図表13）

図表13 つくば市の文化芸術に今後期待すること



（その他の主な回答）

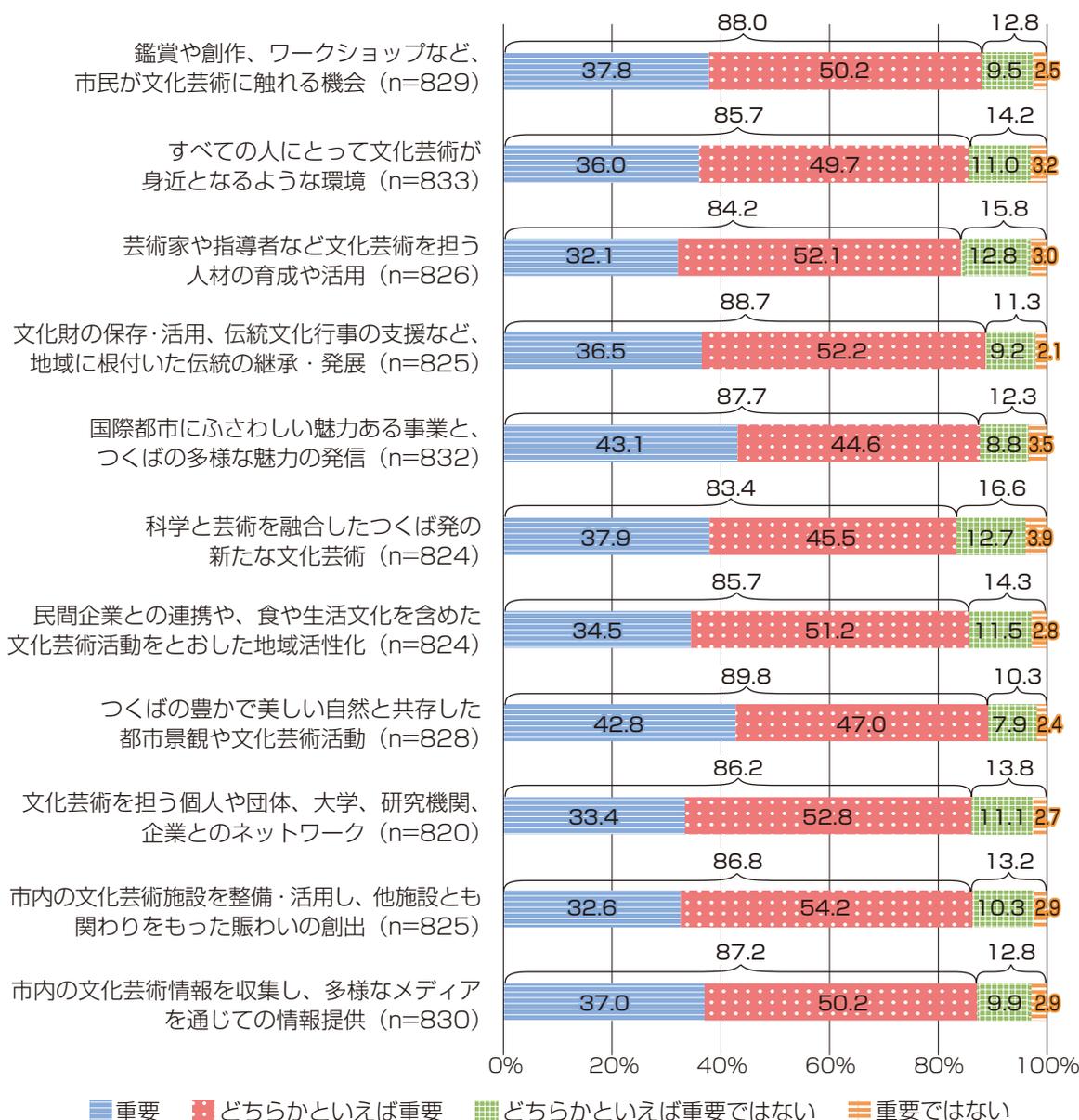
- ・ 大きな図書館と無料駐車場
- ・ つくば美術館の企画展を充実
- ・ 情報提供の方法の拡充・多様化
- ・ わかりやすい情報提供
- ・ 子どもが体験できる機会の拡充
- ・ つくば駅周辺での文化施設やイベントの充実
- ・ 市民が参加してみたいと思える機会の提供と内容の充実
- ・ 多種多様な文化芸術を鑑賞できる機会の拡充

(13) つくば市の文化芸術に関する取組における今後の重要度

「自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が4割超

つくば市の文化芸術に関する取組に対する今後の重要度を「重要評価（「重要」と「どちらかといえば重要」の合計）」からみると、「つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が89.8%と最も多く、次いで「文化財の保存・活用、伝統文化行事の支援など、地域に根付いた伝統の継承・発展」が88.7%、「鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会」が88.0%となっている。（図表14）

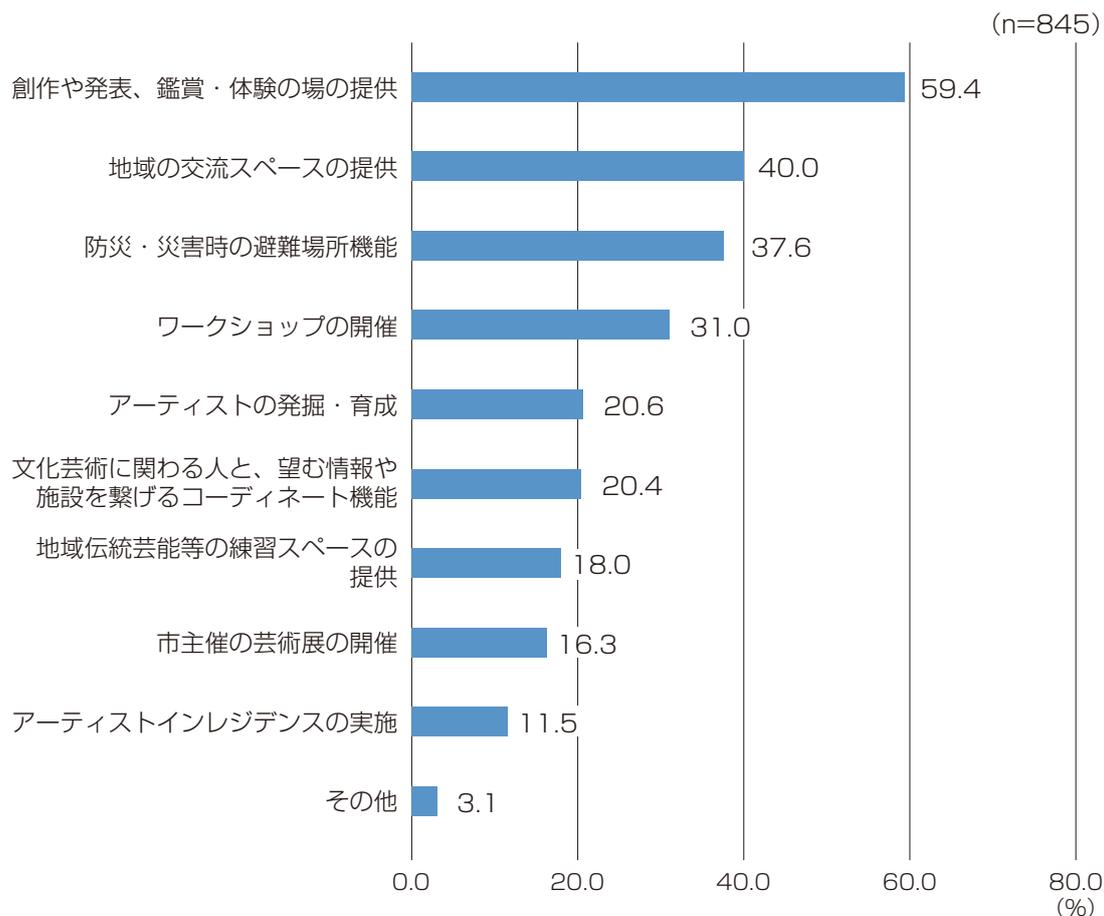
図表14 つくば市の文化芸術に関する取組における今後の重要度



（14）旧田水山小学校に計画している文化芸術創造拠点に対して求める機能 「制作や発表、鑑賞・体験の場の提供」が6割と最多超

つくば市が旧田水山小学校に整備を計画している文化芸術創造拠点に求める機能をみると、「制作や発表、鑑賞・体験の場の提供」が59.4%と最も多く、次いで「地域の交流スペースの提供」が40.0%、「防災・災害時の避難場所機能」が37.6%となっている。（図表15）

図表15 旧田水山小学校に計画している文化芸術創造拠点に対して求める機能



6.3. つくば市文化芸術基本条例

平成16年9月29日

条例第35号

改正 平成17年3月23日条例第1号 平成21年12月22日条例第38号

平成30年7月4日条例第37号 平成31年 3月27日条例第10号

(題名改称)

令和3年7月1日条例第36号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 基本計画（第6条）

第3章 文化芸術に関する施策の推進（第7条）

第4章 つくば市文化芸術審議会（第8条—第14条）

附則

つくば市は、万葉集にうたわれている名峰筑波山を仰ぐ緑豊かな田園地帯の中にあって、世界に誇る研究学園都市を有し、日本の伝統的生活文化を育みつつ、国際的学術文化都市として成長を続けている。このような中、私たちは、多様な文化芸術の恵沢を享受して暮らしてきた。

文化芸術は、人間の精神活動の根幹であり、まちの成熟度をあらわすものである。人々の豊かな創造力や感性、受容性を育むだけでなく、福祉、教育、観光、まちづくり、国際交流、産業その他の関連分野と連携することで相乗効果を生み出すことができる。

よって、ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念と方向性を明らかにし、文化芸術に関する施策のかつ計画的な推進を図り、心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与するため、この条例を制定する。

(平31条例10・一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策の基本理念を定め、市の責務並びに文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者（文化芸術団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(平31条例10・一部改正)

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、つくば市の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

(平31条例10・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、つくば市の特性に応じた文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進する責務を有する。

(平31条例10・一部改正)

(市民の関心及び理解)

第4条 市は、将来にわたって市民が文化芸術を創造し、享受し、及び発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(平31条例10・追加)

(文化芸術団体等の役割)

第5条 文化芸術団体及び事業者は、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実及び人材の育成に努め、文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を発展させる役割を担うものとする。

(平31条例10・追加)

第2章 基本計画

(平31条例10・改称)

第6条 市長は、文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第7条の2の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の推進の基本的方向
- (2) 文化芸術の推進に関する基本施策
- (3) その他文化芸術の推進に関し必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、つくば市文化芸術審議会の意見を聴く

ものとする。

4 市長は、基本計画の策定に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、広く市民の意見を求め、これを十分考慮した上で策定を行う仕組みの活用等を図るものとする。

5 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(平31条例10・旧第4条繰下・一部改正)

第3章 文化芸術に関する施策の推進

(平31条例10・改称)

第7条 市は、基本計画に基づき、文化芸術の推進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(平31条例10・旧第5条繰下・一部改正)

第4章 つくば市文化芸術審議会

(平31条例10・改称)

(審議会の設置)

第8条 文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議するため、つくば市文化芸術審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平31条例10・旧第7条繰下・一部改正)

(所掌事項)

第9条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項について調査審議し、市長に答申する。

2 審議会は、文化芸術の推進に関する事項について調査審議し、必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(平31条例10・旧第8条繰下・一部改正)

(組織)

第10条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

(平30条例37・一部改正、平31条例10・旧第9条繰下)

(委員)

第11条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 市議会議員

(2) 文化芸術に関し優れた識見を有する者

(3) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平30条例37・一部改正、平31条例10・旧第10条繰下、令3条例36・一部改正)

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(平31条例10・旧第11条線下)

(会議)

第13条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平31条例10・旧第12条線下)

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(平17条例1・平21条例38・一部改正、平31条例10・旧第13条線下)

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第38号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（令和3年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市文化芸術推進基本計画 (第2期)

令和6年(2024年)3月

編集発行

つくば市 市民部 文化芸術課
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
TEL 029-883-1111(代表)

5-6 市単つくば市文化芸術創造拠点
基本・実施設計業務委託

基本設計報告書

令和6年4月

andHAND・河野特定業務共同企業体

andHAND 株式会社 河野正博建築設計事務所

□設計方針

基本計画時に定めた「基本方針」に基づき、「明快な構成」「情報発信」「使いやすさ」「まちとの調和」に配慮した施設づくりを行い、あらゆる世代が利用できる包括的な文化芸術創造拠点の実現に向けて、設計方針を次のように定めます。

基本計画における基本方針

文化芸術創造拠点のビジョンとコンセプト

○ ビジョン：アートで編む

市の多面的な魅力を構成する1本1本の糸を、文化芸術によって連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る。

○ コンセプト：出会う・つながる・創造する

人、モノ、情報が出会い、そこからつながりが生まれ、つながりから新たな価値観やつくば独自の文化芸術を育む。

文化芸術創造拠点の3つの基本施策

① 文化芸術活動の支援

- ・ 創作活動の拠点
- ・ アーティストの育成
- ・ 事業・活動のコーディネート

② 文化芸術活動に触れる機会の創出

- ・ ワークショップなどの事業展開
- ・ 市民ボランティアの育成
- ・ サイエンスハッカソンの実施

③ 市民に開かれた交流の場の形成

- ・ 交流スペースの開放
- ・ 伝統芸能等の練習場所
- ・ 避難場所

基本設計における設計方針

設計方針1

全体が公園のようなギャラリー

明快なゾーニングと回遊性を生む軸線

敷地全体を文化芸術創造拠点として整備します。前面道路から教室棟を介して、屋外運動場までの東西方向に芸術通りを設けて内部と外部のつながりを創出します。

さらに芸術通りと展望デッキ（旧プール）と南北につなぐことで回遊性を高めます。

設計方針2

機能連携を生み出す交流空間

コミュニケーションエリアを中心とした各機能の連携

教室棟中央の共用部を広く確保することで、ギャラリーやイベント対応ができるコミュニケーションエリアを各階に配置します。コミュニケーションエリアを階段やエレベーターなどの縦動線に面して配置することで上下階の連携を高め、より施設全体の交流や活動を活性化させます。

設計方針3

ひとと芸術をつなぐアートゲート

交流をよび文化・芸術のハブとなる空間

アーティストや芸術を学ぶ学生、地域の人など専門性を問わずだれもが入りやすく、利用しやすい施設とします。

施設導入部に計画するアートゲートが人々を迎え入れ、屋根のかかった半屋外のギャラリーやワークショップの場として機能し、活動の様子が地域ににじみ出る場とします。

設計方針4

使いやすくみんなに永く愛される施設

可変性のある家具・間仕切りで多様な活動に対応

中長期の事業展開により、機能は時間と共に変化します。施設を将来に渡って安心・安全に永く使い続けるため、建築的な性能の改善と機能の変化に対応できる可変性を持った計画とします。

可動間仕切りやパーティション、可動式家具を用い様々な活動に対応します。

02. 計画概要

□敷地概要

所在地	茨城県つくば市水守620番
敷地面積	11,777㎡
都市計画区域	研究学園都市計画区域内
区域区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし
建ぺい率	60%
容積率	200%
接道状況	敷地東側：〇〇m
インフラ	上水、下水、電力、消化貯水槽、防災倉庫

□周辺地域の現況

- ・昭和62年(1987年)11月30日に筑波郡谷田部町、大穂町、豊里町、新治郡桜村の3町1村が新設合併し、つくば市が誕生、その後昭和63年(1988年)に筑波町、平成14年(2002年)に茎崎町も合併しました。
- ・つくば市立田水山小学校は、茨城県つくば市水守にあった公立小学校であり、明治10年(1877年)に創立、平成30年(2018年)に秀峰筑波義務教育学校の開校に伴い、廃校となりました。
- ・計画地周辺は、洪積台地である筑波台地上の地盤に位置し、三角州性低地の丘陵地となっています。
- ・対象地周辺の主要道路は、都市の骨格を形成している、北側の国道125号と東側の国道408号です。つくば市が運営するコミュニティバス「つくバス」の路線の中では、北部シャトルが計画地に一番近い経路をとり、最寄りバス停の山木停留所まで約1.2kmの距離があります。
- ・つくば市内の文化・交流施設は、地域交流センター等が19か所(交流館2:・交流センター:16・市民センター:1)、美術館・博物館が4か所、文化ホール等が7か所立地しています。計画地が位置するのは、現在立地している施設のいずれからも1.6km圏域外となっています。



□計画地周辺



□計画地の位置関係

□既存建物概要

建物名称	田水山小学校
竣工年月	平成7年(1995年)2月
建築面積	1,001.76㎡
延床面積	2,462.28㎡(1階:783.92㎡、2階:779.52㎡、3階:843.52㎡、PH階:55.32㎡)
階数	地上3階
構造	鉄筋コンクリート造
建物高さ	最高高さ15.023m(1階:3.95m、2階:3.95m、3階:3.85m)、軒高12.35m

建物名称	筑波勤労者体育センター
竣工年月	昭和57年(1982年)2月
建築面積	930.37㎡
延床面積	845.72㎡(1階:776.02㎡、2階:69.70㎡)
階数	地上2階
構造	鉄筋コンクリート造
建物高さ	最高高さ10.365m、軒高7.85m



□現況写真(国道408号線(敷地東側)より望む)



□既存校舎外観(グラウンド側)



□既存体育館外観(東側)



□既存プール外観(北側)

02. 計画概要

□与条件の整理

・外部の改修について

校舎棟は屋根・軒天は劣化が著しいため、改修が必要と考えられます。外壁は部分的な塗裝修繕やタイル張り替え等を行います。屋内運動場は漏水が原因で屋内壁・床の腐食が見られ、屋根の劣化が著しい状態のため、駐車台数の少なさが懸念されていることもあり、解体を行い砂利敷きの駐車場を新設する方針です。

・内部の改修について

床と天井仕上については基本的には全面撤去とします。耐震壁となっている既存壁を除いた雑壁はプラン変更に係る部分は撤去とします。また、新設するエレベーターの昇降路はスラブに開口を設けます。

・屋外空間の改修について

プール付帯建築物を撤去し、筑波山を展望できる展望デッキ、作品展示や発表の場となる展望ギャラリーへ改修します。校庭は芝生を敷き、校舎棟の南北2ヶ所に位置する既存駐車場はアスファルト舗装とします。

項目	整備方針
教室棟	・文化芸術創造拠点の役割を担う ・災害時は避難所の役割を担う
屋内運動場	・屋根の劣化により解体とし、駐車場を新設する
屋外運動場	・グラウンドを整備、遊具は撤去しギャラリースペースとする ・交流・憩いスペースとする ・災害時は応急活動の拠点として利用する
プール	・プールの付帯建築物は撤去する ・プールの老朽化している部分は改修し、展望デッキ、展望ギャラリー・交流・憩い・屋外活動の広場、筑波山の眺望施設として利用する
インフラ設備	・電気設備、空調設備、機械設備、給排水設備、ガス設備、インターネット環境等の各種インフラ供給の再整備

□施設の導入機能

類型	導入機能	活動の想定
創作・発表・鑑賞	創作室	絵画・彫刻・書道・工芸 他
	スタジオ	楽器演奏・歌唱・演劇・ダンス・バレエ・リハーサル他
	ギャラリー	作品展示・鑑賞・発表・交流
	更衣室	
交流学习	多目的スペース	ワークショップ・講演会・地域イベント 他
	特別展示室	サイエンスハッカソン・作品展示・鑑賞・発表・交流
	地域利用スペース	集会、交流会
	ライブラリー	芸術情報展示・パンフレット配布・イベント告知・郷土史展示・デジタルサイネージ 他
管理機能	管理室・事務室	
	駐車場・駐輪場	
	多機能トイレ	
防災	避難所	災害時における避難
	防災倉庫	
	災害用井戸	
屋外施設	グラウンド広場 ・ステージ	展望デッキ、展示ギャラリー、屋外ギャラリー

□改修計画概要

建物	導入機能	
校舎棟	創作・展示	多目的室1A（創作室1A）
		多目的室1B（創作室1B）
		創作室2A
		創作室2B
		創作室2C
		オープンスペース2
		特別展示室
		創作室3A
		創作室3B
		創作室3C
	管理諸室	オープンスペース3
		スタジオ1（音楽練習室）
		スタジオ2
		管理室
		事務室・キュレーター室
		地域利用スペース
		多目的個室1
		多目的個室2
		倉庫1-1
		倉庫1-2
共用	エントランスホール1	
	エントランスホール2	
	女子WC	
	男子WC	
	物置	
	多機能WC1	
	優先WC1	
	収納1	
	屋外トイレ	
	階段下倉庫	
	備品倉庫	
	優先WC2	
	放送室	
	更衣室兼倉庫1	
	収納2	
	2Fホール（情報コーナー/コミュニケーションエリア）	
	備品倉庫2	
	優先WC3	
	更衣室兼倉庫2	
	収納3兼オペレーションルーム	
3Fホール（情報コーナー/コミュニケーションエリア）		
通路・階段		
屋外空間	展望ギャラリー（大）	
	展望ギャラリー（小）	
	校舎ギャラリー	
	校庭ギャラリー	
	森林ギャラリー	
	田園ギャラリー	
	アートゲート	
	駐車場（北） 20台	
	駐車場（南） 16台	
	駐輪場 17台	
駐車場（体育館解体跡地） 45台		

03. 建築改修計画概要

敷地全体で芸術拠点を構える

□敷地全体がギャラリーとなる配置計画

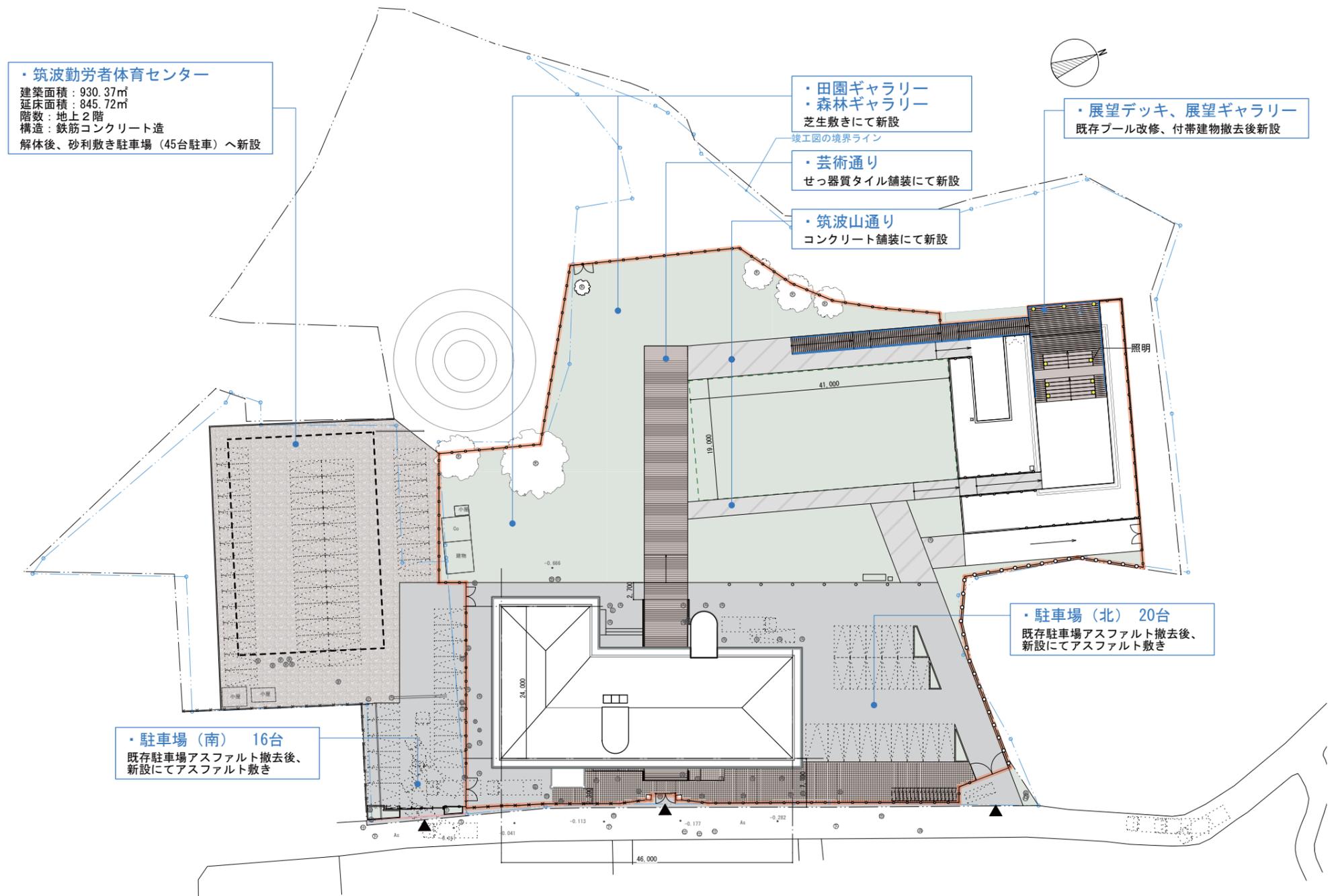
- ・道路側を人工的な建造物・アート、敷地奥を自然と溶け込む建造物・アートとゾーン分けし、建物中央を通るゲートが自然と人・アートをつなげる装置となります。
- ・校庭内は基本的に芝生とし、自由にアートを展示できる計画とします。
- ・最初からアートを置くのではなく、この場所で作られた作品が建ち並ぶようにすることで、この場所にしかない作品をこの場所でないと見ることができない場所と作品の一体性を生むことができます。
- ・芝生広場で創作活動を行うことで製作から作品になる過程もアートのように楽しむことができます。
- ・プールは既存を2か所そのまま広場展望スペースとして残します。プール西側にはデッキを用いて、展望デッキと階段を設けます。
- ・イベント時、デッキの上は客席となり、プールは講演や演劇を行う舞台になります。またプールに水を張ると展示空間の幅が広がりアートと相性の良い屋外空間となります。
- ・平常時は、展望台として筑波山の眺望と北西方向へ広がる田園風景を体感できる場所となります。



□敷地全体の改修方針



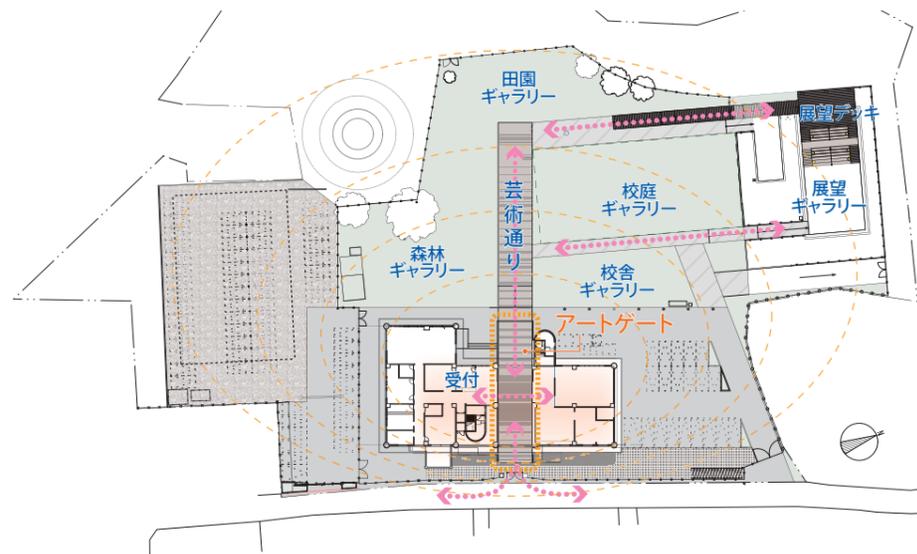
□敷地全体イメージ



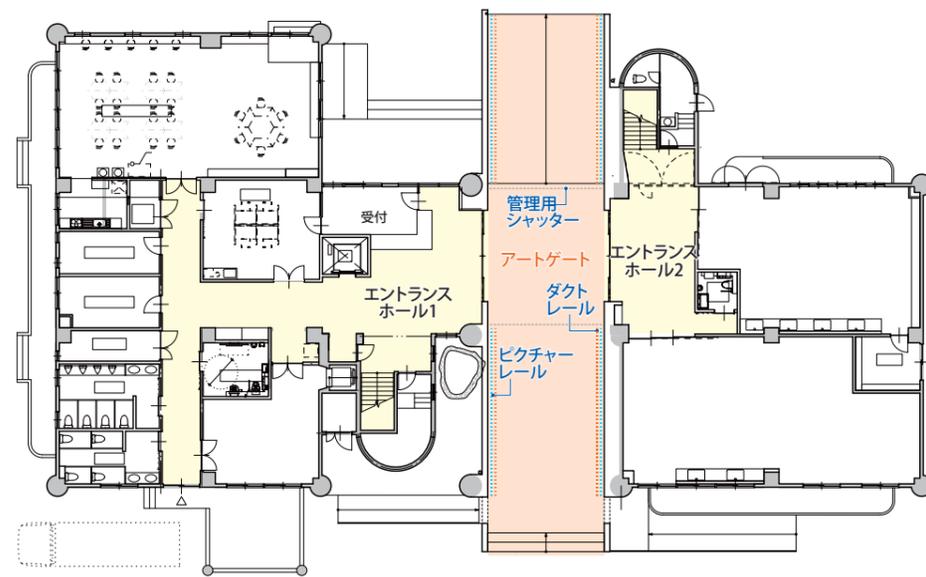
03. 建築改修計画概要

□施設の玄関でありシンボルとなるアートゲート

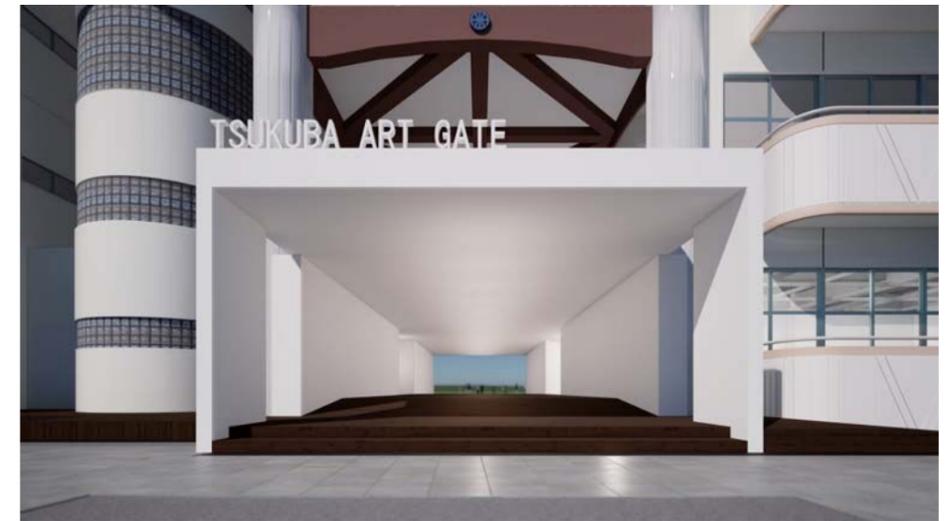
- ・旧小学校の昇降口を改修し建物内を貫くゲート状の空間であるアートゲートを施設の玄関として計画します。
- ・アートゲートは作品展示やイベント告知など常に情報発信ができる場として整備し、訪れる人々が芸術に触れる機会を作る空間とします。
- ・アートゲートを介して施設や外部ギャラリー、展望デッキなどへアクセスする利用動線とすることで屋内外の空間に連続性を持たせます。
- ・アートゲートは人やモノ（作品・活動）を誘い、さらにここから文化芸術創造活動の情報を発信する文化芸術創造拠点のシンボルとして整備します。



□人をよび敷地全体をつなぐアートゲート



□アートゲート廻り平面イメージ

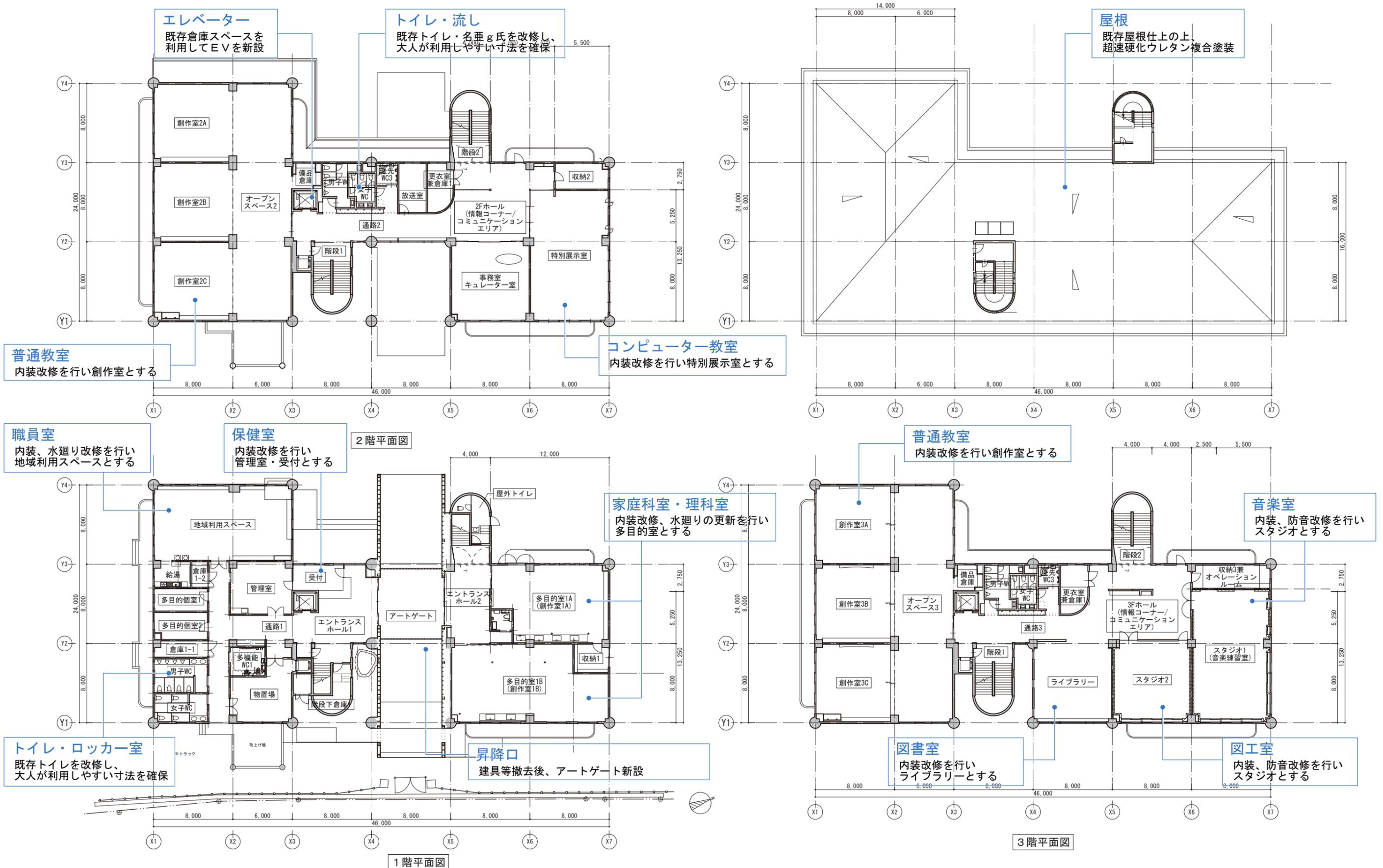


□アートゲート内観イメージ①



□アートゲート内観イメージ②

03. 建築改修計画概要



03. 建築改修計画概要

□外装計画

- ・校舎棟は屋根・軒天は劣化が著しいため、屋根は金属屋根のため超速硬化ウレタン複合塗装による防水改修、軒天は仕上の撤去・更新とします。
- ・外壁は部分的にひび割れやタイルの浮きがみられるため、塗装修繕やタイル張り替え等を行います。
- ・アートゲートや搬入口の新設に伴い、昇降口の建具やバルコニーの腰壁を一部撤去します。



03. 建築改修計画概要

□内装計画

①床仕上

・創作スペースは既存タイルカーペットを撤去した上にモルタル仕上、もしくはビニルタイルや塗床など創作内容に応じて使いやすい計画とします。

②壁仕上

・既存合板を撤去した躯体表しを基本とし、白系塗装や木仕上などを検討し、部分的にアクセントをつけるなど明るい室内空間とします。
・スタジオなど音の発生するスペースは防音性のあるグラスウールボード、トイレや水廻りは耐水性のあるケイカル板とします。

③天井仕上

・創作スペースにおいては既存仕上を撤去し、スラブ表しとすることで天井高さを確保し、多様な創作活動への対応、及び避難安全検証法を適用しやすい計画とします。

④その他

・新設するエレベーターは既存スラブに開口を設け、鉄骨躯体により昇降路を構築します。
・共用部はサインやインフォメーション等により情報発信やどこで何が行われているのかわかりやすい計画とします。



オープンスペース・創作室イメージ①



アートゲートイメージ



オープンスペース・創作室イメージ②

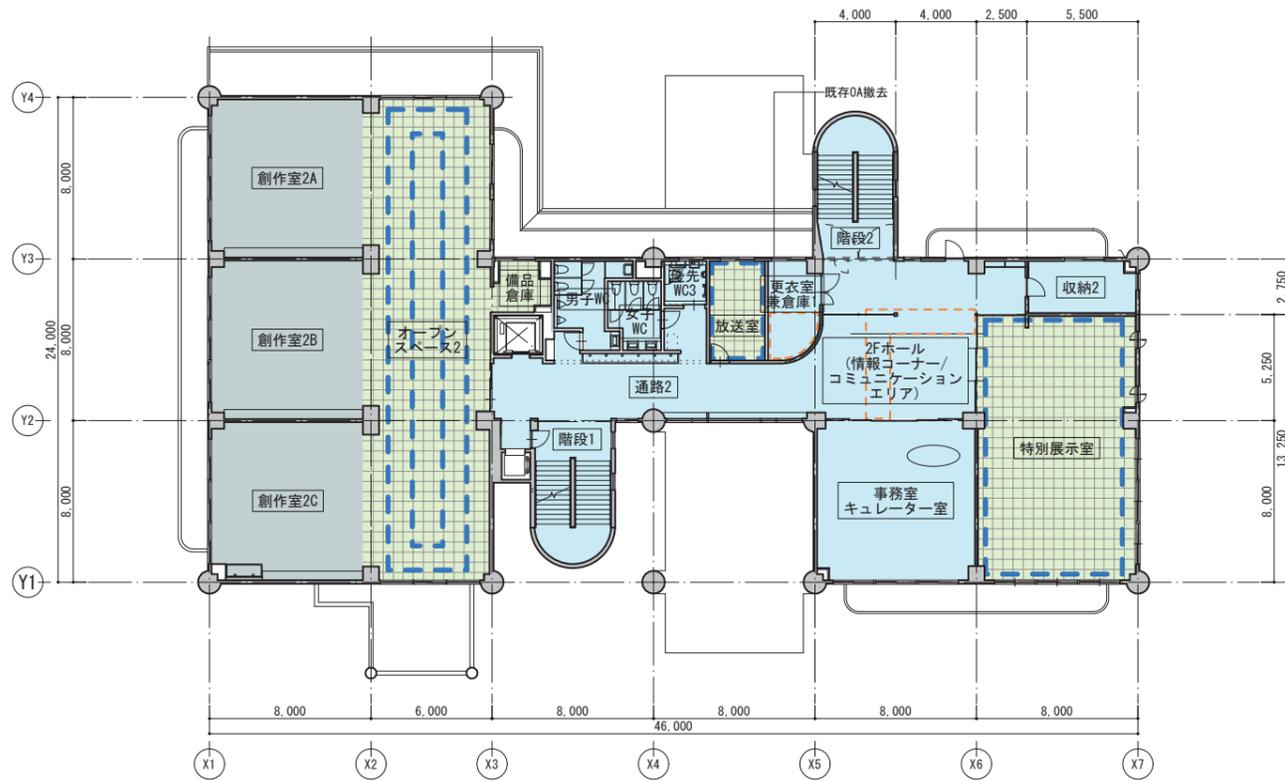


地域利用スペースイメージ

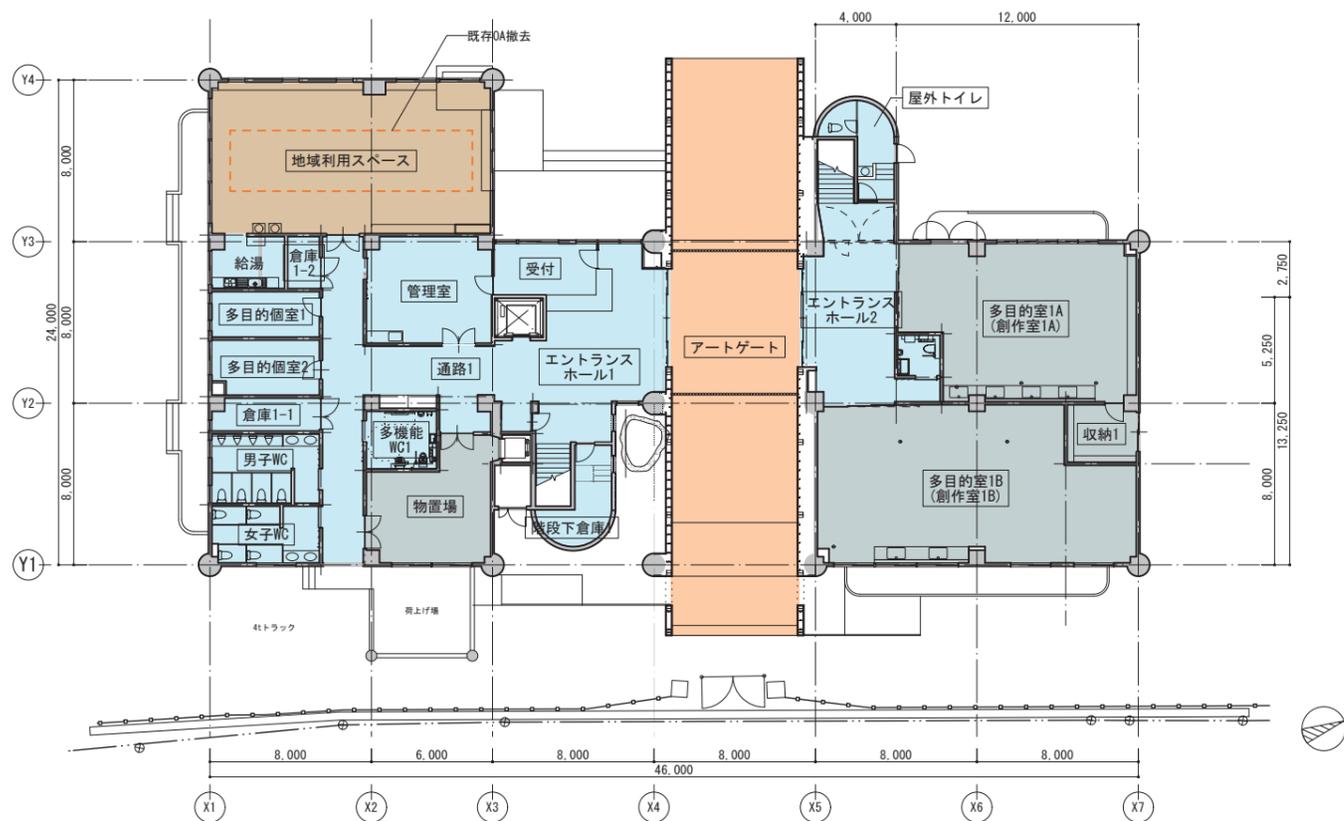


オープンスペース・創作室イメージ③

03. 建築改修計画概要



2階平面図



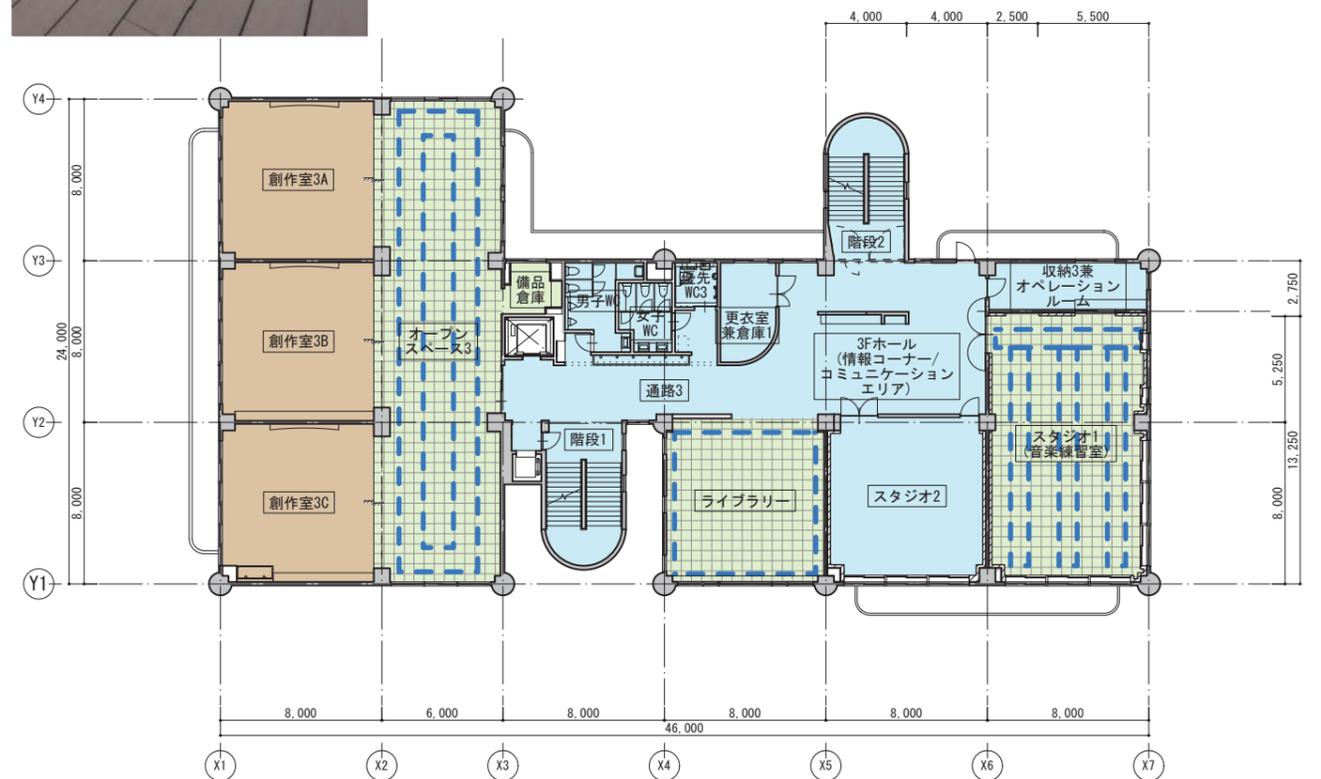
1階平面図

仕上参考イメージ



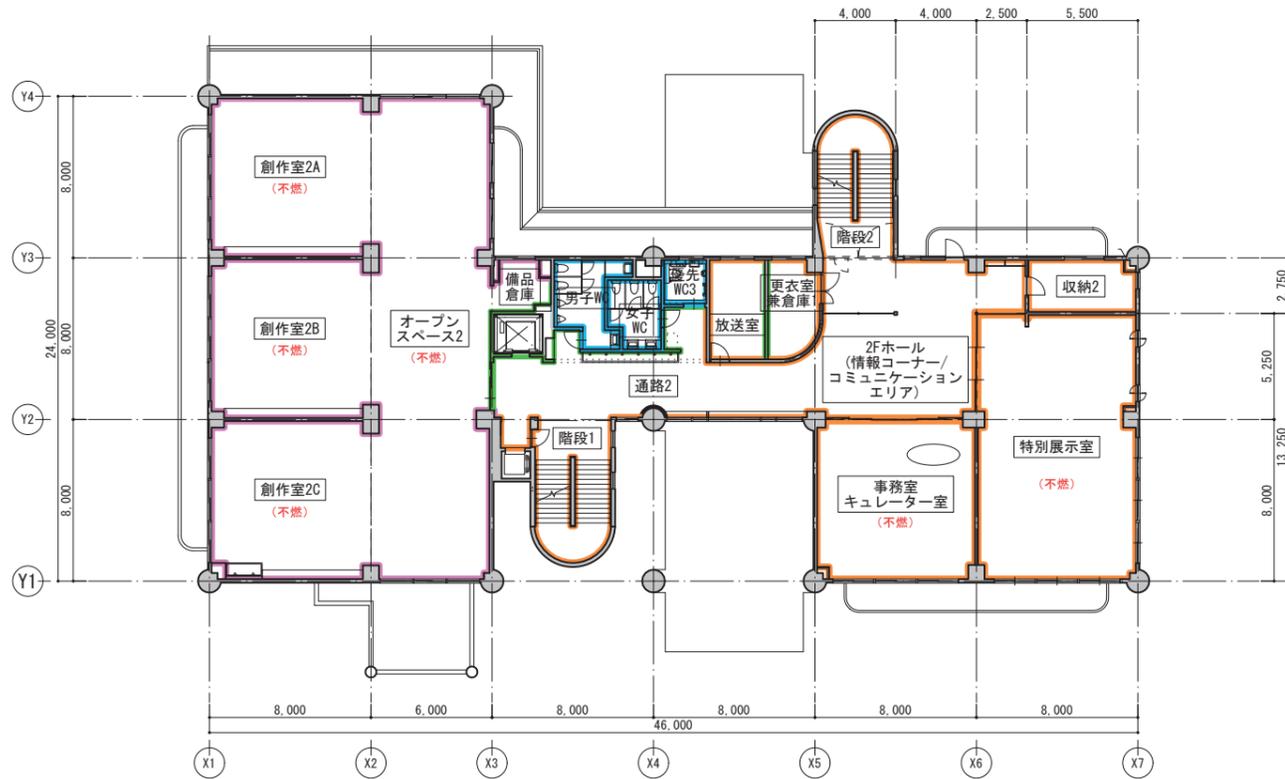
床凡例

	ビニルシート
	ビニルタイル
	木フローリング
	コンクリート床 (既存床仕上げがし後 コンクリート磨き仕上)
	ウッドデッキ
	0Aフロア (既存残し)
	0Aフロア (撤去)



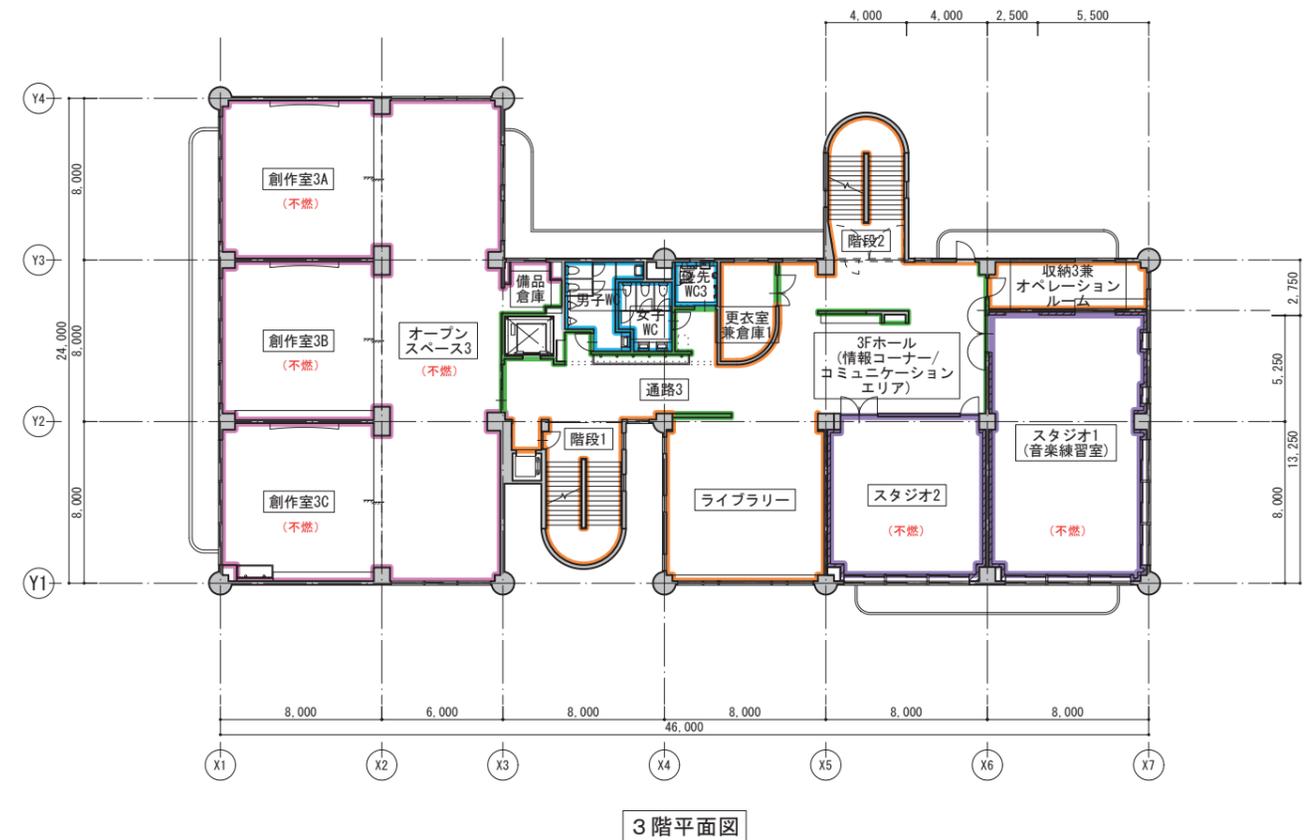
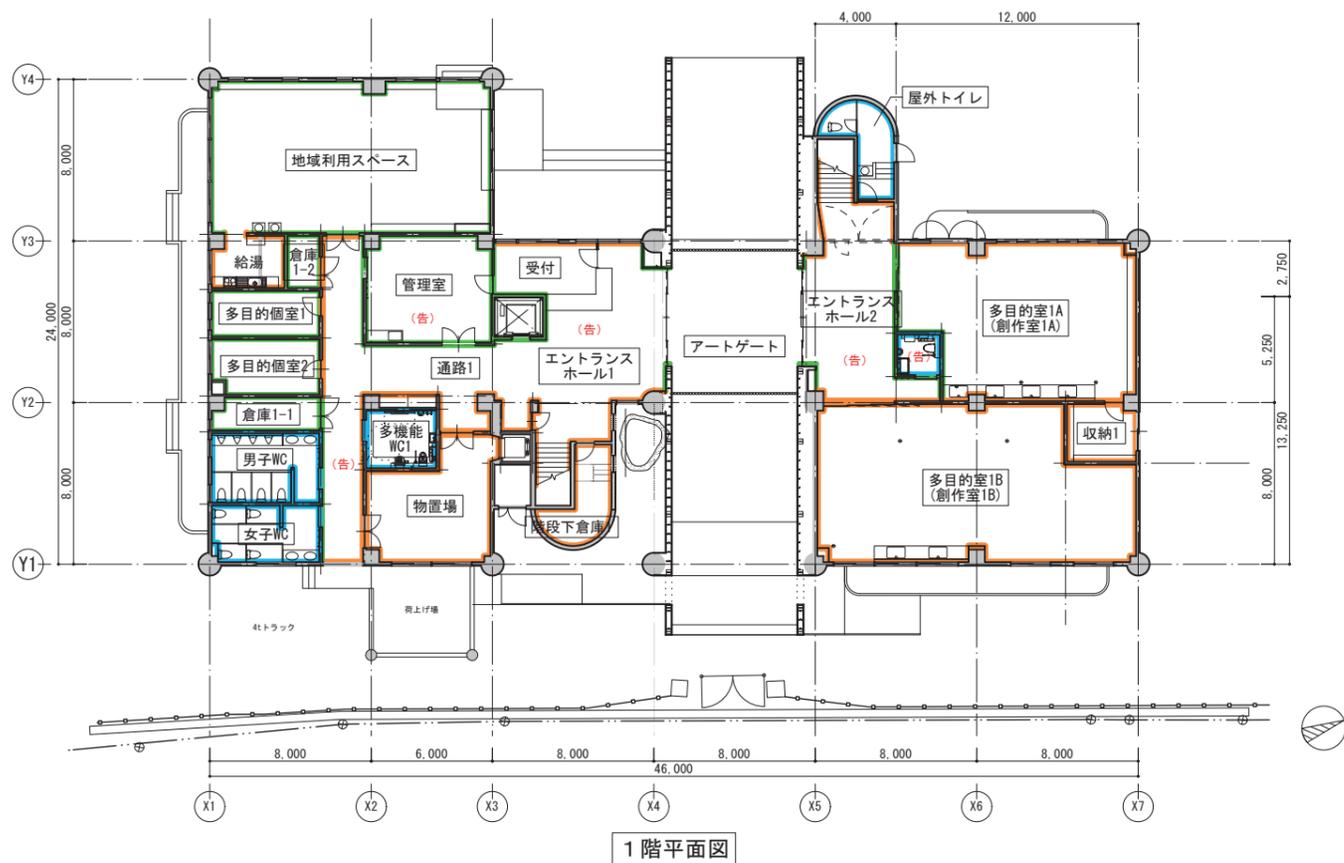
3階平面図

03. 建築改修計画概要

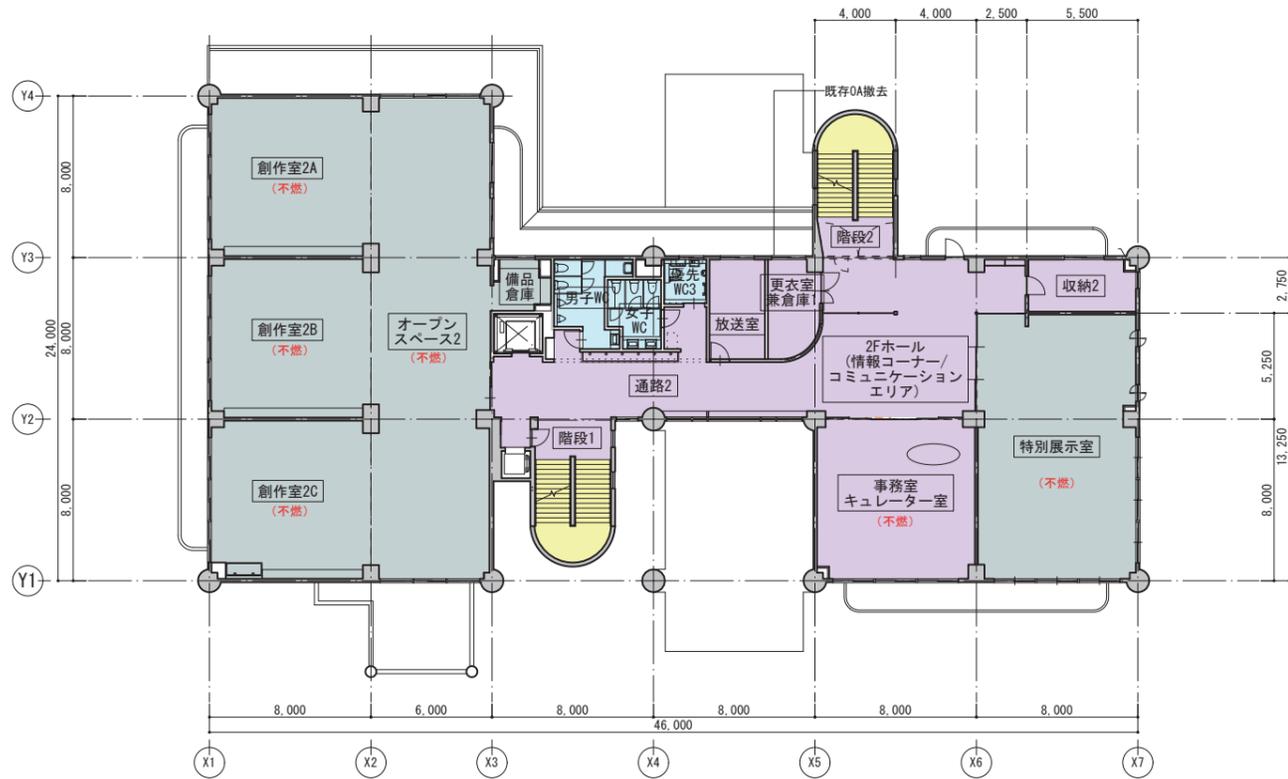


壁凡例

	既存コンクリート壁補修 EP塗装
	既存コンクリート壁磨き仕上げ 一部木壁はがし仕上げ
	ケイカル板 EP-G塗装
	ガラスウールボード
	石膏ボード (塗装下地クロス) EP塗装
(不燃)	避難検証法で壁・天井不燃とする室
(告)	排煙告示で不燃とする室



03. 建築改修計画概要



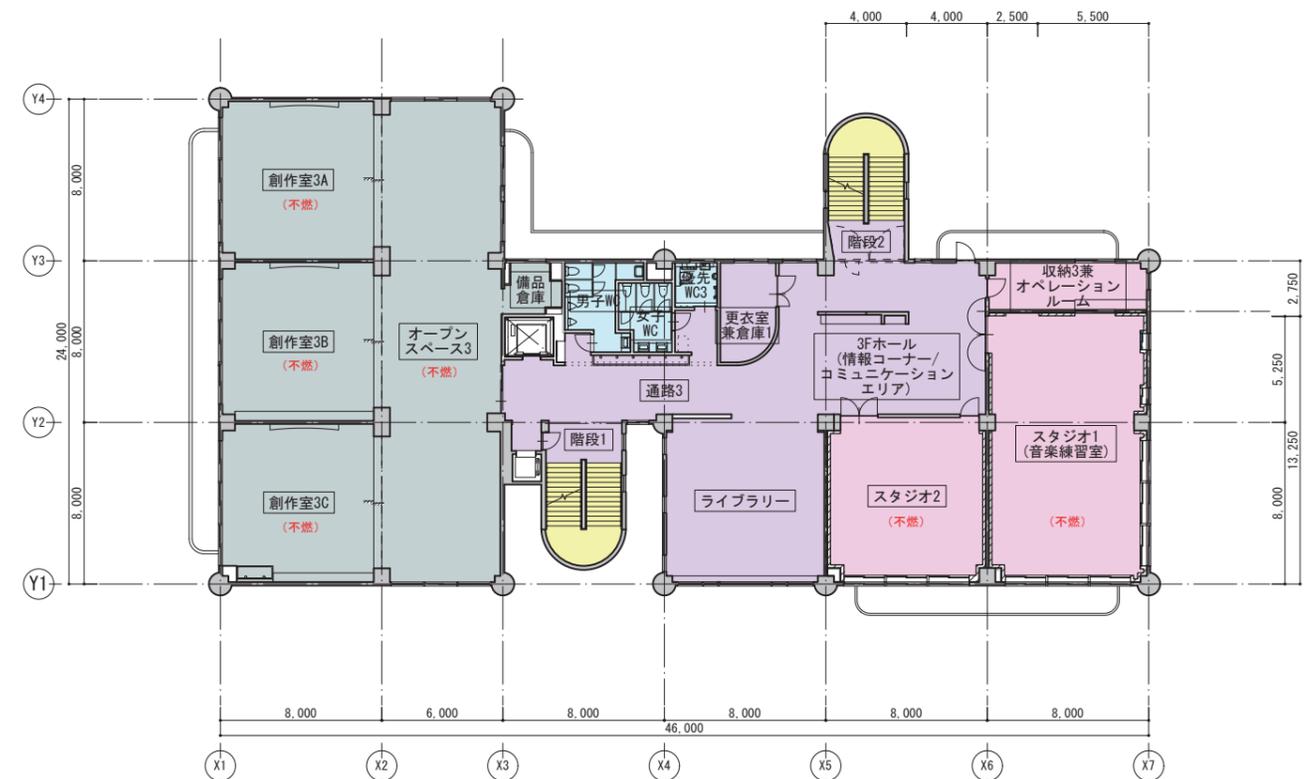
2階平面図



1階平面図



天井凡例	
	岩綿吸音板
	躯体コンクリート現し 下地調整の上、塗装
	ケイカル板
	化粧石膏ボード
	既存吹付タイル補修
	アルミパネル (検討中)
(不燃)	避難検証法で壁・天井不燃とする室
(告)	排煙告示で不燃とする室



3階平面図

03. 建築改修計画概要

【ユニバーサルデザイン計画】

□誰もが安全安心に利用できる施設

- ・利用者の年齢、障がいの有無、性別、国籍に関わらず安全に利用できるバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設とします。
- ・ロビー、通路幅は十分な広さを確保し、車いす利用者やベビーカー利用者にも配慮します。
- ・入口付近に受付カウンターを設ける、内部で活動している人の様子が見えるなどだれでも入りやすい雰囲気づくりをします。

□障害のある方、車いす利用者への配慮

- ・メインエントランスから総合案内までの経路には誘導ブロックを設置します。
- ・メインエントランスから最も近い駐車場を身障者等用駐車場とします。
- ・車いす対応のエレベーターを新設しだれもが各階にアクセスできる計画とします。
- ・既存の床仕上による段差はフラットもしくは緩やかなスロープによってなくします。
- ・車いす利用者でも使用できるように、窓口カウンターや廊下の幅、エレベーターの大きさ、家具レイアウト等に配慮します。
- ・各階に多機能トイレを設置します。1階の多機能にはユニバーサルデザインベッドやオストメイトを設けます。
- ・利用者はもとより、障害のある、又は車いす使用の職員でも業務が支障なく行える計画とします。

□お子さま連れの方への配慮

- ・地域利用スペース内に給湯室やキッズスペースを設置します。
- ・多目的個室を設け、授乳対応ができる計画とします。
- ・各階の多機能トイレにはベビーチェアを設け、子連れの利用者がどの階でも利用できる計画とします。

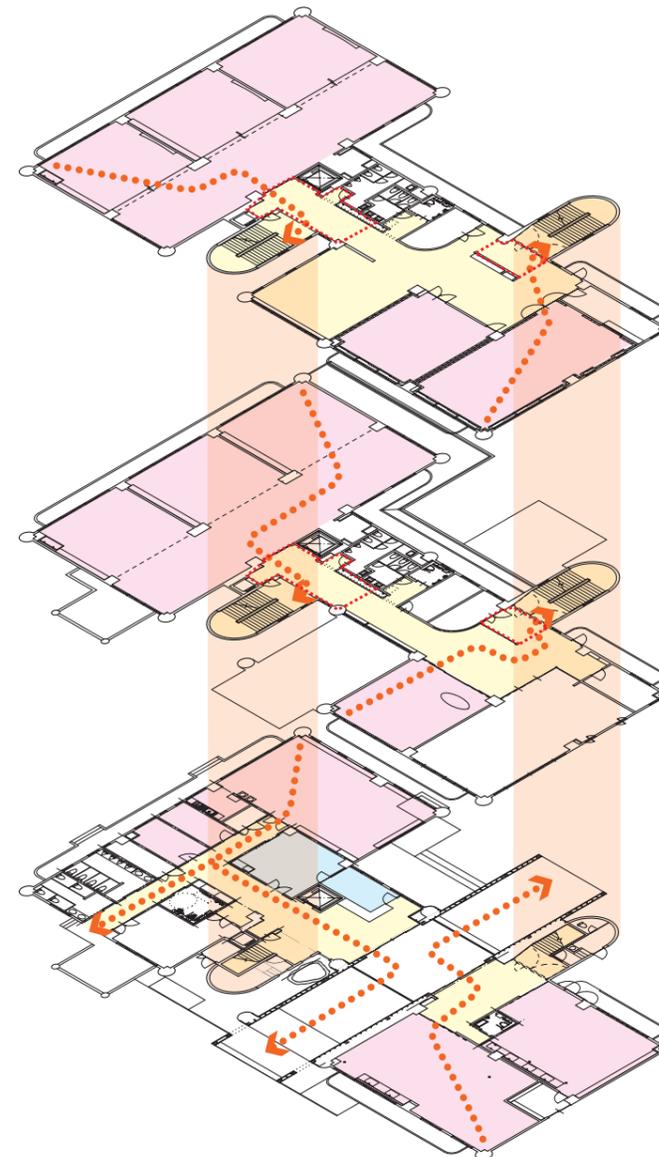
□サイン計画

- ・施設全体のサインの形状、記号、書体、色彩などのデザインを統一し、利用者が認識しやすく目的の場所に誘導されやすいデザインとします。
- ・サイン表記は直感的にわかりやすいピクトグラム（絵文字）の併用により国際化に対応した表示を行います。
- ・視覚障がいや色覚特性等に配慮し、点字の併用や色による区分を工夫し、認識しやすいデザインとします。
- ・受付を1階のメインエントランス付近に配置し、サイン（ハード）と人（ソフト）の組合せにより、わかりやすい施設案内を行えるようにします。

【避難計画】

□日常動線が避難動線になる計画

- ・災害時の避難動線は南北2か所の階段を想定し、日常的な利用動線が災害時の避難動線となる計画とします。
- ・さらに誘導灯やサイン等でスムーズな誘導を行える計画とします。
- ・避難安全検証法により2～3階の階段室に防火区画された前室空間を設け、一次避難が可能な計画とします。



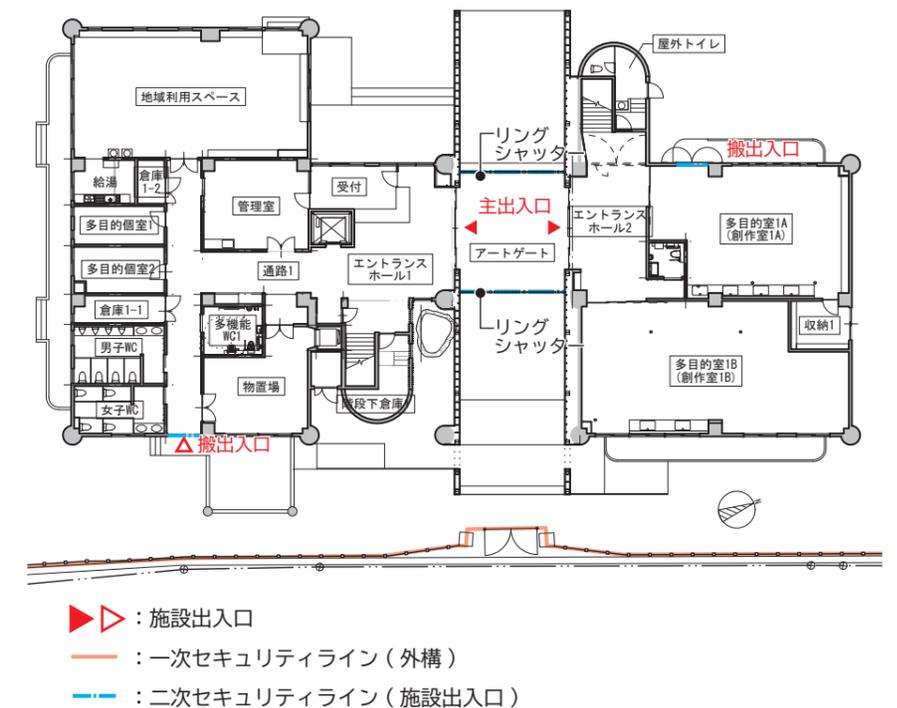
【セキュリティ計画】

□日常動線が避難動線になる計画

- ・敷地周囲はフェンスを設置し、出入口は門扉を設けることで夜間等は敷地内に進入させない計画とします。
- ・主出入口のあるアートゲートの東西面2か所にリングシャッターを設けます。



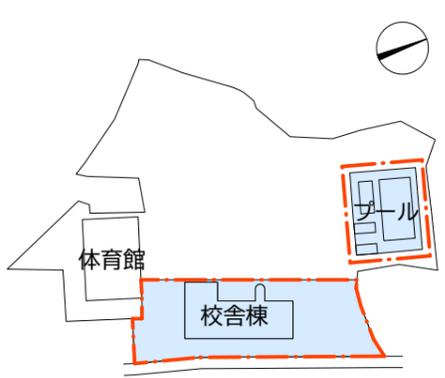
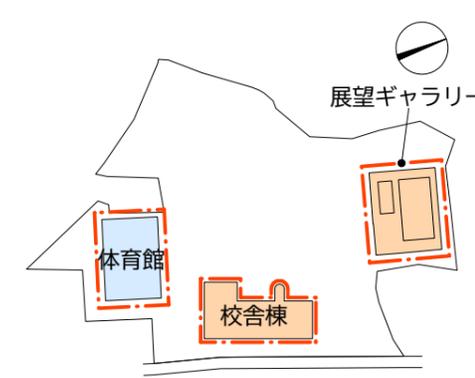
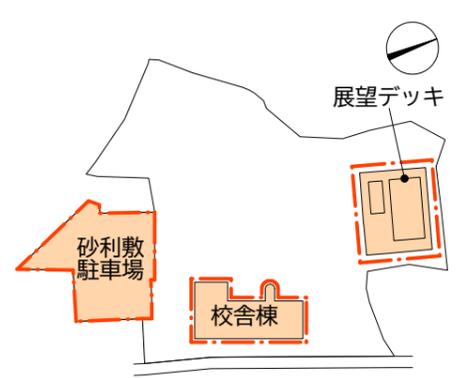
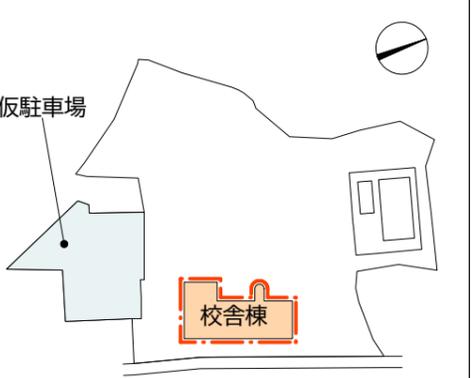
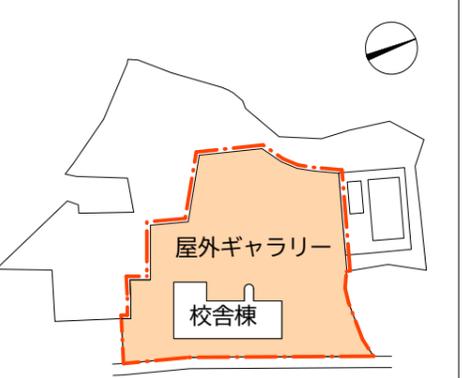
□敷地全体のセキュリティ計画



□施設出入口のセキュリティ計画

06. スケジュール、その他

工事ステップ計画概要

	① 第1期 解体工事 (プール廻り・校舎棟内装)	② 第2期 解体工事(体育館) 校舎棟外装改修工事 展望ギャラリー・デッキ新設工事	③ 校舎棟内装改修工事 展望ギャラリー・デッキ新設工事 体育館解体後、駐車場砂利敷き	④ 校舎棟内装改修工事	⑤ 外構工事 (駐車場・屋外ギャラリー)
工事期間	令和7年8月～令和7年9月	令和7年10月～令和7年11月	令和7年12月～令和8年1月	令和8年2月～令和8年6月	令和8年6月～令和8年8月
					
解体工事	プール廻り、敷地西側の小屋、駐車場アスファルト解体、校舎棟内装の解体を行います。	体育館解体、敷地内フェンスの解体を行います。			
改修工事		校舎棟外装改修工事を行います。展望ギャラリー廻りの新設工事を行います。	校舎棟内装改修を行います。展望デッキの新設工事、体育館跡砂利敷きを行います。	校舎棟の内装改修を行います。	校庭エリアに芝生敷き、コンクリート舗装、屋外電気・照明設備工事、駐車場新設工事を行います。

計画工程表(案)

項目	令和7年度							令和8年度											
	2025. 7	8	9	10	11	12	2026. 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
外構	準備期間	プール廻り解体		展望ギャラリー・展望デッキ新設工事									外構工事(屋外ギャラリー、駐車場)						
体育館			アスファルト舗装解体		体育館解体		体育館跡砂利敷き工事												
校舎棟				外装改修工事															
	準備期間	校舎棟内装解体工事			校舎棟内装改修工事										備品搬入運営準備		令和8年度中グランドオープン		

つくば市文化芸術創造拠点に関するワークショップ実施報告

ワークショップ概要

名 称：つくば市文化芸術創造拠点の整備・運営に関するワークショップ

日 時：令和6年（2024年）6月29日（土）10:00～12:00

場 所：つくば市水守 620（旧田水山小学校跡地）

参加者：9名

内 容：・つくば市文化芸術創造拠点の理念や経緯、基本設計についての説明

・ワークショップ

利用者が「つくば市文化芸術創造拠点」に魅力を感じ、使いたくなるような施設にするためには、どのように運営すればよいかを検討するための仕掛けとして「施設利用パンフレットの作成」を課題とした。既存パンフレットを模して作成したワークシートを用い、2グループに分かれて以下の項目について検討。

- ① 愛称
- ② 利用時間や定休日
- ③ 使用可能備品
- ④ アクセスの案内
- ⑤ 各部屋の利用料金（免除規定等も含む）
- ⑥ 申し込み方法

ワーク内で参加者から提示されたアイデアの例

① 愛称

- ・ つくばアートゲートたみやま (T.A.T) など
「田水山という名前を次の世代へ」「世界に発信していくにあたり「つくば」という要素がほしい」といった意見があった。

② 利用時間や定休日

- ・ 10:00～22:00（宿泊もできて24時間使えばなおよい）
- ・ 学童や子ども向けのアートスクールなどは8:00～19:00、その他のスペースは9:00～22:00 など

③ 使用可能備品

- ・ こどもが創作に使うことができる材料（木の枝や貝殻等）
- ・ つくばサステナスクエアの廃棄物を使って作品を作る部品 など

④ アクセスの案内

- ・つくたくで連れてきてもらえるように乗降場所追加
- ・イベント時にはつくばセンターからピストン輸送や周遊企画を実施
- ・シャトルバスのバス停をつくる など

⑤ 利用料金（免除規定等も含む）

- ・学割、シニア割
- ・月単位、時間単位、日単位
- ・市外の方は2倍 など

⑥ 申し込み方法

- ・HP、つくスマから予約
- ・遅くとも半年前には予約ができるようにしてほしい など

⑦ その他

- ・プールで、屋外こども劇場のような企画ができれば
- ・どの観点に関しても、一般の市民向けなのか、アーティスト向けなのか、ターゲットを分けて考えた方がよいと思う
- ・障害者の雇用につながるような仕組み など

参加者からの感想・意見等（要約）

- ・リーフレットというリアルなフォーマットがあったため、より具体的に考えることができ、参加者のアイデアの交差に大変ワクワクした
- ・名称はロゴなどのシンボルマークやサイン計画とともに、市民のアイデアを抽出するワークショップなどを踏まえながら、一貫したアートディレクションが必要
- ・障害福祉課との連携が取れたらよい
- ・地元住民がほとんど参加していない現状は課題であり、持続的かつ効果的に進めるには地元住民をどう巻き込むかを考える必要がある
- ・こども食堂開催を考えており、調理器具や冷蔵庫などの管理も想定してほしい
- ・募集の段階で「パンフレットを考えるワークショップ」ということがわかっていたら、誘いやすかった
- ・手元に図面があると、さらにイメージやすかったかなと思います
- ・これだけの内容を考えて話し合うのだと、時間が足りなかった



名称についてグループ案を検討1



名称についてグループ案を検討2



名称についてグループ案を検討3



名称についてグループ案を発表



利用についてグループ案を発表1



利用についてグループ案を発表2



互いのグループの発表内容を講評2



ワークショップを振り返る

利用のご案内

各室利用料金 ⑤-1

名称	() 市内 (例) 市内	() 市外 (例) 市外
創作室	円/	円/
スタジオA	円/	円/
スタジオB	円/	円/
多目的室	円/	円/
(例) 創作室	2,000円/日	2,500円/日

利用料金について ⑤-2

(例) 65歳以上の方が過半数を占める団体は無料

申し込み方法

⑥

(例) 利用予定月の2カ月前の月の初日から使用日の14日前までの間に「公共施設予約システム」または電話でお申し込みください。

使用可能備品

③

(例) プロジェクター・・・300円/回
 (例) 展示用パネル・・・無料
 (例) ギターアンプ・・・250円/時

交通のご案内

案内図 ④-1

④-2

(例) お車でお越しの場合
 常磐自動車道「谷田部IC」から約35分

つくば市文化芸術創造拠点ワークショップ ワークシート

氏名

つくば市文化芸術創造拠点

①-1

①-2 (色:)



利用時間

②

(例) 創作室・スタジオ・・・10:00～21:00
 地域利用スペース・・・9:00～22:00

※定休日